

平成25年旭市議会第4回定例会会議録目次

第1号（11月6日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
議長報告事項	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
議案上程	4
議案第 1号 平成25年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 2号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 3号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 4号 旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 5号 旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 6号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 7号 旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 8号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 9号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第10号 旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第11号 旭市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について	
議案第12号 財産の取得について	
議案第13号 財産の取得について	

議案第14号 財産の取得について	
議案第15号 旭市土地開発公社の解散について	
議案第16号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
議案第17号 専決処分の承認について（平成25年度旭市一般会計補正予算）	
提案理由の説明並びに政務報告	5
議案の補足説明	12
散 会	25

第 2 号 （11月8日）

議事日程	27
本日の会議に付した事件	27
出席議員	27
欠席議員	27
説明のため出席した者	27
事務局職員出席者	28
開 議	29
議案質疑	29
議案第16号直接審議（先議）	37
常任委員会議案付託	37
常任委員会陳情付託	38
散 会	38

第 3 号 （11月12日）

議事日程	39
本日の会議に付した事件	39
出席議員	39
欠席議員	39
説明のため出席した者	39
事務局職員出席者	40
開 議	41

一般質問	4 1
5番 伊藤 保	4 1
12番 滑川 公英	5 6
20番 高橋 利彦	6 6
1番 大塚 祐司	9 6
散 会	1 0 9

第 4 号 (11月13日)

議事日程	1 1 1
本日の会議に付した事件	1 1 1
出席議員	1 1 1
欠席議員	1 1 1
説明のため出席した者	1 1 1
事務局職員出席者	1 1 2
開 議	1 1 3
一般質問	1 1 3
4番 太田 将範	1 1 3
15番 木内 欽市	1 2 7
8番 伊藤 房代	1 4 7
14番 柴田 徹也	1 5 2
散 会	1 6 7

第 5 号 (11月22日)

議事日程	1 6 9
本日の会議に付した事件	1 6 9
出席議員	1 6 9
欠席議員	1 7 0
説明のため出席した者	1 7 0
事務局職員出席者	1 7 0
開 議	1 7 1

常任委員長報告	1 7 1
質疑、討論、採決	1 7 4
常任委員長陳情報告	1 8 1
質疑、討論、採決	1 8 2
事務報告	1 8 3
閉 会	1 8 4

平成25年旭市議会第4回定例会会議録

議事日程（第1号）

平成25年11月6日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 議長報告事項
 - 第 3 会議録署名議員の指名
 - 第 4 会期の決定
 - 第 5 議案上程
 - 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 7 議案の補足説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 議長報告事項
 - 日程第 3 会議録署名議員の指名
 - 日程第 4 会期の決定
 - 日程第 5 議案上程
 - 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 7 議案の補足説明
-

出席議員（21名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 大 塚 祐 司 | 2 番 | 飯 嶋 正 利 |
| 3 番 | 宮 澤 芳 雄 | 4 番 | 太 田 將 範 |
| 5 番 | 伊 藤 保 | 6 番 | 島 田 和 雄 |
| 7 番 | 平 野 忠 作 | 8 番 | 伊 藤 房 代 |
| 9 番 | 林 七 巳 | 10 番 | 向 後 悦 世 |
| 11 番 | 景 山 岩三郎 | 12 番 | 滑 川 公 英 |
| 14 番 | 柴 田 徹 也 | 15 番 | 木 内 欽 市 |

16番 佐久間 茂 樹
18番 林 俊 介
20番 高 橋 利 彦
22番 林 一 哉

17番 日 下 昭 治
19番 嶋 田 茂 樹
21番 林 正 一 郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	彗 田 哲 雄	秘書広報課長	堀 江 通 洋
行政改革 推進課長	林 清 明	総務課長	米 本 壽 一
企画政策課長 兼被災者 支援室長	伊 藤 浩	財政課長	加 瀬 正 彦
税 務 課 長	佐 藤 一 則	市民生活課長	馬 淵 一 弘
環 境 課 長	新行内 弘	保険年金課長	加 瀬 喜 久
健康管理課長	野 口 國 男	社会福祉課長	加 瀬 恭 史
子 育 て 支 援 課 長	山 口 訓 子	高 齢 者 福 祉 課 長	石 毛 健 一
商工観光課長	堀 江 隆 夫	農水産課長	大久保 孝 治
建 設 課 長	高 野 晃 雄	都市整備課長	林 利 夫
下 水 道 課 長	石 毛 隆	会計管理者	宮 應 孝 行
消 防 長	佐 藤 清 和	水道課長	鈴 木 邦 博
病院事務部長	菅 谷 敏之史	病院経理課長	土 師 学
庶 務 課 長	横 山 秀 喜	学校教育課長	菅 谷 充 雅
生涯学習課長	佐久間 隆	体育振興課長	石 嶋 幸 衛
監 査 委 員 事 務 局 長	田 杭 平 三	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 木 寛 幸

事務局職員出席者

事 務 局 長	伊 藤 恒 男	事 務 局 次 長	向 後 嘉 弘
---------	---------	-----------	---------

開会 午前10時 0分

○議長（日下昭治） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いしたいと思います。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（日下昭治） ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより平成25年旭市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（日下昭治） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承を願いたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（日下昭治） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

20番、高橋利彦議員、21番、林正一郎議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第4 会期の決定

○議長（日下昭治） 日程第4、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から11月22日までの17日間といたしたいと思いをます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（日下昭治） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から11月22日までの17日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いをますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（日下昭治） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第17号までの17議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長の出席を求めました。

◎日程第5 議案上程

○議長（日下昭治） 日程第5、議案上程。

議案第1号から議案第17号までの17議案を一括上程いたします。

議案第 1号 平成25年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 2号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 4 号 旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 旭市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 12 号 財産の取得について
- 議案第 13 号 財産の取得について
- 議案第 14 号 財産の取得について
- 議案第 15 号 旭市土地開発公社の解散について
- 議案第 16 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 17 号 専決処分承認について（平成 25 年度旭市一般会計補正予算）

◎日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（日下昭治） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成 25 年旭市議会第 4 回定例会を招集し、平成 25 年度旭市一般会計補正予算のほか、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

開会に当たり、今回提案いたしました各議案の提案理由について申し上げます。

議案第1号は、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,730万円を追加し、予算の総額を300億470万円とするものであります。

議案第2号は、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第4号は、旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号は、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号は、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号は、旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号は、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、同様の措置を講じている延滞金の割合について、所要の改正を行うものであります。

議案第9号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号は、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも東日本大震災により住宅を失った方等の入居資格の特例について規定の整備を行い、併せて私債権である住宅の家賃の延滞金について、民法の規定を適用する改正を行うものであります。

議案第11号は、旭市土地開発基金条例を廃止する条例の制定についてでありまして、公共用地の先行取得の必要性が薄れたことから条例を廃止するものであります。

議案第12号は、財産の取得についてでありまして、道の駅施設整備事業における建設用地の取得に当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号及び議案第14号は、財産の取得についてでありまして、旭市土地開発公社の解散に伴い、公社が先行取得しておりました用地について、土地売買の仮契約を締結しましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第15号は、旭市土地開発公社の解散についてでありまして、公社理事会の同意を得て、公社の解散を行うに当たり、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち、平成26年3月31日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大

臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

私は、宮本英一氏が適任であり再度お願いしたいと考え、提案するものであります。

議案第17号は、専決処分の承認についてでありまして、台風26号による被害の復旧工事費を専決処分したものであります。

次に、東日本大震災にかかる被災者への生活再建支援や復興に向けた取り組みなどについて申し上げます。

初めに、国及び県の生活再建支援制度について申し上げます。

国の被災者生活再建支援金については、基礎支援金が、対象世帯の約99%に当たる803世帯に、加算支援金が、対象世帯の約79%に当たる636世帯に、合わせて13億4,625万円が支給されております。また、県の液状化等被害住宅再建支援金については、285世帯に、1億4,333万6,000円を支給したところであります。

次に、旭市津波被災住宅再建支援事業について申し上げます。

本事業については、東日本大震災による被害を受けた津波被災地域の住民の定住促進を目的とする震災復興特別交付税が追加加算措置され、交付金が交付されることとなったことから、第3回定例会において補正予算を議決していただいたところであります。

本市では、954世帯が津波で被災しておりますが、このうち、床上浸水により半壊以上の被害を受けた住宅に居住していた世帯が、市内において住宅を建設、購入または補修し、その住宅に居住する場合に、その費用の一部を補助することにより生活再建を促し、併せて住民の定住促進を図るもので、本定例会に関連する補正予算を計上するものであります。

次に、災害公営住宅整備事業について申し上げます。

災害公営住宅については、入居予定の33世帯に対して10月初めに内定通知を送付したところであります。

また、10月17日には飯岡支所において、今後の入居に係る資格審査のための必要書類である、住民票及び収入等に関する提出書類の出張受け付けを行ったところであります。

今後の予定としましては、年明け以降に契約書類の手続きや入居後のルール等についての説明会を実施し、3月ごろに入居のための契約を行う予定であります。

なお、本体工事については、着工から4か月半余りが経過したところでありますが、平成26年4月の入居を目指して順調に進んでいるところであります。

次に、災害廃棄物の処理について申し上げます。

災害廃棄物の処理については、国の被災者生活再建支援制度が1年間延長され、この対象

者に限り個別に受け入れを行っております。

現在、12月末までの受け入れ期間を設け、岩井地区仮置き場において、約700トンの災害廃棄物の搬入が予定されているところであります。今後、災害廃棄物の分別、運搬、処理を適正かつ効率的に進め、平成26年3月末までに業務を完了する予定であり、本定例会に関連する補正予算を計上するものであります。

次に、市街地液状化対策事業について申し上げます。

平成25年度で予定しました地質調査が10月に完了し、この結果をもとに再液状化の診断や、要対策地区、対策工法の検討を行っております。この検討作業については、平成26年1月をめぐりに取りまとめ、住民への説明会等を通じて報告していく予定であります。

次に、復興交付金について申し上げます。

災害復興事業の財源となる復興交付金については、市として5回目の申請を行いました。申請した事業は、これまで継続協議となっていた津波避難道路整備事業であります。今後は国からの配分を待つて事業を推進してまいります。

次に、道の駅施設整備事業について申し上げます。

道の駅施設整備事業については、開業後の運営に当たる第三セクターを設立するための計画策定及び発起人会設立に向けた調査検討を行うため、第三セクター設立作業部会を設置し検討を始めたところであります。

駅長については、採用時期を開業予定の1年前とし、現在、道の駅の経営にふさわしい方を選考しているところであります。

また、施設の設計については、誰もが利用しやすく魅力のある施設とするため、詳細な部分の検討を行っているところであります。

建設用地の取得については、税務署との事前協議が終了しましたので関係地権者との交渉を進めており、仮契約を締結した土地の取得に関する議案を本定例会に提案するものであります。

次に、地区懇談会について申し上げます。

復興への取り組みやまちづくりについて、市民の皆様と直接話し合う地区懇談会を10月17日から市内6カ所で開催いたしました。本年度は合わせて550名の参加があり多くの方と意見交換をすることができました。特に今回は、旭中央病院検討委員会による報告について説明をいたしましたので、旭中央病院の役割や課題、経営形態などに22件のご意見をいただきました。また、政策に関しては、津波対策をはじめ、いいおか荘の再開や道の駅、人口減少

対策など42件のご意見や提案をいただきました。内容を検討の上市政に反映していきたいと考えております。

次に、社会福祉について申し上げます。

隔年で実施しております戦没者追悼式については、10月17日に東総文化会館で挙行いたしました。ご遺族の皆様方をはじめ、千葉県、近隣市、各種団体の代表者262名の参列をいただき、戦没者1,863御柱、戦災犠牲者54御柱、香取航空基地より戦場に飛び立ち、帰らぬ人となられた戦没者954御柱の御霊に対し、心より哀悼の意をささげました。

次に、子育て支援について申し上げます。

飯岡地区の統合保育所の建設については、現在、園舎2階部分の躯体工事を行っております。工事は順調に進んでおり、3月に完成する予定であります。

次に、保健事業について申し上げます。

市民が早期にがんを発見し、早期に治療ができるよう、胃がん、乳がん、肺がん及び子宮頸がんを集団検診として、各保健センターで実施するとともに、大腸がん及び前立腺がんについては、市内医療機関で個別検診として実施いたしました。

9月末現在の受診者数は、延べ3万170人となっており、集団検診では、前年を429人上回る2万2,861人が受診し、精密検査が必要な方には受診を促し、早期治療に結びつけているところであります。

また、高齢者の季節性インフルエンザ感染による重症化を防ぐため、10月1日から、予防接種費用の一部を助成する感染予防対策を実施しているところであります。

次に、平均寿命について申し上げます。

先般、保健福祉水準の指標となる平成22年の平均寿命が5年ぶりに発表されました。旭市は、男性79.0歳、女性86.1歳と平成17年に比べ、男性では1.7歳、女性で2.3歳延伸し、全国平均に近づくことになりました。

今後も引き続き、市民一人一人の健康づくりの支援に努めてまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

琴田小学校大規模改造工事については、老朽化した校舎の全面改修を9月から実施しており、年度内完成に向けて進んでいるところであります。

三川小学校と富浦小学校の屋内運動場防災機能強化事業については、老朽化による改修と併せて大規模な地震による天井材の落下防止を図り、児童や地域の避難場所としての安全を考慮して実施しており、工事は順調に進んでおります。

飯岡小学校東校舎の外階段設置工事については、児童の安全を図るため、緊急時の2方向避難を確保することとし、11月中に完成する予定であります。

古城小学校屋外運動場整備については、10月にグラウンドの整備が完了し、快適に屋外での活動ができる環境が整ったところであります。また、滝郷小学校屋外運動場整備については、契約を締結し、工事に着手しております。

飯岡中学校改築事業については、土地改良事業の手続きが遅れている状況であります。建設予定地である非農用地の取得に向けて事務を進めているところであります。

次に、文化振興について申し上げます。

9月29日に東総文化会館大ホールにおいて「第8回あさひのまつり」を開催し、8団体222名の参加をいただきました。会場に響き渡る太鼓や笛の音色に大勢の観客から盛大な拍手が送られました。

また、10月26日から11月3日にかけて、各地区及び各部門ごとに市民文化祭を開催し、大勢の方々に市民の文化活動の成果を楽しんでいただきました。27日の東総文化会館の会場においては、姉妹都市である沖縄県中城村から参加をいただき沖縄の伝統芸能を披露していただきました。

なお、11月9日には市民の文化意識の高揚を図るため、俳優の永島敏行さんを講師にお招きし、「永島敏行 旭の魅力を語る ～食と地域の魅力づくり～」という演題で文化講演会を予定しております。

次に、体育振興について申し上げます。

10月13日、東総運動場において、第4回市民体育祭を開催いたしました。

好天に恵まれ、多くの市民に参加をいただき、出場者の頑張る姿、観客の笑顔、ユニークな数々のレース等、市民のかたいきずなづくりができたものと確信しております。

11月4日と5日には、第5回向太陽杯パークゴルフ大会を、あさひ健康パーク・パークゴルフ場において開催いたしました。県外及び市外の選手に市内選抜選手を含め総勢160名による交流試合が和やかな雰囲気の中で行われ、大会中は、出場者に旭市の食材を提供し、食の郷旭の魅力を発信することができました。

12月22日には、第9回旭市民駅伝大会が東総運動場において開催されます。

また、2月2日には、勇気・元気・復興への道をスローガンに旭市飯岡しおさいマラソン大会が開催されます。全国各地から、約5,000人のランナーが、旭のしおさいロードを駆け抜ける予定であります。

次に、観光について申し上げます。

恒例となりました「秋のへら鮎釣り大会」が10月27日に袋公園東溜池で、11月3日には、長熊釣堀センターで行われ、市内外から多くの釣り客の参加をいただき大盛況のうちに終了することができました。

また、11月1日から15日まで中央児童遊園で菊花大会が開催されており、丹精込めて育てられた菊を鑑賞することができます。

次に、産業振興について申し上げます。

中小企業の震災からの復旧・復興支援として第2回定例会において、市単独の中小企業の復興支援事業としてご承認をいただきました旭市中小企業復旧支援事業については、8月30日に申請を締め切り、34件の申し込みがありました。その後、案件ごとに調査を行い、9月30日に開催した審査会の結果、申請案件全てについて補助金の交付を認定いたしました。

なお、補助金総額は3,018万3,000円となり、中小企業者の事業再建の大きな力となっていると考えております。

次に、農業について申し上げます。

園芸については、県補助事業の「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業により順調に生産施設等の整備が進んでおります。

また、この冬の施設園芸用の燃油需要に備えて、市独自の施設園芸暖房用燃料高騰対策について、農業者と農協などの燃油販売業者へ事業の周知をしたところであります。

次に、都市との交流について申し上げます。

「幽学の里で米づくり事業」については、10月5日に収穫祭を開催いたしました。当日は事業に参加された140名の方々が、小雨の中ではありますが芋掘りや餅つきを体験し、また、都市農漁村交流協議会メンバーによる食育PRの紙芝居、地元長部地区の保存会の方々によるおはやしを披露して交流を深めるとともに、昼食にはお雑煮やきな粉餅、丸干しイワシを味わうなど、旭の秋を満喫していただきました。

今後とも、地元関係者及び関係機関と連携を密にして、内容を充実させて一層の交流に努めてまいります。

次に、公園事業について申し上げます。

平成24年度に国の採択を受け、今年度へ予算を繰り越し施工してまいりました、旭文化の杜公園歩道橋整備工事は、10月末に完成いたしました。

これにより、公園内での移動が容易となり、一つの公園として一体的に利用でき、利便性

の向上が図られました。

次に、津波対策について申し上げます。

海岸保安林区域における減災林整備については、中谷里地先において年度内の完成をめどに盛土工事と植栽工事を進めております。三川地先盛土工事については、盛土工事の測量及び設計業務について関係機関と調整しているところであります。

また、千葉県海匠土木事務所により、下永井から平松までの海岸の一部区間で海岸基盤整備工事が実施されております。残る区間についても、早期に実施していただけるよう引き続き要望してまいります。

今年度設置予定の津波避難タワー2基については、旧飯岡消防分署跡及び神宮寺浜区に設置を決定し、現在、地質調査等を実施しております。

また、津波避難訓練については、9月の総合防災訓練に続き、3月9日に実施することといたしました。津波の恐ろしさを忘れることなく、災害時において適切な行動がとれるよう、防災に対する市民の理解と知識を高めるため、平常時の訓練の重要性を周知、啓発してまいります。

最後に、旭市土地開発公社の解散及び旭市土地開発基金の廃止について申し上げます。

旭市土地開発公社は10月4日の公社理事会において、近年の地価の継続的下落傾向が続く中、公共用地の先行取得を行うメリットが失われていることから、公社の解散について同意を得たところであります。また、旭市土地開発基金についても、公共用地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を行うことを目的として運用してまいりましたが、先行取得の必要性が薄れたことから廃止するもので、ともに本定例会に関連議案を提案するものであります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明申し上げ、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは、事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご審議の上ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（日下昭治） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第7 議案の補足説明

○議長（日下昭治） 日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第13号、議案第14号、議案第17号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第1号から17号まで、財政課所管に係る部分、ご説明申し上げます。

それでは、議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算（第4号）について補足説明を申し上げます。

予算書をお願いいたします。1ページになります。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ6億1,730万円を追加いたしまして、予算の総額を300億470万円とするものです。

第2条、繰越明許費の補正につきましては、後ほどご説明いたします。

2ページから5ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略いたしまして、6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正となります。4事業につきまして繰り越しの設定をお願いするものです。

8款2項道路橋梁費、蛇園南地区流末排水整備事業につきましては、隣接する家屋等への影響等を考慮いたしまして、その対策のための期間を要し、必要な工期が確保できないため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

同じく8款2項津波避難道路整備事業につきましては、財源である復興交付金の交付決定が年明けにずれ込む見込みであり、事前着工できないことから必要な委託期間が確保できないため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

次に、同じく8款2項橋梁維持補修事業につきましては、工法の見直しの関係から適正な工期の確保が困難となるため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

次に、10款2項小学校費の小学校大規模改造事業は、嚶鳴小学校校舎の大規模改造工事でありまして、国の交付金の交付決定が7月にずれ込んだことにより、適正な工期の確保が困難なため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

次に、歳入につきましてご説明いたします。

なお、事業内容につきましては、歳出のほうで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

9ページをお願いいたします。

11款1項1目民生費負担金1,215万8,000円の追加は、説明欄1番、保育所運営費負担金で、保育所入所者の増によるものです。

13款1項1目民生費国庫負担金6,003万8,000円の追加は、2節児童福祉費国庫負担金、説明欄1番、保育所運営費負担金及び3節の生活保護費国庫負担金で、それぞれ保育所入所者数の増及び生活保護者数の増によるものです。

2項3目衛生費国庫補助金1,700万円の追加は、説明欄1番、災害廃棄物処理事業費補助金で、災害廃棄物処理量の増によるものです。

14款1項1目民生費県負担金392万6,000円の追加は、説明欄1番、保育所運営費負担金で、保育所入所者数の増によるものです。

10ページをお願いいたします。

14款2項2目民生費県補助金1,949万2,000円の追加は、説明欄1番、子育て安心応援事業費補助金につきまして、私立保育所すこやか支援事業の追加によるものです。

説明欄2番、子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、電算システム運営事業の追加によるものです。

5目農林水産業費県補助金152万円の追加は、説明欄1番、さわやか畜産総合展開事業費補助金の追加によるものです。

15款1項2目利子及び配当金153万7,000円の追加は、土地開発公社への貸付金の利子を計上するものです。

17款2項2目災害復興基金繰入金4億円の追加は、津波被災住宅再建支援金に充てるものです。

18款1項1目繰越金1億162万9,000円の追加は、今回の補正財源として必要な額を計上しております。

以上で歳入の説明は終了いたします。

続きまして、歳出のご説明申し上げます。

12ページになります。

1款1項1目議会費45万6,000円の追加は、人事異動に伴いまして給料及び職員手当等に不足額が生じる見込みであることから、増額するものでございます。

なお、人件費につきましては、総額では2,949万8,000円の減となる見込みでございます。総務費以降の各款に計上されております人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。29ページ以降の給与費明細書の中で概要をご説明申し上げます。

2款1項8目電子計算費、説明欄1番、電算システム運用事業913万5,000円の追加は、子ども・子育て支援制度システム導入によるものです。これは全額、県支出金でございます。

11目諸費の説明欄1番、旭駅バリアフリー施設整備事業5,300万円の追加は、JR東日本が実施する旭駅へのエレベーター設置に係る工事費に対して助成するものです。

飛びまして、15ページをお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費の説明欄1番、地域生活支援事業267万9,000円の追加は、福祉作業所臨時職員の増によるものです。

17ページになります。中ほどより少し下でございます。

3項4目保育所費の説明欄2番、保育所運営費1,943万7,000円の追加及び説明欄3番、保育所指定管理委託事業330万円の追加につきましては、保育所入所者数の増によるもので、18ページになりますけれども、説明欄の4番、私立保育所すこやか保育支援事業1,035万7,000円の追加、これは私立保育所の保育士等の処遇改善を推進するための費用を助成するものです。

同じページの4項2目扶助費の説明欄1番、生活保護扶助費6,958万円の追加は、生活保護の医療扶助対象者数、これの増によるものです。

19ページをお願いいたします。一番下になります。

4款2項1目塵芥処理費の説明欄2番、災害廃棄物処理事業3,400万円の追加は、廃棄物処理量の増加によるものです。

21ページをお願いいたします。

6款1項4目畜産振興費の説明欄1番、さわやか畜産総合展開事業228万円の追加は、営農組合が行う堆肥化施設の機能向上に対する県補助金の追加によるものです。

22ページになります。この下のほうです。

8款2項5目橋梁新設改良費の説明欄1番、橋梁新設改良事業1,008万円の追加は、繰り越しの事業であり、施工過程で騒音、振動等が発生したこと等により、設計変更が必要となり、新たな請負代金が発生するため増額するものでございます。

23ページをお願いいたします。一番下です。

4項2目住宅建設支援費の説明欄1番、津波被災住宅再建支援事業4億円の追加は、歳入

でもご説明いたしました、津波被災住宅再建支援金として計上するものです。

25ページになります。

10款2項1目学校管理費、説明欄1番、小学校施設改修事業1,500万円の追加は、豊畑小学校高圧受変電設備改修工事費及び矢指小プール浄化設備修繕工事費を計上したものでございます。

27ページをお願いいたします。

12款1項1目元金の説明欄1番、借入金償還費1,641万3,000円の追加は、市債を繰上償還するものでございます。

28ページをお願いいたします。

13款3項1目土地開発基金費の説明欄1番、土地開発基金繰出金153万7,000円の追加は、歳入でもご説明申し上げましたが、土地開発公社からの利子収入を一度ここで受けて、ここから土地開発基金へ繰り出す、その額でございます。

29ページをお願いいたします。

給与費明細書の一般職の金額でございます。

今回の補正は、人事異動に伴いまして給料及び職員手当等で不足となる項が生じる見込みであることから行うものでございます。人件費の総額では右側のほうの下、2,949万8,000円の減となります。内訳は給料が1,843万9,000円の減、職員手当等が611万6,000円の減、共済費が494万3,000円の減額となるものでございます。

それでは、最後に32ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。

橋梁新設改良事業債のうち1,641万3,000円を繰上償還することによりまして、平成25年度末現在高見込額は、一番右下になりますが、288億9,451万1,000円となるものでございます。

以上で、議案第1号の補足説明は終了いたします。

続きまして、議案第4号、旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、それと議案第5号、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市都市計画下水道受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての5議案について、一括して補足説明を申し上げます。

この5議案は、いずれも旭市税条例の延滞金の改正に準じて改正を行うものでありまして、

5 議案全て延滞金の率の改正で、同じ内容でございますので、一括して説明させていただきます。

それでは、議案第4号、旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例、これを例にいたしまして一括して説明いたします。

まず、初めに条例名にあります諸収入金ですが、これは、地方自治法第231条の3で既定する分担金、使用料、加入金、手数料等でありまして、主なものは保育料、農業集落排水分担金などがございます。

それでは、改正の部分であります、議案の1ページをご覧ください。これは附則の追加になります。内容は延滞金の最初の1か月については7.3%だったものを、特例基準割合に1%をプラスした率にするもの、1か月を超えた期間につきましては、14.6%だったものを、特例基準割合に7.3%をプラスした率に改正する、そのような改正になっています。

説明いたしました特例基準割合でございますが、これは国内銀行の貸出約定平均金利、これの前々年の10月から前年9月における平均でございます。それに1%を加算したのがこの割合になります。

参考までに申し上げますと、国内銀行の貸出約定平均金利を仮に1%といたしますと、プラス1%の2%が特例基準割合となります。さらに1%をプラスした3%が最初の1か月の延滞金の率となるということです。さらに1か月を超える期間につきましては、7.3%がプラスになりますので2%に7.3で9.3%になるということでございます。

これは、今回の延滞金に関する改正条例の5号から8号までも、全て考え方は同じで、それを言葉として改正条文にしてあるのがこの条例の改正案でございます。

次に、議案第7号、旭市都市計画下水道受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例、これをご覧くださいと思います。

この条例のみ規定の率が若干違っております。

延滞金の率で、上から7行目に14.5%、次の8行目に7.25%となっております。他の条例の14.6%、7.3%と若干のずれがありますが、これは上位法の適用から来る、日歩換算のずれによるものでございます。

最後に附則でございますが、この条例の施行を税条例に合わせ、平成26年1月1日とするものです。

以上で、議案第4号から議案第8号までの補足説明を終了いたします。

続きまして、議案第9号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

の制定について、及び議案第10号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、関連がございますのでこれも一括して補足説明を申し上げます。

本議案の改正内容は、東日本大震災により住宅を失った者の入居者資格の特例及び期間について、それぞれ規定の整備と文言の整理を行ったこと、併せて旧来は公債権と解されておりました市営住宅、それから並びに、雇用促進住宅の家賃の延滞金につきまして、地方税と同水準としておったわけでございます。ただ、一般的な家賃と同様であり、私債権と分類されることから民法の規定を適用いたしまして、遅延損害金とし、利率を年5%とする、その所要の改正を行う、それを条文にしたためております。

なお、議案9号の1ページの下から5行目のところから、入居資格の特例ということで、これは9号、10号ともそれぞれ附則に追加いたします。平成26年度末までの期間延長をここに規定させていただいております。

次に議案第10号をご覧ください。

10号の1ページ、中ほどから下でございます。

条例の附則に、東日本大震災の被災者に係る入居の関係の特例の見出しがついておりまして、これが第4条になります。

少しめくっていただきまして、4ページのところの下の方、収入状況の報告の請求等ということで第14条までございます。

この条文、11条文を追加いたします。これは、被災された方が入居する際の負担軽減を図るため、公営住宅入居と同様の家賃算定が行えるよう、ここに関係規定等を加えまして、算定を明確にできるようにするというので、その公営住宅に関する入居の条文をここにそのまま持ってきているということでございます。これを附則に追加するというのでございます。

議案の9号及び10号の施行期日は平成26年1月1日といたします。

以上で、9号及び10号の補足説明を終了いたします。

続きまして、議案第11号になります。旭市土地開発基金条例を廃止する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

土地開発基金につきましては、合併後の平成17年7月以降、公用、公共用に供する土地、公共の利益のために必要な土地をあらかじめ取得するというので事業の円滑な執行を図ることを目的として運用してまいりました。ただ、その目的を終えたものと判断いたしまして、

今議会において廃止の提案をさせていただいたものでございます。

初めに、現在の基金の状況でございますが、現金が4億4,480万3,635円、土地として所有している額につきましては9,611万4,266円、貸付金が4億2,326万6,088円、貸付金は全額、土地開発公社への貸し付けで、これらを合計いたしまして9億6,418万3,989円でございます。

次に、基金の廃止の理由でございますが、1点目として、地価が永続的に上昇するという時代がもう終わったということで、公共用地をあらかじめ取得しておく必要性が薄れた。それから、2点目といたしまして、平成21年6月以降、本来の目的である土地取得は実施されておられません。3点目として、基金で土地の売買が行われてしまうため、会計上、予算化されませんで、透明性が確保できないのではないかとということがあります。

今回、土地開発公社の廃止に併せまして、本基金を廃止する議案を上程させていただいたということでございます。

なお、本議会に関連する議案も上程されておまして、土地の取得案件が2件、これは土地開発公社が所有する土地を市が買い戻すもの、また、補正予算として利子の繰り出しがございます。公社への貸し付けの利息につきましては、その収入は土地開発基金条例の規定によりまして、一度、一般会計へ入れましてから土地開発基金へ繰り入れる必要がございますので、利息分につきましては今回予算に計上させていただいたということでございます。

なお、貸付金につきましては公社から返済された後、そのまま基金へ入ることになります。

それと、基金廃止に伴い、基金の保有する財産、これは一般会計へ帰属することになりますが、最終的な現金等の処分、これは平成26年の3月定例会におきまして、再度補正予算の審議をお願いする予定であります。内容といたしましては、基金で持っております、公社から返済された貸付金、その利息、また公社が保有している残余金なども3月議会に出ると思っておりますが、それらを財政調整基金へ繰り入れる予定で、今考えております。

そして、この条例は、平成26年4月1日から施行することといたしまして、3月31日付で土地開発基金の定額の運用、これは廃止されるということになります。

以上で、議案第11号の補足説明は終了いたします。

続きまして、議案第13号及び第14号、財産の取得につきまして、これも一括して補足説明を申し上げます。

今回取得しようとする財産でございますが、本定例会で提案しております旭市土地開発公社の解散に伴いまして、公社が先行取得しておりました公共事業用地を公社からの申し出により市が買い取るということでございます。

13号議案をご覧いただきたいと思いますが、この土地の所在地番でございますが、旭市ニ字谷原5913番1でありまして、旭市浄化センター南側の土地でございます。面積は6,937.62平方メートル、取得金額は1億6,455万4,333円でありまして、11月1日付で旭市土地開発公社と仮契約を締結したものでございます。

次に、14号議案をご覧いただきたいと思います。

14号議案の土地の所在地番でございますが、旭市仁玉字追分山谷2110番、ほか3筆でございます。仁玉の京友会病院の北側の土地になります。面積は6,944平方メートル、取得金額は7,780万円で、11月1日付で旭市土地開発公社と仮契約を締結いたしましたものでございます。

以上で、議案第13号、14号につきまして、補足説明を終了いたします。

最後に、議案第17号、専決処分の承認につきまして補足説明を申し上げます。

平成25年度旭市一般会計補正予算の第3号になります。

この補正は、去る10月15日から16日にかけての台風及び10月20日の降雨によりまして、道路に著しい被害がありまして、その復旧に緊急性を要することから、その工事費を計上したものでございます。補正予算を専決処分させていただきました。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,700万円を追加いたしまして、予算の総額を293億8,740万円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

18款1項1目繰越金として3,700万円を計上するものでございます。

続きまして、歳出です。6ページになります。

11款3項1目道路橋梁災害復旧費は、道路災害復旧に係る委託料及び工事請負費3,700万円を計上するものでございます。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。

財政課からは以上でございます。

○議長（日下昭治） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

○議長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第2号、議案第3号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 佐藤一則 登壇）

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第2号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い改正を行うものであります。

それでは、お配りしてあります新旧対照表をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

第33条第5項、所得割の課税標準については、地方税法第23条第1項に第16号が追加されたことによる、引用条文の追加による文言の整理でございます。また、下の附則第19条につきましても同様で、施行日につきましては平成28年1月1日となります。

3ページをお願いいたします。

第47条の2、公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、納税義務者が市町村の区域外に転出した場合も特別徴収を継続することとするものであります。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第47条の5、年金所得に係る仮特別徴収税額等については、年金所得に係る仮特別徴収税額の算定方法の見直しで、年間の徴収額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の年税額の2分の1に相当する額とするものであります。

これらは、平成28年10月1日施行となります。

続きまして、5ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例については、「上場株式等に係る配当所得等」の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う規定の整備でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、附則第19条、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人市民税の課税の特例については、「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を「一般株式等と上場株式等」の分離課税に組み替えしたことに伴う規定の整備でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

附則第19条の2、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人市民税の特例については、法規定の新設に併せて規定を整備したものでございます。

続きまして、旧附則になります。旧附則第19条の2から14ページお願いいたします。14ページまでの第20条までにつきましては、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、今回削除したものでございます。

続いて、17ページ、下のほうになります。旧附則第20条の2、先物取引に係る雑所得等に係る市民税の課税の特例については、規定を附則第20条に繰り上げ、文言を整理したものでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

下のほうになります。旧附則第20条の4、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例については、規定を附則第20条の2に繰り上げ、文言を整理したものでございます。

これらは、29年1月1日施行となるものでございます。

以上で、議案第2号の補足説明を終わりにいたします。

続きまして、議案第3号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例の改正につきましても、地方税法等の一部改正に伴い改正を行うものであります。

それでは、お配りしてあります新旧対照表の25ページをお願いいたします。

附則第5項、上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例については、「上場株式等に係る配当所得等」の分離課税について、特定公社債等の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備でございます。

次に、その下の附則第8項、一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例については、「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を「一般株式等と上場株式等」に係る譲渡所得の分離課税に組み替えしたことに伴う所要の規定の整備でございます。

続いて、26ページをお願いいたします。

上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例につきましては、「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税が地方税法に新設されたことに伴うものでございます。

次に、旧附則になります。旧附則第9項から27ページの第15項までにつきましては、規定の削除と項の繰り上げでございます。

最後に、下のほうでございます。旧附則第16項、条約適用配当等に係る国民健康保険税

の課税の特例については、「条約適用配当等」に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う規定を整備し、附則第13項に繰り上げるものでございます。

これらは、平成29年1月1日施行となります。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（日下昭治） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 伊藤 浩 登壇）

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それでは、議案第12号、財産の取得について補足説明申し上げます。

本議案は、道の駅施設整備事業に係る用地の取得についてであります。

道の駅建設用地として取得を予定している土地は、全体で17筆、面積は1万5,745平方メートル、取得金額は1億2,779万2,800円で、地権者は10名となります。

このうち、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する取得金額並びに取得土地の面積の双方が上限以上となる契約について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決をお願いするものです。

この所在地番は、旭市イ字後田5241番1ほか1筆で、面積は5,106平方メートル、取得金額は4,329万8,880円であります。取得の相手方は、旭市イの552番地、加瀬寛氏であります。

この契約につきましては、10月17日付の仮契約を締結しており、この契約につきましては、本定例会の議決をもって本契約とする条件付き契約となっております。

以上で、議案第12号についての補足説明を終わります。

○議長（日下昭治） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第15号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 堀江隆夫 登壇）

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議案第15号、旭市土地開発公社の解散について補足説明を申し上げます。

旭市土地開発公社は公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の推進に寄与することを目的に、旧財団法人旭市開発振興公社の業務を継承し、昭和56年に設置されました。

公社はこれまで公共用地の先行取得や工業用地の造成事業等を行い、旭市のまちづくりに

大きな役割を果たしてきました。

しかし、近年の地価の継続的下落傾向や、公共用地の需要及び公社経営における土地の先行取得の意義が薄れてきたこと等により、公社の使命は終えたものと判断し、解散しようとするものであります。

以上で、議案第15号につきましては補足説明を終わります。

○議長（日下昭治） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

議案第16号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 馬淵一弘 登壇）

○市民生活課長（馬淵一弘） 議案第16号について、補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

本市には現在、人権擁護委員が10名おりますが、このうち1名が平成26年3月31日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

推薦したい方は、旭市下永井780番地にお住まいの宮本英一氏です。昭和23年11月29日生まれの方であります。

宮本英一氏は、平成23年から人権擁護委員として積極的に活動されており、温厚誠実な人柄で地域での信望も大変厚く、委員として適任の方ですので、引き続き推薦するものであります。

なお、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

また、委員の任期は3年でございます。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。

○議長（日下昭治） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

○議長（日下昭治） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は11月8日の定刻より開会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時24分

平成25年旭市議会第4回定例会会議録

議事日程（第2号）

平成25年11月8日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
- 第 2 常任委員会議案付託
- 第 3 常任委員会陳情付託

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
- 日程第 2 常任委員会議案付託
- 日程第 3 常任委員会陳情付託

出席議員（21名）

1番	大塚 祐 司	2番	飯 嶋 正 利
3番	宮 澤 芳 雄	4番	太 田 將 範
5番	伊 藤 保	6番	島 田 和 雄
7番	平 野 忠 作	8番	伊 藤 房 代
9番	林 七 巳	10番	向 後 悦 世
11番	景 山 岩三郎	12番	滑 川 公 英
14番	柴 田 徹 也	15番	木 内 欽 市
16番	佐久間 茂 樹	17番	日 下 昭 治
18番	林 俊 介	19番	嶋 田 茂 樹
20番	高 橋 利 彦	21番	林 正 一 郎
22番	林 一 哉		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	芎 田 哲 雄	秘 書 広 報 課 長	堀 江 通 洋
行 政 改 革 推 進 課 長	林 清 明	総 務 課 長	米 本 壽 一
企 画 政 策 課 長	伊 藤 浩	財 政 課 長	加 瀬 正 彦
兼 被 災 者 支 援 室 長			
税 務 課 長	佐 藤 一 則	市 民 生 活 課 長	馬 淵 一 弘
環 境 課 長	新 行 内 弘	保 險 年 金 課 長	加 瀬 喜 久
健 康 管 理 課 長	野 口 國 男	社 会 福 祉 課 長	加 瀬 恭 史
子 育 て 支 援 課 長	山 口 訓 子	高 齡 者 福 祉 課 長	石 毛 健 一
商 工 観 光 課 長	堀 江 隆 夫	農 水 産 課 長	大 久 保 孝 治
建 設 課 長	高 野 晃 雄	都 市 整 備 課 長	林 利 夫
下 水 道 課 長	石 毛 隆	会 計 管 理 者	宮 應 孝 行
消 防 長	佐 藤 清 和	水 道 課 長	鈴 木 邦 博
病 院 事 務 部 長	菅 谷 敏 之 史	病 院 経 理 課 長	土 師 学
庶 務 課 長	横 山 秀 喜	学 校 教 育 課 長	菅 谷 充 雅
生 涯 学 習 課 長	佐 久 間 隆	体 育 振 興 課 長	石 嶋 幸 衛
監 査 委 員 会 長	田 杭 平 三	農 業 委 員 会 長	高 木 寛 幸
事 務 局 長		事 務 局 長	

事務局職員出席者

事 務 局 長	伊 藤 恒 男	事 務 局 次 長	向 後 嘉 弘
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（日下昭治） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（日下昭治） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第17号までの17議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） おはようございます。

質疑をいたします。

議案第1号の土木費、23ページですけれども、住宅建設支援費の備考欄の19番、津波被災住宅再建支援金。昨日、新聞に出ておりましたけれども、最高200万円から25万円までということでありました。被災者にとっては大変ありがたいことと思いますが、再建しようとする意欲が出てくるとも思います。具体的な内容について伺います。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それでは、予算書の23ページ、再建支援4億円の具体的な内容ということでお答え申し上げます。

この事業につきましては、東日本大震災による被害を受けた津波被災地域の住民の定住促進というのを目的とする災害復興特別交付税が追加加算され、交付金が交付されることとなったことから支援を行うものです。

支援内容につきましては、津波による床上浸水により全壊、大規模半壊、半壊の被害を受

けた住宅に居住していた世帯が、市内において住宅を建設、購入、または補修し、その住宅に居住する場合に、その費用の一部を補助することで生活再建支援を促し、併せて住民の定住促進を図るというものでございます。

支援金額につきましては、被害の状況が全壊、それから大規模半壊、あるいは半壊で解体した世帯が建設もしくは購入した場合は200万円を限度に、住宅を補修した場合は100万円を限度に支援を行います。また、半壊世帯で住宅の基礎を含む補修を行った場合、これは100万円を限度に、また、住宅や屋根、それから床などを補修した場合は25万円を限度に支援を行います。

なお、既に再建した方で、国・県の支援制度を利用している場合には、住宅の建設、購入、補修に要した費用から、受領している支援金を差し引いた額に対して支援をするものです。

支援金の申請期限につきましては28年3月末を予定しております。

以上です。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 既にかさ上げをして新築して住んでいる場合、これは支援の対象になるということで理解してよろしいでしょうか。

それとあと、新築の場合には合併浄化槽の補助金が出ないということですが、これは上乘せはないんですか。その中に含まれているのか、それもお聞きします。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 一度、もう既に支援を受けているという方に対する再度、追加支援という形ですから、例えば加算金として国の200万円受けていましたということになりますと、そこにまた200万円の追加が可能であるということになります。

それから、新しく建てて浄化槽ということですがけれども、この浄化槽も含めた全体の建築費がその対象経費になります。それが例えば1,000万円、お家建築がかかりましたと。そうすると、国のほうの支援金が200万円、一度出ているわけですね。そこに私どものほうで今、追加支援が200万円、これが工事費の限度まで、その範囲であれば、出ます。浄化槽という別な枠での補助じゃなくて、浄化槽を含めた建設工事費の総体額に対する補助ということでご理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、12ページ、旭駅バリアフリー施設整備事業補助金5,300万円についてお尋ねをします。

まず、この総事業費は幾らか。それと、いつから稼働するのか。そして、1日の利用者数は何人くらいの見込みなのか。

また、JRは公共交通機関として公共性は持っていますが、営利企業です。つまり、利益を追求する企業であります。それになぜ補助をしなければならないのか。これはJR、また利用者からの要望なのか伺います。

2点目、18ページ、生活保護扶助費の医療扶助費の具体的な内容と、それから、ちなみに本年の当初予算は幾らになっているのかお尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それでは、予算書の12ページのバリアフリー整備事業の具体的な内容ということでお答え申し上げます。

まず、工事費ということですが、旭駅のバリアフリー化につきましては、エレベーター等の整備に向けまして、国と市、それぞれが事業主体のJRに支援をしていくということであり、これまでに実施設計が終了いたしまして、全体工事費につきましては1億5,900万円と算出されておりますので、その3分の1に当たる5,300万円を計上させていただいたものであります。

具体的な工事の内容ですけれども、移動等円滑化を確保するために、上り線と下り線のホームを結ぶ跨線橋の脇に、これは跨線橋の西側になるんですが、2基のエレベーターを設置するほか、段差解消のためのスロープや点字ブロック等を整備するものであります。

それから、民間なのになぜ補助かということなんですが、その辺も含めて、あと1日の利用客数をお答えします。

鉄道駅のバリアフリー化につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律、平成18年法律第91号で、国が策定した移動等円滑化促進に関する基本方針におきまして、鉄道駅は1日当たりの平均的な利用者が3,000人ある場合、原則として全てについて移動円滑化及び段差解消などの措置を平成32年度までに実施することとなっております、実施の際には、地域の要請及び支援のもと、整備を行うこととなっております。

地域の要請及び支援ということで、地域住民が日々利用する駅の所在地でもあります、そ

の実情に精通している地方公共団体においても、バリアフリー法の趣旨に鑑み、国の施策に準じて必要な措置を講ずるよう努めるということを意味しております。これに基づきまして、国と地方自治体がそれぞれ3分の1を負担することになっており、早期の完成のため、国においても予算措置を進めておりますので、それに準じて市においても補正予算に計上するものであります。

以上です。

(発言する人あり)

○企画政策課長兼被災者支援室長(伊藤 浩) すいません、利用者数は、先ほど言いましたように、1日の乗降客が3,000人という基準がありまして、その前は5,000人であって該当にならなかったんですが、3,000人ということでクリアしたと。ですから、3,000人以上いるということでご理解願いたいと。

それから、時期ですが、これから工事発注しますので、今の予定で、JRのほうから27年の春先。春先というか、年度当初あたりに完成するのかなということでは報告は受けています。

以上です。

(発言する人あり)

○企画政策課長兼被災者支援室長(伊藤 浩) その利用する方のやつは、具体的に説明もありませんでしたので、すみません、分かりません。

○議長(日下昭治) 社会福祉課長。

○社会福祉課長(加瀬恭史) それでは、社会福祉課から、18ページになります。生活保護扶助費の医療扶助につきまして、その具体的な内容と当初予算を申し上げます。

今回の補正は6,958万円でございますけれども、24年度の実績を勘案しまして、本年度の当初予算としましては、医療扶助費2億3,397万4,000円を見込んだものであります。

しかし、本年度9月までの医療扶助費の実績が1億4,169万8,000円となりまして、昨年度の実績の1億813万9,000円と比べまして31%の増加となりました。このまま推移しますと、本年度は3億355万4,000円と見込まれるために、不足する6,958万円の補正をお願いするものであります。

○議長(日下昭治) 高橋利彦議員。

○20番(高橋利彦) まず1番目の旭駅のバリアフリーの問題ですが、こういう利用者の利便性を考えた対策、これこそが行政の出番だと思うんです。JRは民間企業ですから、やっぱり利益追求ですから、このエレベーターを付けることによって利用者数が増えるとか何と

かであれば、これはやるでしょうけれども、これを行ったことによってJRは何のメリットもないわけですよ。そういう中でこれは行政の最大の機能を発揮したと私は思います。

公共交通機関というのは、旭市はJRだけでなく、千葉交通の高速バスも通っているわけです。東京から銚子までの。そういう中で、東京への利用者は、私見しているところによりますと、JRよりむしろ千葉交通の高速バスのほうが多いと思うんです。ということは、千葉交通のほうが早い、安い、それから便数が多いわけです。そういう中で、千葉交通が旭市内に何か所か停留所を設けてありますね。こういうときこそ行政の出番だと思うんです。行政というのは、市民があつて行政なんです。一番の行政というのは、サービス機関なんです。そういう中では市民目線に立った、市民が生活しやすい対応をしていただきたいと思います。これはただ要望だけです。答え要りません。

それから、2点目の生活保護費の医療扶助の問題でございますが、当初予算から比べますとかなり増えたわけですが、これは生活保護者の数が増えたからなのか、それとも、生活保護者の数は同じでも、重患が多いから増えたのか、その辺をお尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 生活保護者につきましてはやはり増えておりますけれども、このたびの医療費につきましては、医療入院患者と重篤の入院患者がともに増えました。といいますのは、当初の見込みでは、長期入院者10名とそのほかの入院を40名見込みまして50名であったわけなんです。実際には、長期入院者10名と71名で81名の入院者が前半で出ました。また、重篤といいますか、100万円以上の高額入院者が9名で、月数にしまして14か月、さらには月300万円以上の方が2人ということで、ともに増えたという現状であります。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番(高橋利彦) それでは、議案第17号、6ページの道路橋梁災害復旧費であります。

これは先般の台風被害による被害復旧費ということですが、災害慣れか、全く説明がなかったもので、地区ごとに何か所くらい、どのような被害があったのか、具体的な内容につ

いてお尋ねをします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） それでは、道路橋梁災害復旧費の具体的な内容についてご説明いたします。

10月17日の台風26号及び10月20日の大雨の影響で、市内では市道等に多くの被害が発生いたしました。被害の内容は、道路冠水が26か所、倒木が20か所、路肩の決壊7か所、のり面崩落や土砂崩落9か所など、合計66か所に及んでおります。これらの被害のうち、職員が行った応急的な対応策以外では、旭市建設業災害対策協力会に応急対策工事等と依頼したものが15件と、今後、災害復旧工事として実施する予定のものが5件ございます。

この5件の工事箇所は、干潟地区の溝原地先2か所、鐮木地先、南堀之内地先、清和甲地先、各1か所となっております。

第15節工事請負費の内容については、ただいま申し上げました5か所の被害箇所の災害復旧工事費3,350万円となります。また、第13節委託料については、先ほど申し上げました5件のうちの鐮木地先の市道H-1017号線の災害復旧工事における測量、地質調査、これはボーリングでございます。構造詳細設計の業務委託費として350万円を計上したものでございます。

先ほど、ちょっと間違えましたが、3,350万円には旭市建設業災害対策協力会において応急に対策した工事費も含まれております。

以上です。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） まあいずれにしましても、先般のあの程度の台風でこれだけの災害が出たわけでございますが、そういう中で、なるべく災害を出さないよう、出ないように、事前の対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（日下昭治） 答弁は。

○20番（高橋利彦） 答弁はいいです。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第17号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第16号直接審議（先議）

○議長（日下昭治） おはかりいたします。議案第16号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議したいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（日下昭治） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第16号は人事案件でありますので、討論を省略して採決をいたします。

議案第16号、人権擁護委員候補者の推選につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第16号は同意することに決しました。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（日下昭治） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより、各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第15号までと議案第17号の16議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表1、議案の部のとおり、所管の委員会に付託をいたします。

付託いたしました議案は、11月19日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第3 常任委員会陳情付託

○議長（日下昭治） 日程第3、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第2号の1件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 配付漏れないものと認めます。

これより、常任委員会に陳情を付託いたします。

陳情第2号の1件について、お手元に配付してあります付託議案等分担表2、陳情の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました陳情は、11月19日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（日下昭治） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は11月12日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午前10時25分

平成25年旭市議会第4回定例会会議録

議事日程（第3号）

平成25年11月12日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	大塚 祐司	2番	飯嶋 正利
3番	宮澤 芳雄	4番	太田 將範
5番	伊藤 保	6番	島田 和雄
7番	平野 忠作	8番	伊藤 房代
9番	林 七巳	10番	向後 悦世
11番	景山 岩三郎	12番	滑川 公英
14番	柴田 徹也	15番	木内 欽市
16番	佐久間 茂樹	17番	日下 昭治
18番	林 俊介	19番	嶋田 茂樹
20番	高橋 利彦	21番	林 正一郎

欠席議員（1名）

22番 林 一哉

説明のため出席した者

市長	明智 忠直	副市長	加瀬 寿一
教育長	笏田 哲雄	病院事業 管理 推進課長	吉田 象二
秘書広報課長	堀江 通洋	行政 改革 課長	林 清明

総務課長	米本 壽一	企画政策課長 兼被災者 支援室長	伊藤 浩
財政課長	加瀬 正彦	税務課長	佐藤 一則
市民生活課長	馬淵 一弘	環境課長	新行内 弘
保険年金課長	加瀬 喜久	健康管理課長	野口 國男
社会福祉課長	加瀬 恭史	子育て 支援課長	山口 訓子
高齢者 福祉課長	石毛 健一	商工観光課長	堀江 隆夫
農水産課長	大久保 孝治	建設課長	高野 晃雄
都市整備課長	林 利夫	下水道課長	石毛 隆
会計管理者	宮應 孝行	消防長	佐藤 清和
水道課長	鈴木 邦博	病院事務部長	菅谷 敏之史
病院経理課長	土師 学	庶務課長	横山 秀喜
学校教育課長	菅谷 充雅	生涯学習課長	佐久間 隆
体育振興課長	石嶋 幸衛	監査委員 局長	田杭 平三
農業委員会 事務局長	高木 寛幸		

事務局職員出席者

事務局長	伊藤 恒男	事務局次長	向後 嘉弘
------	-------	-------	-------

開議 午前10時 0分

○議長（日下昭治） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（日下昭治） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 伊 藤 保

○議長（日下昭治） 通告順により、伊藤保議員、ご登壇願います。

（5番 伊藤 保 登壇）

○5番（伊藤 保） おはようございます。

5番議員、公明党、伊藤保、議長より発言の許可が出ましたので、通行に従い質問をいたします。

この12月で、4年間の任期が終了いたします。いまだかつて経験したことのない東日本大震災、先輩議員である嶋田哲純議員の死去、私にとってつらい4年間で行ってまいりました。

12月に行われる市議会議員選挙に出馬する議員の皆様方の勝運をお祈りするとともに、残りの任期を全うしてまいります。

早速質問をいたします。

初めに、通学路について3点伺います。

市内小・中学校の通学路の危険箇所は何か所あるのか伺います。

2点目、今現在の課題について伺います。

3点目に、以前の大塚議員が質問した瀬道山通りの中央病院裏ですが、カラー舗装などを

行っているのですが、今後の対応についてどのように考えているのか伺います。

続いて、保育所について伺います。

この夏も猛暑が続き、各地で最高気温の更新が叫ばれました。この旭市でも、海水温度が、30度が続いたと伺いました。保育所も暑かったようで、子どもの体調を心配する保護者から、教室にエアコンがないのはなぜなのかと聞かれました。

そこで、1点目、各保育所の環境について冷暖房の設備が教室にあるのか伺います。

2点目、建物について、2階建ての保育所は何か所あるのか伺います。

防犯灯について伺います。以前質問いたしましたでしたが、市内の防犯灯をLED化した場合の電気代節約、メンテナンスなど、各区の負担が少なくなるのではとの答弁では、近隣の市の状況や調査研究をしていくとのことでしたが、その後の進捗状況を伺います。

次に、高齢化福祉について伺います。

もうすぐ、高齢化率が30%になりますが、高齢者世帯が着実に増えています。香取市では、地域見守り隊をNPOで立ち上げ、防犯や高齢者のお宅を訪問しております。旭市では、独居の高齢者に対しての取り組みをどのようにしているのか伺います。

最後の項目は、1点目に合併浄化槽の補助金要綱について伺います。

前回の質問は、地域が限定されていますとのことでしたので、補助金が出ないということで終わってしまいましたが、再度質問をいたします。

地域が限定されているのは、高度処理型合併処理浄化槽で水源として指定された地域ではないかと思いますが、伺います。

2点目に、被災者支援の合併浄化槽補助金について伺います。

津波被災者の新築に追加支援の予算が出ました。その中に合併浄化槽の補助も含まれるということなので、あとは震災で液状化、全壊、または全半壊で家を取り壊し、新築をして合併浄化槽の補助が受けられない世帯が何世帯かありました。市としては、同じ震災の被災者ですので、どのような支援を考えているのか伺います。

以上、5項目、9点について質問をいたします。

再質問は自席で行いますので、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、私のほうから1番、通学路についてのうちの市内の通学路の危険箇所が何か所あるのかというご質問についてお答えいたします。

市内の通学路の危険箇所については、130か所という形で把握しております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 通学路の（2）番の今の課題についてお答えいたします。

平成24年度に行いました通学路緊急合同点検箇所対策が必要とされた130か所のうち、市道に関する箇所は64か所あります。箇所数も多いため、できるものから順次対応策を実施しているところですが、用地買収や家屋の補償を必要とする歩道整備に関しましては、短期間での対応が難しいと考えております。

続きまして、3番目の今後の対応ということで、瀬道山通り、中央病院の裏の対応ですけれども、まず旭農学校につきましては、交通安全対策として学校用地を提供いただけるものか、また拡幅をしますと学校のテニスコートの一部が潰れてしまう旨を現在農学校と相談しているところであります。危険箇所の解消なりをテニスコートの補償等について、今後も旭農業高校と協議を進めると考えております。

また、中央病院の南側につきましては、医師マンション建設工事箇所の用地を可能な範囲で歩道整備に当てられるよう、中央病院と調整を図ってまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（日下昭治） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、私のほうから保育所の（1）環境について、（2）建物について、回答させていただきます。

まず初めに、環境についてでございますが、公立保育所のエアコンの設置状況ということで、公立保育所のエアコンの設置状況は、来年度統合いたします飯岡地区の公立保育所を除いた12か所のうち、日の出保育所、海上保育所、干潟保育所には設置されております。

そのほかの9か所の保育所では、ゼロ歳と1歳児の保育室、それから遊戯室、調理室には全て設置してございます。また、2歳児の保育室は8保育所に設置してございます。3歳児の保育室は1保育所に設置となっております。それ以外の4歳児以上の保育室においては、設置されていない状況でございます。

エアコンを備えていない保育室については、冬の暖房のほうは給湯ボイラーですとか、ファンヒーターを活用しております。

また、夏場の暑い時期は、先ほどご質問のご父兄が心配なさっているというお話ですが、熱中症予防としてこまめに水分を補給したり、またプールでの水遊びなど、それから冷房設

備のある遊戯室や保育室を活用して、子どもたちの体調管理に十分気を付けているところでございます。

続きまして、建物の2階の関係ですけれども、保育所の建物については、児童福祉施設設備運営基準及び建築基準法等の規定に適合するように整備しているところでございます。特に保育室を2階に設ける場合は、出入りする場所等に乳幼児の転落を防止するための柵等を設けるように規定されています。

ご質問の保育室が2階にある公立保育所は、市内に6保育所あります。その安全対策といたしましては、子どもには1人で昇降できないよう下り口に柵を設けております。

また、窓のそばやベランダには踏み台になる物を置かないようにしたり、常に子どもの目線で安全を確認するように努めております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 3点目の防犯灯に係りますLEDの調査研究についてのご質問にお答えいたします。

現在、LEDの防犯灯は、従来の20ワットの蛍光灯に比べまして、約6割消費電力が削減されており10ワット未満となり、料金区分も2ランク下の契約で電気料金が半額以下となる製品が新たにこの夏から販売されております。

また、ランプ寿命が6万時間、これは耐用年数15年となるわけですけれども、約15年ですけれども、従来の蛍光灯で8,500時間、耐用年数は約2年に比べまして約7倍の長寿命となり、維持管理の経費が削減できます。製品そのものの価格は、蛍光灯に比べまして約1.5倍高くなりますけれども、トータルのコストとしましては有利であると、こんな調べをしております。

さて、防犯灯のLED化につきましては、現在市内に約4,800灯ある防犯灯の各区への助成金が、市からの助成金ですけれども、約950万円あるわけですけれども、この経費の現状をベースに今内部で協議をしていると、こんな進捗でございます。

○議長（日下昭治） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） それでは、1点目の高齢者支援についてのひとり暮らしの高齢者の方についての見守り等の状況についてお答えします。

見守り等の状況であります。地区の民生委員の方々や社会福祉協議会と連携を図りながら見守りを行っています。また、社会福祉協議会による訪問調査により、家事の状況や健康

状態などの把握にも努めているところでございます。そのほか、直接高齢者福祉課等へ相談や情報提供がご近所の方や親族の方などから寄せられる場合もございます。

このような見守り等により、支援が必要と思われるひとり暮らしの高齢者の方へは、地域包括支援センターの保健師等が訪問し、日常生活の困り事や悩み事の相談に応じ、心身の状況を確認し、生活支援に努めているところでございます。

そのほかの対応としましては、安否確認を兼ねた高齢者への配食サービスやひとり暮らし高齢者への緊急通報装置の設置により見守りを行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 環境課長。

○環境課長（新行内 弘） それでは、5番の合併処理浄化槽補助金について、（1）の合併処理浄化槽補助金要綱についてでございますけれども、現在、旭市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱では、建物の建て替えを伴うくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合の補助対象等の条文で、黒部川流域以外の地域では、補助対象にならないということが大変解釈しづらいことですので、千葉県生活排水対策浄化槽推進事業補助金交付要綱に倣い、旭市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱に、黒部川流域以外の地域では補助対象にならない旨の条文を追加するなど、来年の3月をめどに一部改正を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それでは、今回、被災した住宅を再建した場合の住宅への支援ということでお答えしたいと思います。

まず、支援は、実際に住宅再建の中では、浄化槽のみという支援はございません。しかしながら、浄化槽につきましては、住宅全体の建築費の部分的なものでありますから、住宅金額、建設金額が支援対象になりますので、一応含まれているというご理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 順次、再質問をさせていただきます。

通学路の危険箇所ですけれども、これは一応130か所とありますけれども、その130か所の中で、いわゆるどれが一番危険だとかという、そういう順位付けというのはしていないので

しょうか。その辺をちょっとお聞きます。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） この順位付けということでございますけれども、この緊急点検は昨年行われたものでございまして、教育委員会とあと道路管理者、県土木、あるいは市の建設課とか警察、PTAと一緒に昨年8月に行ったものでございますけれども、こちらの内容につきましては、それぞれ各学校のほうから、この辺が危ないということで、それに基づきまして調査したものでございまして、その内容につきましては、多種多様でございまして、私たちのほうとしては順位付けというか、そういったものは特にとっておりません。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 各学校で父兄からいろんな相談があると思うんです。これは対交通、車という部分だけではないと思うんですけれども、側溝があったり、あるいはそこにガードレールを設けてくれとかという、そういったものもあると思うんです。そういった各学校での危険箇所というのは、その辺は学校のほうでは掌握しておるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

○学校教育課長（菅谷充雅） 学校といたしましては、今申し上げましたように、昨年国からそういう通知がたまして、職員あるいはPTAのほうから各学区内を調べまして、私のほうに手元に各130か所の一覧があるんですけれども、例えば見通しが悪いとか、歩道と車道の区別がされていないとか、あるいは横断歩道がちょっと消えかかっているとか、あるいは樹木が出て歩みにくいとか、そういった多種多様なことが来ておりまして、例えば学校でできることということで、横断歩道等で信号がないところについては、職員やPTAが立って十分注意をすとか、あるいは子どもたちに事前にこういった場所は危ないから十分気を付けましょうとか、そういった形で指導という部分でやっております。

なお、すぐできるものについては建設課のほうで既に対処していただいております、そういった形で学校としてはこういった場所が危ないということについては、だいたい把握をしているというところでございます。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 市内をずっと歩いてございまして、横断歩道のペイントとか、路側帯の区切りのペイント、そういったものもかなり今消えている状況のところ非常に多くなってき

ているわけです。ですから、そういったものも含めてやはりこれからの安全対策という、通学路の安全対策というところにしっかりと見据えていただきたいと、こういうふうに思います。

2点目に入りますけれども、今後の課題ということですが、危ないところは道路のペイントがかなり色分けをしてあるんですけれども、そうしたペイントの色分けが歩道と車道の区別ということで、ちょっと分かりづらい部分もあるんです。ですから、流山市とかそういう地域では、狭いところは歩道に、歩道というよりも道路にグリーンのものとか、そういったものを引いて分かりやすく区別してあるわけです。ですから、そういったものも必要ではないのかなと、こういうに思っているんですけれども、その辺のところは今後どういうふうにしていくのかお聞きします。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 先ほど、市道に関する箇所が64か所というふうに申し上げましたけれども、内容をうちのほうで把握しているのは、まず歩道等の設置、それが必要な箇所が7か所、あと歩車道の境界の目地、外側線、それが4か所、それからドライバーへの注意喚起、路面の警戒の標識だとか路面標示、これが17か所、あと維持管理、これが27か所、これは先ほど議員がおっしゃいましたように路面標示や外側線、それが薄くなっている箇所です。あと、その他22か所ということで、カーブミラーとか見通しの悪い所の立木の草刈りだとか、そういうものがございます。

今おっしゃいました歩道の狭い部分の色塗り、この近辺ですと東庄町がやっておりますけれども、その辺につきましては効果、そういうのをいろいろ確認しながら検討させていただければと思います。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 共和小学校の通学路ですね、あれ非常に新しいものを取り入れて交差点とか、そういったところでスピードが落とされるような、そういう錯覚を起こすようなそういったペイントをしているわけですが、やはりこれからスピードを落とす、そういった工夫というのにも必要ではないのかなというふうに思うんです。ですので、いろんな新しい全国で行っているものを取り入れて、少しでもスピードが落とせるような、そういった工夫も必要ではないのかなというふうに思うんですけれども、これから市内でそれをやっていくことが可能かどうか、それをお聞きいたします。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） スピードを落とす路面標示、そういうものにつきましては、新しいものがあればそういうのを路面標示は用地買収とは違いますので、いろいろ検討してまいりたいと思います。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） ぜひ、やっていただきたいと思います。

3番目に移らせていただきます。

今後の対応ということですが、今の質問も今後の対応ということで入りますけれども、特に大塚議員が質問していました中央病院の裏通りですけれども、車が側溝にどうしても乗ってしまって、近所にも非常に騒音等でちょっとうるさいという話がありました。あそこは急激に狭くなってカーブになっていますから、ぜひ、先ほど拡張するというお話でございましたので、これがどのぐらいのめどでできるのか、その辺のところもちょっと分かればお聞きしたいと思います。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 先ほど質問のありました側溝に車が乗って騒音が出るということは、私のほうも苦情をいただいております、側溝の下にゴムを挟むとか、なるべく騒音が大きくならないように工夫とかさせていただいております。

また、いつごろという見通しなんです、まず、こちらのほうで対応のできる、調整のできる中央病院、また農学校、そちらのほうとの協議の進み具合で、あと民地のほうはやはり相手がありますので、ちょっと今この場でいつごろというのはちょっとまだ見通しのほうは正式に立ってございません。

以上です。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 道路の南側ですけれども、これはポールとか衝撃がないようなよくオレンジ色の長いポールありますよね。そういったものというのは、取り付けられないものなんでしょうか。それをちょっとお聞きします。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 子どもたちの歩行の安全ということで、そういう提案もございまして検討したんですけれども、逆に今度は側溝のほうへ膨らんでしまって、また騒音だとか、そういう問題がもっと多く発生するというおそれもございまして、そのポールを立てるといのはちょっと難しいかと思えます。

以上です。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） これは片側だけという部分で、今質問しましたけれども、これは両方ということになると、道路の幅員がありますから、その辺のところは難しいものなのでしょうか。もし仮に、両方付けるような形になると、その辺は、何か条例とかそういったのにひっかかってしまうのでしょうか。それをちょっとお聞きします。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 両側へポールを付けるということが、ちょっと今まで場所が狭いということで想定していませんでしたので、条例にかかるか、かからないか、条例というよりも道路法の問題だと思いますけれども、その辺はまだ検討してございませんでした。

以上です。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） ぜひ、少しでも安全性というものを考えていただいて、なるべく安心して通学できるようにお願いしたいと思います。特に、南側のほうのお宅はポストも外に付けてあったんですけれども、持っていかれてしまったと、車に。非常にすれ違いのときには危ないということでございますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、保育所について伺います。

先ほどお答えをいただきましたけれども、エアコンが付いていないということなんですけれども、実は、私はその苦情——苦情というよりも相談をいただいた保育所を見に行ってきました。第一保育所ですね。2階なんですけれども、実は両端にはエアコンが付いているという話でしたけれども、真ん中には付いていない。通路に各教室の正面1間ぐらいですか、サッシだけに安全柵があったんですね。そのほかはないんです。そうすると、北側にホールがありますので、2階建ての、風の通りというのは非常に悪いような状況に思えたんですよ。

その安全柵なんですけれども、その安全柵もホールには付いていないんですね。そうすると、ちょっと鍵はかかっていますけれども、もし仮に要するに園児がちょっと何かの拍子に鍵を

あけてのぞいたときには、もうすぐ下が何の対策もないので、そのままストレートに落ちてしまう可能性というのが非常に大きいんですね。そういったことが見受けられました。

このエアコンがないと2階が34度ぐらいになったそうなんですよ、平均。下が30度で2階が34度ぐらいということで、非常に朝からエアコンのあるホールに行くということなんですけれども、このホールの広さというのは、161.79平米ということなんですけれども、ここに122人の児童が入るとすし詰め状態になってくるということで、非常に厳しい状況であるなというふうにはちょっと見られたんですけれども、このエアコンをなるべく各教室とはいいませんが、少しずつでもいいですから付けていただきたいなと、このように思います。

それとあともう1点は、厨房にはエアコンがあるんですけれども、厨房の働いている人の休憩室、そこは小さな窓が一つしかないんですね。そこにはエアコンがありません、当然。かなりの温度になると思われま。ですから、そういった点も含めて、働く人の環境も含めて、ちょっとその辺のところは考えていただけないでしょうか。これをお聞きます。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） ただいまの保育所の、特に第一保育所と伺いましたけれども、まず、ちょっと安全柵のほうは後でもよろしいですか。エアコンのほうで。

確かに遊戯室に122人、入っていない3歳児、4歳児、5歳児の人数がそのくらいだと思いますけれども、一度に確かにそこに集まってしまうとすし詰め状態であまり環境もよくないだろうと、ご質問のように思います。

エアコンのほうは設置につきましては、本当に近年、気温が高くなる傾向でありますので、猛暑日でもなるべく通常保育ができるように、各保育所の状況等を考慮しまして考えていきたいと思。います。

それから、職員のほうですけれども、あくまでもちょっと子どものほうがまず優先でございますが、職員の働く環境についても、今後考えていきたいと思。います。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 我々もそういう相談を受けないと、保育所ってあまり行かないんですね。市長、これは保育所やってるところを実際に行かれたことってありますでしょうか、真夏のと。きに。そのときにどうでしょうか、お聞。きます。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 保育所には、入所式と卒園式に招待があつて行くというだけで、平常の保育日には、授業といひましようか、その間の状況については見学に行ったことはありません。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 各保育所のそういった環境も、現場サイドでふだんの状況をちょっと皆さんも見れたらいいのかなというふうには思ひます。

次の質問に移りますけれども、建物についてですけれども、先ほど言ひましたけれども、窓に一つだけあつて、あとは鍵が全部閉まっているんですね。そうすると、風の吹き抜けが非常に悪いんですね。

それと、先ほどホールのお話をしましたけれども、ホールも職員の皆さん、いますけれども、職員の人数に対して目が届かない場合もたまたまあると思われるんですねよ、目が離せない。今の子どもたちというのは、非常に知恵が回るといひますか、動き回るといひのが非常にあるので、ひょっとして何かの拍子に鍵をあけてしまった場合に、転落するおそれもあると思ひうんですね。ですので、その辺のところも建物の安全性ということに対して、しっかりと考へていただきたいと、このように思ひうんですけれども、その辺の窓の転落防止策ということはどういうふうに考へておられるのか、お聞きします。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） ただいまの安全柵のことでございますけれども、第一保育所、特に北側のホールですか、遊戯室にはございません。

ただ、安全装置だとかストッパー、あけられないようなのは直前に付いておひますけれども、議員おっしゃるとおり、子どもが万が一、鍵をあけてしまつて首等を出してしまつた場合は、確かに危険でございますので、今後、現場保育士の意見を聞きまして、必要と思ひわれる窓には安全柵などの設置を検討していきたくと思ひておひます。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） この保育所の環境とそれから建物について、安全性も含めて、ぜひ対応していただきたいと思ひます。

次に、防犯灯についてですけれども、先ほど6割削減できるということですので、これを

行った場合、区の維持費の負担というのもあると思うんです。今のところでは、器具とかそういうのが切れた場合には、要するに区の負担になるわけですね。電気代は当然補助金で支払われておりますから、これは十分可能だと思うんですけれども、電気代は。だけれども、維持費、修理とかそういったのになると、区の負担になります。

ですので、節電にもつながりますので、ぜひ考えていただきたい。導入を早くしていただければ、これはいいかなと思うんですけれども、その辺のところはどのように考えているのか、お聞きします。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 議員から、ぜひ早くということでありました。

とにかく、三つの今方法で検討しています。新しく設置する防犯灯についてLED化していくのか、それとも一気にLED化して、1億四・五千万円かかるんですけれども、そこでやっていくのか。さらにリース化、業者にリースでやってもらってLED化するのか、その辺のところよくやっています。

議員おっしゃるように、市も地元も管理が楽になるということは確かでありますので、慎重に検討していきますので、よろしくお願ひします。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） ぜひ早目に、できればリース物件のほうが全部メーカー持ちですから、そのほうがいいのかなとは思いますが、ぜひ早く検討していただければいいかなと思いますので、よろしくお願ひします。

4点目に、高齢者支援について伺います。

最近、80歳以上の方でも一人で住んでいる方が非常に多くなってきております。幸い、非常に元気なんですけれども、万が一、病気等になった場合に、誰も分からないでそのままになっているという例もあつたらまずいと思うんです。そうした場合に、この独居の人たち、特に近所にお家がありませんところとか、そういったところには緊急通報システムというのがありますけれども、その緊急通報システムの取り付けの課題があるんです。3人の緊急連絡先というんですか、そういったのがあります。ですので、この3人というよりも、1人でもいればつけられるような、そういった方法というのはできないかどうかお聞きします。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 一応、申請書には3人の名前を記載するようになっておりますけれども、よくよくいない場合は1人でも、あとは民生委員さんなりのお名前を書いていただいて、遠くの方、娘さんが東京にいるとか、そういう方を書いていただくというような形で今現在やっておりますので、近所の3人という形はとっておりませんので、よろしくお願いたします。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） では、1人でも、民生委員さんとか、近所も、近所といってもちょっと離れてますけれども、近所でもいいという話でよろしいですね。

先ほど、地域包括支援センターというお話が出ました。香取市なんかの場合には、地域の人たちがNPOで見回りをしたり、声かけをしたりして防犯と、それから高齢者対策ということで動いていただいておりますけれども、こういったシステムというのは、旭市にはないのでしょうか。それをちょっと伺います。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 現在旭市には、先ほど議員おっしゃった見回り隊のようなものはございません。ただ、うちのほうは、先ほどもご答弁いたしましたけれども、社会福祉協議会の職員にお願いしまして、75歳以上の独居のひとり暮らし高齢者並びに高齢者世帯を回っていただいています。その際に、ちょっと心配だなと、支援が必要だなと思われるような方については連絡が入りまして、うちのほうの包括の職員が順次回って、いろんな支援に結び付けているという状況でございます。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） ぜひ、これ、非常に高齢だと、歩くのもようやっとという方が一人で住んでいるというのがあるんですね。ですので、私も気がついたらご連絡しますけれども、そういった形でぜひお願いしたいと思うんですよ。

地域包括支援センターの実際の人数というのは、最後に聞きたいんですけれども、何人ぐらいいるのでしょうか。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 職員でよろしいんですよ。

職員は、包括支援センターは8名ということで、保健婦さんが5名、それと社会福祉士が

1名、それとあと高齢者班の職員が2名で兼務で事務とかをやっております。保健婦さんと
社会福祉士の方が地域にも見回りに行っているという状況でございます。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） ちょっと少ない人数で大変でしょうけれども、今人員削減ということで
叫ばれておりますけれども、非常に少ない人数だとは思いますが。ぜひ、この独居老人の方
に対して、それから高齢者世帯に対しては、しっかりと見守りをさせていただきたいなど、こ
のように思います。

次の質問に移ります。

合併浄化槽の補助金については、先ほどもお聞きしましたけれども、次の、これは来年の
3月に改正されるということですのでよろしいでしょうか。それをちょっと再度お聞きします。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（新行内 弘） そのように、私どもは考えております。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） ぜひこれ改正して、分かりやすいようにお願いしたいと思います。

もうちょっとお話をしたいなと思っておりますけれども、次の2点目に移らせていただきます。

被災者支援の合併浄化槽の補助金ですけれども、液状化が全然出ないということなので、
この液状化に対して、何件ぐらいの新築の方があって、どのぐらいあるのか、液状化だけ分
かりますかね。ちょっとその辺のところだけお聞きします。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それでは、再建支援ですね、液状化の対象は
581件です。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 581件の方が新しい新築にしたということですがけれども、その中で……
（発言する人あり）

○5番（伊藤 保） 全部でね。そうすると、半分ぐらいずつですかね、この地域で言えば。
そのうちの液状化で建てたものというのは把握しておりませんか。何件というのは分から
ないですか。

（発言する人あり）

○5番（伊藤 保） この間ちょっとお聞きましたら、180件ぐらいというお話でした。

○議長（日下昭治） では、その詳細をもう少しやってください。

○5番（伊藤 保） 百八十何件かな、100件ちょっとだと思うんですよね。その浄化槽の中で、当然浄化槽から合併浄化槽の支援というのがあったはずなんです。ですから、残りのくみ取り便槽というのはそんなにないと思うんですよ。このくみ取り便槽の方に対しては、市で単費でそんなに件数は多くないですので、支援金というのはだいたい30万円です。合併浄化槽から合併浄化槽に取り替える。そのぐらいの金額ですので、その辺は単費で出せないのかどうか、それをちょっと伺いたいですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（新行内 弘） 合併浄化槽の件数なんですけれども、過去3年なんですけれども、私どものほうでは、平成23年度に37基、内訳といたしまして、単独浄化槽から合併処理浄化槽へ33基、それからくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ4基でございます。それから、24年度、41基ございますけれども、内訳といたしまして単独浄化槽から合併浄化槽へ30基、それから、くみ取り便槽から合併処理浄化槽へ11基でございます。それから、本年度、25年度でございますけれども、11月1日現在までで38基ございます。内訳といたしまして、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ36基、それから、くみ取り便槽から合併処理浄化槽へ2基ございます。

それから、別枠といたしまして、被災地の浄化槽復旧支援事業補助金がございます。これについては、平成23年度は33基ございます。それから24年度は24基、それから本年度11月までは2基ございました。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） ほとんど、これ出ていると思われるんです。ですので、残りをよく調べてもらって、よく検討していただきたいんですよ。同じ被災ですから、これは片方は津波なんです。片方は液状化ということで、全半壊という形で取り壊しているわけですので、非常に厳しい生活状況があると思うので、ぜひ30万円ぐらいですので、そんなには私はないと思われませんか。ですので、ぜひ液状化で被災に遭って建て替えた方々にも市で単費で出しているなど、このように思うんですが、市長、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 補助を被災者は皆同じだからということの中で、30万円ぐらいなら単費でやったらいいかということでもありますけれども、今環境課長が言いましたように、申請をしてもらった漏れの人に対しての部分では、どういった理由で申請が出ないのか、そういった部分もありますので、その時点をよく精査しながら、これから、市には復興基金といたしましょうか、そういった部分も特別な寄附をもらったものもありますし、できるものだったらやっていかなければ、被災者は同じですので、そういった方向で考えていきたいと思しますので、よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） いいですね。一応終わったんですけども、了解、いいですか。
伊藤保議員の一般質問を終わります。

◇ 滑 川 公 英

○議長（日下昭治） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（12番 滑川公英 登壇）

○12番（滑川公英） 12番、滑川公英です。

平成25年旭市市議会第4回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

アベノミクスから第一の矢の金融政策、第二の矢の財政政策までが順調に進みましたが、第三の矢の成長戦略で労働市場の改革、規制緩和で足踏みをしているようにマスコミが報じております。経済を大企業だけでなく、中小零細企業ともども、上昇気流に国が早く乗せてほしいものです。

先日の新聞報道で、平成の大合併による合併特例債の延長が報じられていますが、我が旭市でも甘えることなく、遊休資産の処分や老朽化した施設の統廃合に早急に取りかかることが今求められていると思います。明智市長の英断を求めます。

では、質問に移ります。

1番目の企業誘致について。鎌数工業団地の誘致可能面積は、通称鎌数工業団地千葉県土地開発公社が77億円を投じて開発したあさひ新産業パークは、全31区画ですが、昨年6月より再生エネルギー買取制度が始まって以来、続々と太陽光発電所の工事が進んでいます。このまま太陽光発電所が増えると、企業誘致に支障を来すのではないのでしょうか。行政は、県に歯止めをかけてあるのか、また残っている誘致可能面積と区画数についてお示し願いた

いと思います。

(2) 誘致企業へのアフターケアについて、平成20年12月に通商産業省が全国で企業誘致で優れた市町村20選を公表しましたが、その中の多くの市町村がトップセールス、専任担当職員、アフターケア等を行っておりました。その後の一般質問で、前市長に旭市でも導入したらどうかと伺いましたが、いい答えは返っておりませんでした。旭市長のお考えをお示し願いたいと思います。

大きい2として、袋公園で5月、10月、開催されましたイベント、VILLAGEですね、行政の力を借りずに自分たち、主に30代の皆さんが中心だそうですが、5月に袋公園で初開催。3,400人からの来場者で大盛況だったそうです。10月14日からは朝から好天に恵まれ、関係者によりますと、初回の倍以上の来場者があったそうですが、総数は正確には分からないそうです。

朝から夕方まで、若い家族連れの多さが印象に残りました。浜医院の駐車場、JA溜下倉庫の駐車場もほとんど終日満車状態でした。この団体の集客方法について、どのような情報を発信したのか、行政で把握している情報をお示し願いたいと思います。

(2) 番目として、政府でも政党でも、フェイスブック、ツイッター、ブログ等をホームページだけでなく、広報活動の武器としておりますが、旭市では、近隣の市から比べると、IT活用が遅れていると言われておりますが、今後どのように展開していくのか、お示し願いたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（日下昭治） 一般質問は途中ですが、ここで11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長（明智忠直） 滑川議員の質問に対しまして、私のほうから企業誘致についての2番目

の誘致企業のアフターケアについてということでお答えをしたいと思います。

旭市への進出企業から旭市へ来てよかったとの評価をいただくことは、今後新たな企業誘致を図る上で、極めて重要なことでもあります。私も常々思っていることでもありますけれども、新規優良企業がなかなか進出が厳しいというような状況の中では、既存の企業に対する厚遇といえるでしょうか、支援をしていかなければと常々そう思っているところでもあります。

市としても、新規企業への支援と併せ既存企業の規模拡大等に際しても、旭市独自の企業誘致条例に基づき各種の要件もありますが、固定資産税の課税免除、排水処理施設の設置に対する補助、緑化事業に対する補助等の支援を行っております。

企業の発展は、地域産業振興の面、雇用の面、さらには若者の定住の面からも大きな力の源となっております。先日も倒産した企業の失業者を全員雇用してもよいとの温かい市内企業から申し出をいただきました。今後とも、雇用の確保等、市内企業と連携をとり、企業発展に努めるとともに、企業誘致について企業から選ばれる市になるように、各種の支援策を講じてまいりたいと思います。

なお、専任の職員配置、企業誘致専従班については、担当課に十分検討させますが、現在まで食品関係企業2社が農林水産省の補助事業で施設を立ち上げた例に見られるように、企業誘致は商工業関係担当課のみだけでなく、あらゆる課の力を集める行政の総合力も必要なことと考えております。

また、私自身のトップセールスにも十分心がけているところであります。

以上です。

○議長（日下昭治） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員質問の企業誘致につきまして、1番目の鎌数工業団地の誘致可能面積、これにつきましてお答えさせていただきます。

議員からありましたように、鎌数工業団地、現在分譲中のあさひ新産業パークにつきましては、千葉県土地開発公社、これは千葉県が全額支出しております特別法人でございます。ここで造成、分譲されている工業団地でございます。平成8年から平成13年までの造成工事を行いまして、13年から分譲している。

この県の公社に確認しました11月1日現在の契約状況でございます。全体面積、37.4ヘクタールでございます。このうち、まだ契約していない未契約区間、これにつきましては6区画で面積は6.4ヘクタールとなっております。このうち、実は5区画、先ほどの6.4ヘクタールの中の5区画6.1ヘクタールにつきましては、既に企業からの進出希望の申し出、これが提

出されております。そういうようなことで、純然たる誘致可能区画、これは現在1区画の0.3ヘクタールとなっております。

議員から、もう1点、再生エネルギーの関係についてのご質問をいただきました。

このあさひ新産業パークでの現在の太陽光発電の状況でございます。4社が進出をしております、全体面積21.15ヘクタール、これにつきましては、この団地の中の約56%を占めております。この21.15ヘクタール、このうち19.52ヘクタール、大半が実は賃貸での契約になっております。

予定しています発電総数量は約13メガ。この13メガというのは、実は一般家庭では4,290世帯、市内の約17%をカバーできる、それだけの電力を予定しております。

この工業団地へのメガソーラーの発電の立地の問い合わせでございますけれども、公社のほうに聞いてみますと、当初23年当時に全てを、残っている面積29ヘクタール全てを太陽光にしたいという、そういう打診があったというふうに聞いております。ただ、市のほうに相談があったのは24年でございます。

この中で、太陽光、環境に優しいというのは我々理解しておりましたけれども、1点だけ雇用に結び付かないという、雇用の数が増えないという、ちょっとそこが気がかりであったわけです。そんなことで、29全てというのはこれはご遠慮いただくということで、なるべく土地を残してほしい、これは今まで訴えておったわけでございます。

ただ、県の土地開発公社につきましても、10年以上更地であったという土地、それと県は実は賃貸、これを平米当たり500円から大口につきましては300円、賃貸価格も値下げをしまして、実はそういうことがありまして太陽光の発電が今工業団地で進んでおる、そんな状況でございます。

市としましても、そういうようなことで、雇用に結び付く企業にぜひ来ていただきたい、太陽光につきましてはなるべく面積を少なくしてほしい、そういうことは訴えておったわけでございます。

あと、2番目に袋公園のイベント、VILLAGEの関係でご質問いただきました。

主催者の方から何度か相談に見えていただきまして、みんなで休日を楽しんで若い飲食店経営者、あるいは農業者、ここで小さな産業まつり的なものをやりたい、そういうことで伺っております。

議員からありましたように、5月、10月、相当人出が出たというところで我々も理解しております。

議員のほうからありました集客を図るためのどういうふうな手だてをしたか、情報を把握しているかということでございます。

関係者の方から聞き取りをした中で、一番集客力の多かったものが、手法としまして、実は広報10月15日号、VILLAGEというのは14日なんですけれども、実は15日が新聞の休刊日であったところで、前日に広報が配られたと。そんなところで、この広報の中に主催をした方がキラリあさひというそういうコーナーに登場しまして、その中にまつりをやっている、ぜひホームページを見ていただきたいと、そのホームページを見て多くの方が来ていただいた、そういうような形で市の持つ広報力、広報の力、これはすごかったなと、そういうところで聞いております。

集客につきましては、そういう広報からホームページをたどって行って、情報を見たということで、相当人が来ていただいた、そういうことで本人からは聞いております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それでは、（1）の行政のIT活用についてということで、近隣からすると少し遅れているということのご回答を申し上げます。

現在、今も話が出ましたが、情報提供には広報をはじめ、インターネットを利用してホームページ、それからメール配信サービスを実施しております。議員おっしゃるように、情報発信の手段といたしまして、ツイッター、フェイスブックがあります。今後は、ほかの自治体の状況も考慮しながら、より多くの手段でよりよい情報提供ができるように検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 市長の答弁、どうもありがとうございます。

前向きに考えているということで、今後とも企業誘致についてこれからも努力していただきたいと思えます。

2回目の質問なんですけれども、企業誘致についてなんですけれども、近い将来、有望な企業が進出予定というのはあるのでしょうか。もしあるとすれば、どの程度の企業で、どのくらいの面積区画を利用していただけるのか、なかったらいいですけれども。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 近いうちというところで、実はこの区画の中である区画、企業が進出をしたいという買い取りの申し出もいただいているというところで県から聞いております。

それと、その業者の方が一度我が課のほうへ来ていただきまして、手続き等を今後とも進めたいということで聞いております。

ただ、大変申し訳ないんですけれども、企業側からは一切企業名、あるいは進出のどういう職種であるかどうか、それはちょっと公表を控えていただきたいと、ただ来春には着工したい、そういうことで大変申し訳ないんですけれども、いろんな企業のご関係がございまして、そういうようなことで、この間も地区懇でも提案があったんですけれども、申し訳ないんですけれども、ちょっと企業名、あるいはそういう業種名は企業からのたつての依頼ということで、回答につきましては控えさせていただきたいと思っております。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 正式に県の開発公社と契約ができれば、情報公開するというように考えてよろしいですね。

もう1個、ちょっと質問したいんですけれども、太陽光発電所については、旭市に雇用、先ほどももたらさないとありますが、旭市に入る固定資産税、それについては既存の進出企業の同じくらいの面積の固定資産税と、今回そこに投資していただいた企業の面積当たりの固定資産税額でどのくらいになっているのでしょうか。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 固定資産税の関係なんですけれども、現在、太陽光発電につきましては稼働中のものと、それから建設中のものがありまして、課税につきましては平成26年度からということになります。

各関係市町村、県内等ありますけれども、そちらにつきまして税額等、現在どういう形に持っていかという検討がなされております。また、旭市におきましても、そういう県内の状況等、いろいろ踏まえた中で、来年度の課税の状況を決めていきたいと思っております。

いずれにしましても、現在稼働しています工業団地の税額と比べますと、当然それよりは地目的にも雑種地と考えられますので、税額につきましては現在の団地の工場よりは下がると思っております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） それは当然のことなんですけれども、ただ、同じくらいの面積だったら、今既存の進出している企業とこれから太陽光で設備投資したものについて、同じくらいの面積ではどのくらいの割合になる、例えば今までの既存の面積の工業団地に入っている方が10にしたら、太陽光で設備投資したものが1になるのか、その辺をお聞きしたいんですよ。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 決める場合なんですけれども、だいたい現在の状況をいろいろ見ますと、宅地比準、宅地に対しての比準ということで、例えばその7割だとか、5割だとか、3割とかというような決め方になると思いますので、1以下というような形になると思います。

以上です。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございます。

では、10分の1以下の課税対象ということですね。

では、次の2のほうなんですけれども、アフターケアなんですけれども、当時21年に行政視察したんですけれども、その市町村では進出している企業のアフターケアにより、企業が進出しようとしている企業を後押ししてくれると、相乗効果があると、そのようなことを教えていただいたんですよ。

定期的に職員が進出企業を訪問し、企業の要望等を組み入れていただければ、我が旭市でも導入していただいて、なるべく今来ている企業に進出する企業のバックアップをしていただければ、もっとより早く企業進出が来てくれる企業が、こんなにいい旭市の工業団地だよというようなことを思ってくれば、もっと進出が早くなると思うので、その辺のことをぜひ行政として考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 議員の提案、まさしくそのとおりだと思います。うちのほうの課も例えば鎌数の工業団地、去年は食肉公社の社長にもお願いしまして、大手のハム会社にも同席をしていただいて東京まで営業に行ったとか、あるいはある食品メーカーは大会社の子会社ですので、その大会社に対して系統の工場を誘致できないかどうか、そういうよう

なことで何社かには今お願いをしながら、その系統をたどって会社訪問をさせていただいている。そんな状況でございます。

ただ、それはできれば大がかりでこれからまた考えてみたい、そういうふうを考えています。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 土地開発公社が来年度から廃止になりますよね。そのことによりまして、職員の配置というのは多分多少違ってくると思うんですが、企業誘致の重要性を鑑みてもたら、やはり専従職員を置くべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） うちのほうの担当課としましては、専従職員というか、職員の確保は、ぜひしたいなというところで、実は工業団地、面積は少なくなってきましたけれども、実は旭市の工業団地の近くには実は大蔵省で持っている大きな土地もございます。そこを打診しますと、企業が進出であれば大蔵省、関東財務局のほうは売ってもいいですよという、そういう答えがあったり、あるいは市内で封鎖されている工場も琴田地先なんかにも結構あります。そういうところをうまく活用できないか聞いてみますと、企業はぜひ買ってほしいという、そういうようなことで空いている工場の跡とか、そういうことで、ぜひ企業の誘致につきましては、課として総力を挙げていきたい。そんなことで12月にある総務課長との人事のヒアリングにつきましては、ぜひお願いしたいなというふうに担当課では考えています。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） これは質問ではないんですけども、企業誘致に対する一般質問、結構私はやってきているんですけども、最終的な答えというのはいつも、これは千葉県開発公社にあると、そういう答弁になっちゃうんですよね。でも、旭市にあり、旭市が潤う企業なんで、ましてや雇用は旭市から大体が採用するということになると思うので、ぜひ旭市が主体的になって行動すべきだと思うんですよ。旭市にある土地ですから、県が幾ら77億円を投入したからといって、旭市が一番恩恵を受ける企業誘致ですから、ぜひ旭市が主体的にやっていただきたいと思いますので、執行部の皆さん、よろしく願いいたします。

○議長（日下昭治） 答弁はいいですか。答弁は求めないですか。

○12番（滑川公英） 2番目。

○議長（日下昭治） では、続けてください。

○12番（滑川公英） 先ほどの最初にもう市長がやると言ってくれたので、もうそれ以上のことは言いません。

先ほどのVILLAGEについても、ホームページより広報からホームページに移ってということになっていましたが、私が調べた中で、広報の前にもう若い皆さんのフェイスブックとかツイッターとか、そういうところでたくさんの情報を得ていたと、それにより携帯やスマートフォンにより、口コミにより多数の人数が集まったと、お客さんが集まったと。これは5月のときにも既にそういうような状態になっていたというのが、このVILLAGEを主催した皆様方の何名かの話を聞きました。

例えば皆さんご存じのように、2011年チュニジアで起きたジャスミン革命というのは、インターネットの爆発的な普及により、携帯とかスマートフォン、それにかかわるホームページ、ツイッター、フェイスブック等、瞬く間に情報が伝播して、民衆蜂起のもとと言われ——携帯は私ではありませんからね、民衆蜂起のもとと言われ、その後、民衆革命がアラブ近隣に伝播し、アラブの春と言われました。このような手法を既存の方法とともに、行政のイベントに積極的に活用するという考えは、行政としてないのでしょうか。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから、いろいろITを活用して、いろんなイベントの集客力を図る、うちの課でもいろいろ検討しました。春先にありました桜まつりのときは、携帯、直接QRコードですか、そこから情報をとってぱっと見るとか、そういう出せる情報というのは行政でもあるのかなと。ただ、行政で出すときに、いろいろ情報を出すときにいろんな制限があるのかな、そんなことで、ちょっと役所の中でまた検討してみたいなと。

ただ、いろんなイベント、実行委員会、これで主催する部分にもございます。そういうようなことで、実行委員会でやるということで、結構ありますので、そこは今回VILLAGEを主催した側の集客力、これは本当に勉強していきたい、そういうふうに考えています。よろしくをお願いします。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 先ほど課長が言われました14日の前に広報が出た、それによる広報からのホームページというのは、その前にもう情報というのは、ほとんどの若い方々には知れ

渡っていたわけです。

ですから、これはぜひ、例えばこれから27年10月に道の駅をオープンするわけですが、道の駅に対しても、このようなイベントを彼らに参加してもらうとか、ないしは、このような情報発信をぜひしていただきたいと思いますが、執行部としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 今、議員おっしゃられる道の駅のイベントを、結構やろうというような計画があります。その辺を踏まえて、フェイスブック、ツイッター、ぜひ設置できるような方向で検討してみたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 行政として、ここに多分行政の資金援助というのは流れていないと思うんですけども、これからVILLAGEさんの皆さんが継続していくということであれば、行政としてどのように考えておるのでしょうか。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） すばらしい企画、イベントをやっていただいたということは、行政としても本当にありがたいことだと、そんなふうに思っております。そういったイベントを企画して独自で、民間でやってくれているほかの組織もかなりあるというような、例えば滝郷でもミュージカルをやったり、そのほかにも結構いろいろと企画をされている、実証されている人もいますので、そういった方々との整合といたしまししょうか、本来やはりボランティア活動の一環としてやってくれているものと、こういった大勢のみんなを集めてやるということは、振り分けなければならないと思いますけれども、その点についても、いろいろ今後課題として研究していきたいと、そんなように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

(2) 番目のほうなんですけれども、今、安倍首相なんかもフェイスブックをやっていますけれども、市長はフェイスブックとかツイッターについて、起こす気があるんですか。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 70歳になりますので、新しいそういった情報化時代に対応を本当はすればいいんでしょうけれども、今のところフェイスブックを起こすつもりはありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 安倍首相よりはちょっと年配になっていると思いますが、ぜひ市長自らも旭市の情報発信ということでやっていただきたいと思いますが、そのときにはやはりあまりブログで炎上したり、そのことがないような方法で、ぜひ旭市の情報発信をしていただきたいと思います。これは要望ですから、答えはいいりませんから、これで終わります。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（日下昭治） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 20番、高橋です。今回は、大きく分けて3点の質問を行いますが、議会が終われば、その場逃れの答弁ではなく、議事録は永久に残るということを認識した中で、の答弁をお願いします。

それでは、まず大きな1点目の旭中央病院検討委員会についてお尋ねします。

1点目は、中央病院検討委員会設置要綱、昨年急遽制定されました、というより、せざるを得なかった、そもそもの原因と理由について伺います。

2点目は、検討委員会設置要綱を作り、すぐに検討委員会を設置しなければならなかった原因と目的について。

3点目は、外部委員は検討の目的に沿ったその道のスペシャリストが必須の条件だと思いますが、3名の委員はどのような経歴または実績の方が。

4点目は、市が提起した問題点と検討内容について。

5点目は、検討委員会の報告内容について伺います。

6点目は、市は報告内容について、どのように検討し、どのような結論となったのか、それを踏まえた中での地区懇談会での説明だと思いますが、何を目的とした説明なのか伺います。

大きな2点目は、中央病院問題であります。まず1点目は、病院開設五十数年が過ぎた

平成19年から始まりました新本館建設をはじめとした再整備事業、病院開設60年を迎えた本年、ほぼ完成しました。この事業にかかった総事業費は三百二十数億円、それに伴う借入金も二百数億円と莫大な事業費と莫大な借金、しかしながら、それでも絶対に経営に支障はないという収支計画のもとに始まりましたが、この再整備事業に伴う収支計画と現状の経営状況というより、決算状況について伺います。

2点目は、再整備事業に伴う予算と、その中での社員食堂の予算と設置場所はどのようであったのか伺います。

3点目は、病院の医師不足、それから医師の過労ということが強調されていますが、市立病院となった平成17年度時点と、平成24年度の医師数とその増減、また年間の入院、通院患者数とその増減、そして医師1人当たりの1日の患者数とその増減について伺います。

4点目は、二期目のスタートの挨拶ということで、広報において公設公営の堅持ということとを述べていますが、具体的な考えを持ってのことだと思いますが、どのような公設公営を念頭に置いているのか、市長に伺います。

5点目は、経営形態で地方独立行政法人と公営企業全適、公営企業一部適用のメリット、デメリットについて伺います。

6点目は、地方独立行政法人ができて約10年、新しい法律ができた際には、その法律の目的、事業方法など、施行に当たっての交付通知が出ますが、どのような内容か朗読して開示をいただきたいと思います。その上で、公設公営また独立行政法人の設立の考えについて伺います。

7点目は、経営また運営上抱えている問題点は何なのか、そのことがただ単に経営形態を変えることによって、問題点がどのように解決できるのか、具体的に伺います。

8点目は、一般的には4月1日の新年度から、それが3月21日の議会閉会日を施行日とした事業管理者と病院長職の分離、開設以来堅持した伝統を急遽変えざるをえなかった理由について具体的に伺います。

9点目は、病院の事業管理者は昔の本店の大番頭と同じ、そして倒産してもこれは旦那の責任で、しかし中央病院は旭市民のものであります。この旭市の命運を分ける病院事業管理者の選出方法、現在何もありません。どのような方法で選出するのか、具体的な考えを伺います。

10点目は、市長は中央病院の経営形態をどのように考えているのか、具体的に伺います。

大きな3点目は、全国学力学習状況調査について伺います。

まず1点目は、千葉県の今回の順位と前回の順位、そして昨年抽出の順位について伺います。

2点目は、県内での旭市の今回の順位と前回の順位、そして昨年抽出での順位について伺います。

3点目は、市内の各学校の順位について伺います。

4点目は、前回の結果を踏まえて対応した結果は、順位に表れたのか伺います。

5点目は、今回の結果を踏まえた今後の対応について伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。あとは自席で行います。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員の一般質問に対しまして、私のほうから1番目の中央病院検討委員会の（1）の検討委員会設置要綱の制定理由、2番目の検討委員会設置の目的について、6番目の市の考えと対応について、大きい2番目の旭中央病院についての（4）番目の公設公営の堅持とは、6番目の経営形態で地方独立行政法人と公設公営をどのように考えているのか、8番目の事業管理者と病院長を分けた理由について、9番目の事業管理者の選出について、10番目の市長は中央病院の経営形態をどのように考えているのかという項目を答弁させていただきます。

1番目の旭中央病院検討委員会について、（1）の検討委員会設置要綱の制定理由、（2）番目の検討委員会設置の目的についてということで、併せまして答弁をしたいと思います。

中央病院につきましては、これまで良好な経営を行ってきたところでありますが、平成23年度末に14名の医師の減があり、医師確保の課題が生じるなど、病院を取り巻く状況は大変変化してきているところであります。そのような情勢の中で変化に対応し、中央病院は東総地域の中核病院として、将来にわたって安定的な経営を行う必要があると考えております。検討委員会は、医師不足の問題が直接のきっかけではありますが、私としては医療環境の問題、経営の問題、教育の問題、さまざまな問題について検討する必要があると考え、1番目として、地域医療における果たすべき役割、2として中央病院の課題と対策について、3番目として、改革プランに基づく経営形態の調査及び研究についての3点を検討項目とする要綱を制定し、検討委員会を設置したものであります。

6番目の市の考えと対応についてということでお答えいたします。

検討委員会の報告のうち、経営形態に関しては、職員の意識の変化を促し、より一層の迅速、柔軟な経営を可能とするため、移行費用や職員の身分等に検証を進め、平成26年度末までに、地方独立行政法人へ移行すべきとのことではありますが、この点については、議会をはじめ中央病院職員や市民の皆様の意向を伺いながら、慎重に丁寧に判断をしていきたいと考えております。

この考えに基づき、10月に開催した地区懇談会では、検討委員会の報告を説明し、市民の皆様のお考えを伺ったところでもあります。今後の対応については、まず年明けに議員の皆様のお考えを意見交換会というような形で伺い、その後、中央病院職員の皆さんの考えを伺って、その上で経営形態を判断したいと考えております。

次に、旭中央病院について、4番目、公設公営の堅持とはということでお答えしたいと思います。

私自身、公設公営ということで1回目、2回目の選挙戦を戦ってきたわけでありまして。公設公営病院の経営形態のうち、公設公営に該当するものは、現在、旭中央病院がとっている地方公営企業法の全部適用のほか、地方独立行政法人があると考えております。私としては、引き続き市が経営に関与していく必要があると思いますので、公設公営の形態は堅持していきたいと考えております。

6番目の経営形態で、地方独立行政法人と公設公営をどのように考えているかということではありますが、経営形態ということであれば、地方独立行政法人は、公設公営による経営の一形態であると理解しています。

8番目の旭中央病院の事業管理者と病院長を分けた理由についてということでお答えします。

近年の医療需要と病院経営の多様化により、また旭中央病院自体の大きさなどからも考えていった場合、1人で両方を兼任することには、相当の負荷がかかるということから、二つの職を分けたものであります。

9番目の事業管理者の任命方法について、任命までのプロセスはということであります。

事業管理者の任命については、地方公営企業法の規定に基づき、病院事業の経営に識見を有する者のうちから、市長が任命をするということでありますので、人選に当たっては先ほど申しましたように、慎重かつ丁寧に進めていきたいと考えております。

10番目の、市長は中央病院の経営形態をどのように考えているかということでお答えしま

す。

旭中央病院の経営形態に対する私の考えであります。検討委員会の報告を尊重しながら、長年、市民病院、市立病院、組合立病院としての経営形態であったということもありますし、十分にその辺の意見を尊重しながら、基本的には病院の経営を持続的、安定的に行える形が一番よいと考えております。先の地区懇談会において、地方独立行政法人について説明し、市民の意見を聞いたところであります。今後は、議会そしてまた病院職員の皆さん方の意向を聞きながら最終的に私の判断をしていきたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（日下昭治） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それでは、私のほうから1の（3）の外部委員の選……

（発言する人あり）

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それにつきましては、私のほうで朗読させていただきます。

それでは、私のほうから大きい1番の（3）外部委員の選出基準について、それから（4）検討内容について、（5）報告内容について、それと大きい2の（5）経営形態で地方独立行政法人、地方公営企業法全適、公営企業一部適用のメリット、デメリットについて、それと（7）経営形態を変えることによって問題が全て解決するのかということについて、お答えさせていただきます。

まず、（3）ですが、委員の選出についてお答えいたします。

まず、検討委員会につきましては、設置要綱に沿ってさまざまな立場からご意見をいただけるような人選をいたしました。ご質問でありました外部委員ですが、検討委員会では学識経験者として3名の方をお願いし、医療事情や病院経営に詳しい方を念頭に委嘱させていただきました。まず経歴ですが、厚生労働省出身の医師で、千葉県病院局長の経験をお持ちの方、これは近藤さんです。それから、旭中央病院勤務経験のある医師で千葉大医学部付属病院の副院長、これは高林先生です。それから国の公立病院改革懇談会の座長や、総務省の公営企業アドバイザーを経験された公認会計士、これは長さんです。学識経験の方からは、各分野の経験を生かし、専門的な見地から貴重なご意見をいただいたところであります。

続きまして、（4）検討内容についてということでお答えさせていただきます。

まず、設置要綱では、1番としまして地域医療における果たすべき役割について、2番に

つきまして中央病院の課題と対策について、3番目といたしまして改革プランに基づく経営形態の調査及び研究についての3点を規定いたしました。

特に経営形態につきましては、総務省の要請を受けまして、21年3月に策定いたしました旭中央病院改革プランにおいて、この計画期間である25年末までに、各制度について調査研究していくことが定められていることから、検討項目としたものであります。

続きまして、検討委員会からの報告内容についてということでお答え申し上げます。

なぜ、検討委員会において医師確保でなく、経営形態について検討したかということでありましたが、検討委員会では、当初、会議におきまして、地域医療における中央病院の役割、並びに中央病院の課題と対策について議論しております。その中で、医師確保につきましては、平成23年度に生じた医師の退職理由をはじめ、その後、医師確保のための病院が行った対策、また医師の勤務状況等について、中央病院に対して説明を求め、その上で医師確保について最大限の取り組みを行うこととしております。

次に、経営形態についての経過ですが、平成21年3月策定した旭中央病院改革プランにおきまして、この計画期間である25年度末までに調査研究をしていくこととしていること、併せて検討委員会において中央病院の課題と対策を検討する上で、職員の採用や予算の執行等、関連があることから検討したものであります。

次に大きい2の(5)です。経営形態で地方独立行政法人と公営企業全適、公営企業一部適用のメリット、デメリットについてということで、お答えいたします。

病院の経営については、公営企業法上は当然全適となるものではなく、条例によりまして全部適用とすることができるものです。旭中央病院におきましても、当初は公営企業法の一部適用していたものですが、昭和54年度に全部適用とし、事業管理者を置いて人事、予算、調整等の一定の権限を与え、それ以前よりは自由度を増した経営を行ってきた結果、現在の状況となっているものと考えております。

地方公営企業法の一部適用につきましては、事業管理者を置くことができず、病院経営の全てを首長が行うということになるので、旭中央病院は全部適用により事業管理者を置いて現場に対応した経営を行ってきたところであります。

このほど、検討委員会で検討した地方独立行政法人については、全部適用と比較すると、1つとして経営判断の迅速化、2つ目として人事制度の柔軟化、3番目として経営者責任の明確化、4番目といたしまして評価委員会における経営の透明化の向上などがあります。

次に、経営形態、独立行政法人の通知ですね、交付通知についてということで、朗読して

ということなものですから、私のほうで朗読させていただきます。

地方独立行政法人を設立するか否かは、あくまでもおのこの地方公共団体の選択に委ねられているという上で、行政機能の減量化が強く求められている現状に鑑み、まずは対象とする事務事業の廃止、民間譲渡等の可能性を検討し、存続される場合でも公の施設の指定管理者制度等と比較をして、地方独立行政法人を設立したほうが効果的、効率的な行政サービスの提供に資すると判断される場合は、地方独立行政法人制度を活用すべきであるとの基本的な考えが示されている。

この部分でよろしいでしょうか。

最後になりますが、経営形態を変えることによって、問題点が全て解決するのかということの回答を申し上げます。

現在の旭中央病院の根本的な課題は、医師の確保であると考えています。旭中央病院からは、地方独立行政法人化することにより、人事に柔軟な対応を取り入れることができ、結果として医師の確保がやりやすくなると聞いており、検討委員会の議論の中でもそれはありました。独法化すれば全てがうまくいくという単純には考えていませんが、医師の確保により、経営形態の安定と持続的な医療の提供に寄与することと考えています。

以上です。

○議長（日下昭治） 一般質問は途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

休憩 午後 零時 0分

再開 午後 1時 0分

○議長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、私のほうからは2番の旭中央病院について、（1）と（2）につきまして、ご回答を申し上げます。

（1）につきましては、収支計画と現状の実績についてということでございますが、病院のほうの再整備事業の実施に当たりまして作成いたしました長期収支計画のシミュレーションと現状の直近3年間の比較を申し上げますと、22年度につきましては当初2億円の利益見込

みでございましたが、7対1看護基準を取得したこと等ありまして、実績につきましては16億2,300万円と大幅な利益の増加という形になっております。

また、新本館がオープン初年度の23年度につきましては、当初は15億4,300万円の赤字見込みでございましたが、実績につきましては4億500万円の黒字ということでございます。

24年度につきましては、当初は2億1,400万円の赤字を見込んでございましたが、1億3,800万円の黒字と、いずれも当初シミュレーションを上回る実績でございます。

(2)につきましては、職員食堂の設置場所とその予算ということでございますが、職員食堂につきましては、当初本館の3階に配置する予定でございました。ただ、がん患者の増加に対応するため、本館の3階を化学療法外来に変更させていただきまして、社員食堂につきましては、現在の位置に変更して設置させていただいたものでございます。

本計画につきましては、24年2月に開催されました全員協議会で旭市病院事業会計予算の概要として説明させていただきまして、予算措置をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（日下昭治） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうからは、同じ旭中央病院の（3）医師と患者数の推移についてご回答申し上げます。

総務省の地方財政状況調査による医師数と患者数の推移につきまして、平成17年度と平成24年度を比較した数値を申し上げます。

なお、この調査による医師数は、常勤の医師数だけではなく、パート医師を含めた数となっておりますが、まず平成17年度が226人、平成24年度が259人で、比較しますと33人の増となっております。

続いて患者数ですが、入院延べ患者数が平成17年度34万1,791人、24年度が27万4,588人で、比較しますと、6万7,203人の減となっております。外来延べ患者数については、平成17年度が86万6,647人、24年度が75万258人で11万6,389人の減となっております。

続いて、医師1人1日当たり患者数ですが、入院が17年度4.1人、24年度が2.9人で、1.2人の減となっております。

また、外来ですが、17年度が10.5人、24年が7.9人で、2.6人の減となっております。

続きまして、（8）事業管理者と病院長を分けた理由について、病院からの補足を説明させていただきます。

旭中央病院では、これまで事業管理者が病院長を兼ねるという形で運営を行ってまいりま

した。しかしながら病院を取り巻く環境が大きく変わってきている中、諸課題に適切に対応するため、業務を分担したほうが、より適切な運営を行うことが可能という判断から、病院長と事業管理者を分けることとしたものです。

議会におきまして、関連する条例のご承認をいただいた後、一刻も早く新しい体制をスタートさせたいとのことから、3月27日付で新しい病院長を発令したものでございます。

私からは以上でございます。

○議長（日下昭治） 教育長。

○教育長（埴田哲雄） それでは、全国学力学習状況調査についてお答えをいたします。

（1）から（3）までの順位関係につきましては、私のほうから回答をさせていただきます。

その後の対応につきましては、学校教育課長のほうからお答えしますので、よろしく願いいたします。

それでは、（1）の千葉県の今回の順位と前回の順位についてでありますけれども、初めに、今回と前回のテスト内容について、そしてその後、順位についてというような順番で回答をさせていただきます。

今年、平成25年度の全国学力学習状況調査は、全校調査でありまして、小学校6年生、そして中学校3年生を対象に国語と、算数、数学の2教科において知識を見るA問題、そして応用力を見るB問題での調査を実施したところでございます。

そして、昨年度、前年度の平成24年度でありますけれども、理科を含めた3教科で実施されております。そして、昨年度は小・中学校からの抽出の調査でありました。

また、前回の全校調査といたしましては、平成21年度になりまして、内容は今回と同様のものであります。

それでは、ご質問の千葉県の順位についてお答えをします。

平成25年度の2教科の正答数の平均でありますけれども、小学校は23位、中学校は27位でありました。

平成24年度ですけれども、理科を含めた3教科の正答数の平均では、抽出でありますけれども、小学校は12位、中学校は34位であります。前回の全校の調査のときの平成21年度のものにつきましては、2教科の正答数の平均では、小学校が11位、中学校は35位ということでありました。

続きまして、（2）の県内での旭市の今回と、それから前回の順位であります。県内順位

であります。

千葉県の教育委員会は、文部科学省の平成25年度全国学力学習状況調査に関する実施要領におきまして、域内の市町村及び学校の状況について、個々の市町村名、学校名を明らかにした公表は行わないことというふうになっておりまして、前回同様公表されておられません。したがって、県内での旭市の順位については、私どもも承知しているところではありません。

続きまして、(3)に入ります。

市内の各小学校の順位、中学校の順位につきましてでありますけれども、これも文部科学省の平成25年度全国学力学習状況調査に関する実施要領においては、次のように書かれています。

市町村教育委員会が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校、全体の結果を公表することについては、それぞれの判断に委ねること、ただし、市町村教育委員会は、域内の学校の状況についての個々の学校名を明らかにした公表は行わないことというふうになっているため、学校名、そして順位については公表はしておりません。海匝地区3市につきましても、国、県の平均等が出ておりますので、それらを参考にし、公表しないという方向で指導に当たっております。

そんな状況の中でありまして、参考といたしましては、市全体の小学校の正答率、今年度は県平均より2.9ほど低いという結果は出ております。そして、県平均を上回っている学校数は2校であります。そして、県平均を下回っている小学校につきましては、13校というような状況であります。中学校につきましては、上回っている学校が1校、下回っている学校が4校というような状況となっております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、私のほうから3番の(4)、(5)について回答させていただきます。

最初に(4)でございます。これまでの結果を踏まえての対応とその成果についてお答えさせていただきます。

旭市教育委員会では、平成22年度に平成21年度の調査結果を踏まえまして、各学校に調査結果による実態の把握、それから応用する力の分析、授業改善を含む応用する力の向上を図る授業づくり、そして学力向上事例集の作成や学力向上に係る情報提供等を指示いたしました。

た。

また、この年から家庭学習の習慣化を目指しました家庭学習強化週間、テレビっ子から学びっこというキャンペーンを開始いたしました。

平成23年度は、基礎的、基本的な知識を応用する場面や、コミュニケーションの場を取り入れた授業の改善、平成24年度につきましては、各教科の言語活動の充実を図る取り組み、学力向上対策報告書の作成等を市内各校に指導いたしました。

また、学校図書館司書の配置に向けた検討をいたしました。

そして、今年度の25年度は、個に応じた指導のさらなる充実のために、放課後等の時間の活用、あるいはICT機器の活用の改善の推進等を指示しております。

成果でございますけれども、学力調査と同時に実施いたしました児童・生徒の意識を調査する質問紙調査、これはアンケート調査でございますけれども、その結果を見ますと、前回、平成21年度と比較すると、さまざまな項目で児童・生徒の学習に対する意識というものは高くなってきております。

例えば小学校では、平日1時間以上勉強するというパーセンテージが49.8%から60.1%ということでプラス10.3ポイント、土曜日、日曜日に1時間以上勉強をするというのが47.9%から54.3%ということでプラス6.4ポイント、自分で計画を立てて勉強する、これが48.4%から57.1%ということでプラス8.7ポイント、あるいは国語の学習の意識等がそれぞれ5ポイント以上増加しております。

中学校におきましては、家で授業の復習をするというのが5ポイント以上増加しております。また、読書を含む国語や数学の意識も増加傾向でございます。

以上のように学習に対しての意識というものは高くなっていると、取り組み状況もだんだん良好になってきていると、このように考えております。

学力の基礎づくりの観点からも学校だけではなくて、家庭、地域の協力や理解を得ながら学力向上に向けた取り組みをしていきたいと、このように考えております。

続きまして、(5)番の結果を踏まえての今後の対応でございますけれども、今回ですけれども、教科に関する調査において、地域のA問題、あるいは応用力のB問題ともに、小学校につきましては、例年とほぼ変わらない結果でございましたが、しかし中学校では、年々若干下降傾向にあることが伺われました。

そこで、これまでの分析により明らかになってきました学力や学習状況の結果を踏まえて、次のような対応を考えております。

1つ目といたしまして、各学校における学力や学習状況の改善に向けた取り組みの推進を図るために、旭市の概況の説明及び各設問ごとの課題や指導改善のポイントを各学校に示しております。

2番目といたしまして、家庭学習時間の確保を目指す取り組みといたしまして、家庭学習強化週間キャンペーンをこれまでどおり継続したいと考えております。

それから、今年度より読書活動の充実を図るために、学校図書館司書を配置いたしました。読書については、子どもたちの意識、あるいは読書時間を全国と比べて平均を上回る状況でございましたので、より高めていきたいと、このように考えております。

あるいは、各学校では学習の進め方ということで、ペア学習とかグループ学習などの学習形態を工夫した授業、あるいは放課後の時間を利用した個別学習、あるいは学習の仕方を示しました家庭学習の進め方、こういったものを作成して配付しております。

なお、今後はさらに児童・生徒の実態に応じた細かい分析をいたしまして、それぞれの対策を講じていきます。

教育委員会といたしましても、そうした学校における具体的な改善の計画や取り組みに対しまして、学校の状況に応じて必要な指導、助言、支援を行っていききたいと考えております。

さらに、各学校の指導体制、教職員の研修や授業研究、地域や家庭との連携等に支援や助言をしていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問をします。

まず、検討委員会の1点目ではありますが、この検討委員会を作った理由は、医師不足ということで、先ほど市長は3.11、これによって14名の医者が減ったということなんですね。そしてまた、先ほど病院の事務部長の答弁ですと、合併時から見ますとかなり医者が増えている、また患者が減っている、そして医者1人当たりの患者、これが減っているという中で、医師不足を原因にしてこの検討委員会を作ったということであれば、具体的にどういうことであったのか、例えば3.11では病院から14名減ったということですが、市としてはどういう捉え方をしてあるのか、それから全体的な中でどういう捉え方をしていたのか伺います。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 3.11における原因ということで、14名が減ったというようなことは病院

のほうからも聞いておりませんが、14名減ったということは事実でありまして、このままの状況で果たして継続的に医師が減っていった場合には、経営的な面でもかなり影響があるのではないかとというようなことの中で、体力のあるうち、自力のあるうちに新しい経営といたしましょうか、そういった部分、今後の経営について検討していただくというようなことで、それと同時に、経営改革プランといたしましょうか、総務省がガイドラインを出しまして、それに応えた経営改革プランの中でも、その機関の中で検討を加えるという部分がありましたので、それとまた7万人、旭市が今現在、地区懇談会でも説明がありましたけれども、25%から30%の医療、入院患者、そういったものを外来患者を見ている中で、本当にこのままでいいのかなというような部分で、一度検討委員会を開いて検討してもらいたいというような思いで検討委員会を設置したところであります。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 市長の答弁、全く答弁になっていないんですよ。3.11の震災があった時点で、これは22年は259人ですよ。3.11があったそのすぐ半月後には261人の医者がいるわけですよ。どこに14人減った根拠があるんですか。

それから、17年から今まで比べたら、33人増えている。それから、患者だって18万人も減っているんですよ。医者1人当たりの患者数ですか、これも大幅に減っているわけですよ。今の市長の答弁、全然なっていないんですよ。検討委員会、医者不足で急遽作ったんでしょう。それが医者不足で作ったのは、この数字から見たら全然なっていないんですよ。その辺、再度答弁いただきます。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 検討委員会の設置は、医者不足が大きな原因であったわけでありましてけれども、それ以外に先ほど申しましたように医療環境、そしてまた医師の過重労働——過重労働といいますと高橋議員は医師数と患者数の割合を言いますけれども、病院側から聞きますと、今、細部にわたって細分化されている医療ということが今の医療体制だというようなことを聞いておりまして、そんな中で、本当に医師が前と同じような人数で足りるのかどうかということも病院のほうからも聞いておりましたし、そういった部分で、この辺できちっとした医師数、あるいはまた過重労働の解消、あるいは教育の問題、そしてまた経営の問題、そういったいろんなものを加味しながら検討委員会で検討してもらおうということをやったわけでありまして、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） あのね、医師不足とは全く私は納得できないんですけども、そういう医師不足、ほかの要因だったら何もこんなに検討委員会の要綱、すぐ作る必要がなかったでしょう。もしそれであれば、4月から作ったっていいわけですよ。これからもう少し遅らせてもいいわけですよ。それは市長、全く市長の認識が甘いですよ。

そういう中で、そういう経営問題が出てくるなら、中央病院の今の決算、中身におかしなことがあるということなんですか、そういう経営問題も検討せざるを得ないということは、その辺をお尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 経理状況がどうのこうのという部分よりは、やはり旭市民の入院患者、外来患者、そういったものがある中で、最終的に正直赤字経営というようなことになって、最後に旭市が責任を負えるのか、それだけの財政力があるのかというような部分も含めて長期的に、安定的に、持続的に経営をしていかなければならないという東総の中核病院ということの位置付けの中で、それをこの辺で一回検討してみようということをやったわけでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 経営云々いったら、市長、おかしいじゃないですか。収支のシミュレーションでは、今この時期は赤字なんですよ。いろいろな問題を含めた中で。しかし中央病院は黒字になっているわけですよ。そんな中で経営が何で問題があるんですか。今、そんなに早急に検討しなければならないことがあるのか。その辺をお尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員、2番目の（2）でいいですね。

○20番（高橋利彦） いいです。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほど来、答弁をいたしまししているように、直接の検討委員会を設置しようということは、14名の医師が減って、来年度もそういうような状況になって、救急とか周産期とか、小児医療とかそういった部分が困るような状況になっては困るというようなことの中で、今まだそんなにも緊急性を必要としないかもしれませんが、この辺で検討委員会を作ろうというようなことでやってもらったわけでありますので、よろしくお願

ます。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 全く市長が認識のない中で、これを幾ら質問したってしょうがないんですけれども、先ほどの病院の部長の答弁にも全然医師不足ということないでしょう。それから、この中の数字を見たって14名が減ったという根拠がどこにもないでしょう。では、どこにその14名減った根拠があるんですか。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 医師の数なので、私のほうからお答えさせていただきます。

私のほうで先ほど来、総務省の統計から申しておりますのは、あくまでパート医師等も含めた医師の数に換算した数字ですので、私どもが通常議会等でお答えしている数字は病院の常勤の医師数という数でお答えしておりますので、常勤の医師数でいきますと、24年度当初にかけましてマイナス14人という数が生じているのは事実でございます。

ただ、統計によりまして数字が若干違うことがございます。

以上です。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 私らはそういう細かいことは分からないんですよ。市長、あなたは病院の設立者なんですよ。やはり病院から出た、そういうことに対して十分検討して、それで把握するのが設立者としての責任だと思います。あと、これを幾ら市長に言っても、これはらちが明かないからいいですよ。

次に、3番目であります、この外部委員の選出です。これは市が決めたのか、また病院なのか、そういう中で、平成20年度に病院の経営形態の報告が出されましたね。その際、公設民営の指定管理者制度ということで出されたわけです。

しかし、そのときに、その検討委員が高額な報酬を得て中央病院に入っているんですよ。そういうの普通考えられますか。検討委員がそこに入る。また今回も検討委員の一部の方が、今度は独法だ、独法だと根回しして歩いている面もあるんですよ。その辺を含めて、この検討委員の選定をどうしたのか。また、なぜそういう検討委員を選んだのか、お尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 検討委員の選任につきましては、設置要綱に

沿った立場から、学識、それからいろいろな対象という形で、市のほうで選任いたしました。

(発言する人あり)

○議長（日下昭治） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 要は前回の検討委員会の委員が残っているということですね。今回、そのような、次の例えば評価委員会とかということまでの議論はしてありませんので、その辺はないものと思います。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ちょっと理解できないような面がありますけれども、結局この検討委員を作ったのはいいですよ、3人。しかし、医者不足でしょう。それがまず一番の根幹なんです。それをなぜ医者不足を解決するための委員じゃなかったのか。これは業者でも何でもいいと思うんですよ、今はそういう専門の業者はありますから。ですから、なぜ検討委員が自分の利益につながるような動きをする委員を選んだのか、その辺をお尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 今言われている委員の話でいいますと、公立病院改革懇談会の座長もやられて、それから公営企業のアドバイザー等もありまして人選したという経緯です。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） なぜ、自分の、言葉を悪く言えば、飯の種にするような委員を選んだかということなんですよ。この前もそうでしょう、あの民営化の問題のとき。検討委員であって、それがすぐ中央病院に入っちゃったわけですよ。こういう委員を選ぶ自体がおかしいと思うんです。そのことについてどう思うか。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 委員の選考については、今後の問題にもなりますし、はっきりそういった方向でその委員が病院に関与するということが、まだ、全然未知数でありますので、その前からそういうようなことは答弁できないと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これは、もう質問ではありませんから、ですから、結局自分の私利私欲のために働く委員を、動くような委員をなぜ委員にするかということですよ。その辺を念頭

に置いていただきたいと思います。

そういう中で4番目の検討内容でございますが、これは市長がこの委員会の初めに言っているように、これは何らしょうがないと思います。ただ、そこで医師不足のいの字も出ないんですよ。それと同時に、この前、ちょっと誰課長か忘れましたが、その検討内容については、こちらの自由にならないとそういう答弁をしているんですよ。検討委員会というのは、市と言わずに問題があるから検討委員会を作るわけでしょう。それを何で相手の意向を入れなくちゃならないのか、その辺をお尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 検討の一番最初に三つ、所定の旭中央病院が果たすべき役割、それから病院の持っている課題、対策、この病院における課題とその対策という中で医師不足を協議したわけです。ですから、全くこの辺では流れを変えているということではないと思います。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（日下昭治） 続けてください。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 自由にならないという回答がいつの話かはちょっと分からない。

（発言する人あり）

○議長（日下昭治） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時45分

○議長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の再質問に対する答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） この会議録で確認できることは、まずこの検討委員会が医師不足をきっかけに作ったのは事実です。しかし、その会議の中で議員がおつ

しゃるように、医師不足だけをやっていただきたいということが、委員会の中ではそれだけではないというようなことで、そのときにも目的の3項目があったわけですから、その議論もするというので、そういった自由にならないというような回答だったと思います。

以上です。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 検討委員会というのは、問題があるから開くんでしょう。要綱はこれは別ですよ。問題がなくても開くんですか、普通。普通は開かないでしょう。その辺、もう一度答弁いただきます。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それで、ずっと問題というのは、先ほども病院事務部長からありましたように、常勤医師が14名減って、その影響というのはほかにも及ぶだろうと。先ほども市長から出ましたように、東総地区の中核である、その辺も踏まえて、それから医師不足、中央病院の現状と課題、それからもう一つは前回から出ているように改革プランの中で継続的な経営形態の検討を行うと、その3点が医師不足を含めて問題提起されたということで検討したということでもあります。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 医師不足をだいぶ強調していますけれども、ただ数字的に見たら何ら問題がないわけですよ。じゃ、そういう中で市が医師不足の原因をはっきり究明しているのか、本来であったら、先ほども述べたように、中央病院は市の一部署なんですよ。余りにも今、病院が何が何だか分からないから、お任せをやっているからこういう結果になっちゃうんですよ。やはりきちんと市が、例えば病院から医師不足だといえれば、その辺を究明したなかでやっていくのが本当なんですよ。

それと、医師不足であれば、それだけでほかのことはそんなに緊急性を要するんですか。ちょっとあなた方、検討委員会を開く趣旨を、認識がないんじゃないですか。答弁いただきます。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） これは、検討委員会の資料としてもいただいたんですが、医師不足の14名、内容として増減があったかもしれませんが、内科医がマイナ

スの9名、救急科がマイマスの5名、やはりこの辺が非常に厳しい状況という判断のもと、絶対数の医師不足というのは増減があると思うんですが、こういった救急、それから内科医、この実働部隊の医師が減ったというような数字があって、その辺で検討したということです。

以上です。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 中央病院は市からしたら別格官幣大社だから、これはもうどうしようもないでしょう。

そういう中で、じゃ、5番目の報告内容でございますが、この市が提起した検討内容について満足できる回答であったのか。

それから、そのいろいろ報告が出て、26年末に独法へ移行すべきであると、こういう結果が出ておりますが、これは全ての委員の賛否の結果であったのか、そういう中で、この報告の重みです。報告というのはどういう重みを持っているか。ただ聞きおきますだけ、でも、これは特別に重要視してやっていかなければならないと、その辺をお尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） まず、全員の同意かということで、私、実は第5回から担当課長になりまして、第5回に行ったわけですが、作ったこの原文で皆さんの意見を全て反映はさせています。ですから、皆さんの合意であったと。

この検討内容について、どれほど重要視しているかということですが、一般に言っている審議会の諮問したものの答申では、委員会を作っていただいて報告という形をとっています。

しかし、これほどのメンバーの方々が重要な案件として審議いただいたわけですから、その辺は真摯に受け止めるという形で、市のほうでの対応をしてみたいという考えでおります。

（発言する人あり）

○議長（日下昭治） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 満足といいますと、当初から回答をある程度予定していたのかということのギャップかなと思うんですが、これはいろいろな状況を踏まえた上での最良の回答なのかなというようには考えております。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 医師不足が一番の要因の中で、それが全然ここに載っていないんです

よ。ほかのことだけなんですよ、答えは。それと同時に、こういうそうそうたるメンバーの報告だから重要視、じゃ、それならこの例えば道の駅を作るときにやはり検討委員会ありましたよね。そういうメンバーの中身が違うから重要視するということなんですか。やっぱり委員のメンバーによって、報告の重みが違うのかと、今の答弁ですと。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 病院の持っている役割というのが、やはり地域医療という面で非常に重いものがあると思います。

それから、旭市にとってみても、例えば中央病院が経営形態として、やはり厳しい状況になってくるとすれば、市のほうへの影響も非常に大なところがあるわけです。ですから、その辺を総合的に鑑みても、やはり重要であるというような認識でおります。

以上です。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） しかし、報告は報告でしょう。何の答えでもないわけですよ。そういう中で、市長、どういうふうに考えていますか。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今のご質問は6番目と重なるとは思いますけれども、私の考えというようになことの中で、個人でなくて市としての考えでよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○市長（明智忠直） 市としての考えは、先ほど企画課長のほうからお話がありましたように、この検討委員会の結果、そういったものは、私が検討委員会を開いてもらったという意味も含めまして、答申は貴重なご意見であったのかなど、これを十分に尊重しながら、これから方向性を持っていかなければならないと、そんなふうに今考えているところであります。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 何が何だか分からない答弁だから、どっちにしても私の質問はそれで終わりですから。

結局この6番目の報告内容ですが、これは市としてどういうメンバーで、どういう検討をしたのか、そんな中で26年度までの移行に対して、どういう考えを持ったのか。それと同時に、先ほども言いましたが、なぜ地区懇でこれを説明しなければならなかったのか。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） そういうような検討委員会を開いていただいて、その市民の方々からのいろんな関心があるというようなこともあります。ですから、やはりそういった内容につきましては、地区懇談会を持って皆さんに説明をして、何らかの皆さんからのご意見をいただきながら、また先ほども市長が言っておりましたように、これから議会のほうもありますので、それから病院のほうにもそういった説明をしながら、皆さんの意見を拝聴していきながら、さらに次を検討していきたいと思っています。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今、やっぱりだいぶ答弁漏れがあるんですけども、幾ら言ってもしょうがないから、本委員会の報告が提出されれば、必要な検証を経た上で、市としての方針を決定することとなると、こういう委員会での話もあるし、それから住民に幾ら説明したって、住民は全然経営形態は関係ないと思うんですよ。住民にすれば、満足のいく医療体制をとってもらえれば、どんな経営であろうと、民間であろうと市がやろうと関係ないと思うんですよ。それをなぜ地区懇で説明しなければならないのか。

それと同時に、この独法の問題について、市長を含めてどれだけ皆さん方が認識しているのか、その辺を3点お尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） やはり市民の関心もあるという中で、その報告というのは皆さんに、この結果報告をお知らせするべきであろうと、これは企画政策課がいつもやっている中で、病院について半分以上、やはり報告をしようというような市長からの指示もありまして行いました。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） では、この内部で何回、どういうメンバーでやったんですか。

それと、市民がそんなに独法になるか、そんなに関心を持っていたんですかね。市民はただ医者が少ない、それで中央病院にかかってもすぐ追い出されちゃうと、そういうことは関心がありますけれども、経営の問題にそんなに課長、関心を持っていましたか、実際。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） まず、内部でこういったことをやったかということですが、私ども企画政策課、それと副市長、市長との打ち合わせの中で、やっぱり地区懇でそういうような説明をし、意見をいただくということで行ったものです。

それから、地区懇談会、6か所で550名参加していただきまして、いろいろな意見があったんですが、特別、移行に対して云々というのは、少し一部の方々が独法反対という議論がありました。それは特定の人で、何回もそれを言った人がいるんですが、そのほかにはやはり詳しい経営形態とかというものを議論するという方は、やはり質問者として少なかったです。

以上です。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、次のあれですね。

中央病院の大きな問題で、旭中央病院の位置の問題でございまして、先ほど病院の課長のほうから答弁いただきましたが、再整備に伴う収支計画を見ますと、まさに今すばらしい内容になっているわけですね。これは民主党時代に医療費が上がったということで、こういう結果になっているかもしれませんが、こういう経営が万全にいつている中で、先ほどの検討委員会をなぜ開く必要があったのか、まずそれをお尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（日下昭治） 市長。

○市長（明智忠直） 経営状況は病院側が努力してもらって、今本当に黒字経営でずっと継続していただいているわけでありましてけれども、経営形態といいたほうがいいか、そういった内部では医師が3時、4時までかかって、昼ご飯も食べないでやるというやっぱり状況とか、全体に救急対応の先生方が少ないとか、先ほど申し上げましたように、医療も細分化されて本当に専門的な部分での医療が必要になってきているというような状況もあって、全体的には医師が少ない、足りないというようなことを、病院側からの意見交換会、事業管理者、院長との1か月に1回ぐらい意見交換会をやっている中で、そういった話も聞いておきまして、そういった状況の中で、やはり今体力のあるときに、これからの継続、持続、安定、そういった部分を含めまして、検討しようということで検討委員会を設置したところでありますので、よろしくをお願いします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 病院の決算の問題について、私が質問しているのに、その医師不足云々、これでは全然話になりませんので、この辺は取りやめます。

次に、2番目ですが、再整備事業に伴う問題でございますが、当初は本館3階という予定だったわけですね。そんな中で、なぜまた建設途中でそういう変更になってしまうのか。それでは余りにも計画性がないと同時に、今食堂が建っているところは、本来なら駐車場スペースになるわけだったですね。そうでしょう。それが駐車場スペースにならないで、医師マンションができたり、またこの食堂の予算に渡り廊下ですか、そういうものを使っているんですよ。これでは、余りにも計画がずさんじゃないかと思うんですが、まずそれに対して、市は中央病院から話があったときにどういう対応をしたのか。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（日下昭治） 市長。

○市長（明智忠直） 本館の3階へ食堂を作るということは、最初の計画にはあったようでありますけれども、その後、南へ食堂を作るという事業が変更になったということは、事前に聞きました。それと同時に、医師マンションのことについても聞きましたけれども、駐車場が少なくなってしまうのではないかというような話は、こちらからも十分病院側にも伝えてありますし、食堂についても、それがどういうわけでそこがいいのかというような部分は詳しくは報告を受けておりませんので、あくまでも事業管理者で病院の経営といたしましうか、そういったものは全部委託してあるというような思いの中で、中央病院の経営をやりやすいような方向が一番いいのではないかというような思いで報告を聞きました。

以上です。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 市長、私は分からないから中央病院に任せるとするのは、それで市長の役が務まるんですか。市長、私は心細いと思いますよ。

それから、先ほどちょっと質問を忘れましたが、でもここは再整備に伴う予算の問題がありますから、中央病院の再整備の問題だって当初は三百十何億円であった、しかし資材が上がるからって補正を組んだわけですよ。それでいざやってみたら、本館もかなり落札価格が安かったと、その辺だって結局みんな市が話を受けて、それと同時に普通であれば全部補正を組んでやるのが当然なんでしょう。それを、何でそういうことをやらないんですか。

その辺を市長、どう思いますか。再整備の総事業の関係と、この中央病院の食堂等の問題

について、市長にお尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 再整備事業自体が継続事業ということで、中央病院のほうで年次を区切って予算化していたと、その中で細かな変更というのは、やはり多々出てきていたというのは認識しております。

入札で執行残がだいぶ出た、そうするとその部分は若干余るのかなということで、うちのほうは認識していた点もありましたけれども、ただ少なくとも再整備して、その後病院としてやはりこういった機能を持たせた中で、こういう形でいきたいというのは随時計画変更された中で、全体の必ずA3の1ページの中で本体事業、その他付随事業ということで、316億円の枠組みは変えない中でずっと来ていたものということで、うちのほうはそれについて説明を受けながら、冒頭、病院のほうからもありましたけれども、24年の段階で、この職員食堂についても説明をしていたということで認識しています。

細かなところというのは、なかなかやはり病院の中で動きやすい、やりやすい、経路等その他もろもろの事情があったと思います。それを受けて市のほうは市長に説明した上で、うちのほうもそれでいいんじゃないでしょうかねという形にいつているということで認識しています。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 中央病院は全適、そして水道は一部適用ですよ。例えば水道がそういうことが発生した場合は、全然関係なく中央病院と同じような手法でやるんですか。その辺をお尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 水道を自由にやらせるか、確かに同じ公営企業でございます。ただ、少なくとも水道については事業管理者を置いていません。ですので、少なくとも市長の意向に沿った形で事業を推進することが必要となります。ただ、病院については、事業管理者がいて、幅広い権限を持った中でいろんな事業を執行している。その若干の違いがあるということをご理解いただきたいなと思っています。

ですので、水道であれば必ず相談を受けながら、確かに区域を拡大する等であれば、その中での採算性とかを考えた上で実施していただく、そういうこともあるかと思います。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ですから、予算の問題なんです、例えば水道が100億円の予算を持った、でも実際、入札にかけたら50億円であった、その場合は中央病院と同じような方式をとるのかということです。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員、進んでいますね、次の項目に。（3）に進んでいますので。（2）は4回終わっていますので。

○20番（高橋利彦） そうですか、じゃいいです、それは。

3番目の医師の問題でございますが、これは患者の問題、これは十分これで了解しました。

医師が減っている、それから医師が過労だというのは中身はよく分かりませんが、ただこれから言えることは、絶対的な医師は不足していない、逆に合併時から見て増えていると。それから、医師1人当たりの患者、これも減っているということ为先ほどの部長の答弁で分かりましたので、これは了解しました。

次の4番目でありますが、公設公営、市が関与ということですが、これは公営企業全適でも、それから独法でも関与、これは当然のことなんですよね。これはただ法人格が違うだけで、そんな中で、市はどのような経営形態を、公設公営ということでどういうことを念頭に置いているのか、答弁いただきたいと思います。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 公設公営ということでは、地方独立行政法人と今やっている公営企業全適ということで認識をしております。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 時間がなくなってしまうので、あまり質問できませんので、次に進みます。

先ほど5番目で、経営形態でのメリット、デメリットを伺いましたが、そういう中で、独法になったら透明性云々ということはありませんが、これは一部公営企業でも透明性は当然保たれるわけなんですよね。それを今の状態では、公営企業ではあまり透明性がないということなんですか。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） その透明性につきましては、独法になります

と外部からの評価委員会というのが設置義務になります。評価委員会は、経営の内容等を審査した中で、それを表へ出して交渉しなければならないということになりますので、その辺が評価委員会で評価したものが表へ出て行って、皆様に明らかになるということで透明性ということが言われております。

以上です。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 次の6番目ではありますが、独法ですね。結局、この独法の問題でございしますが、独法は設立するには、どういう目的を持ってするのか、その辺をお尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 目的は、先ほど来、何回も言っているように、この東総地域の中核病院として経営的にも医療全体からも継続的、安定的、そういったものを維持していきたいと、今の中央病院であってほしいというような頼りになれるような病院にしたいということで、どういった方向がいいのかという部分を今検討しているところであります。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 市長に聞いてもちょっと的外れの答弁ですので、じゃ、課長にお尋ねしますけれども、独法というのは、公設公営の最後の背水の陣だと思うんですね。この逐条解説をお持ちですから、よくご存じでしょう。結局、廃止するか、それから指定管理者にするか、その瀬戸際なんですよね。そういう中で、課長はどういうふうに考えていますか。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 最後のとりでという話ですが、全部適用と比較すると、先ほどもご回答申し上げたんですが、いろいろな意味で、目的ではないんですが経営判断の迅速化とか、人事制度の柔軟化、経営責任の明確化、その辺がある程度出てくるということで、実際には経営の中での迅速化がある程度重くなってくるのかなと。

それと、独法化に対する一番のいい点、よく文章なんか書いてあるんですが、これは法人格が独立したことによって、経営改善の職員自体の意識向上が図られるということが第一だということで、よく書いてあります。

以上です。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） この独法というのは、今市が全適でやっていますけれども、例えば赤字になって、これをやめるにしても結局市民に説明責任ができないから、やめる、また民営化するにしても説明責任がつかないから、とりあえず別の法人格にした中でやって、それでよければそれでやろうとか、そのための一里塚なんですよね、そうでしょう。

そんな中で、じゃ、全国で独法にした病院はどのぐらいあるのか、また千葉県の病院もほとんど赤字病院なんですね。そういう中で、なぜ千葉県の病院は独法にしないのか、その辺を分かれば答弁いただきたいと思います。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 全国での独立行政法人の設立、25年4月1日現在なんです、38病院ございます。千葉県で今2つありますね。さんむ医療センターとそれから東金九十九里地域医療センター。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、全国的に見ても、通常やっている病院は、独法に持っていないでみんな赤字の病院がやっているんです。独法になっているんですよ。その辺を十分認識していただきたいと思います。それは、課長が十分分かっているでしょうから。

次に、7番目の今経営上、病院の中で何が問題なのか、これが経営形態を変えることによって、ただ即座にこの問題点がどういうふうに解決できるのか、具体的に抱えている問題、それをどういうふうに解決できるのか、その辺をお尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 同じ回答になってしまうんですが、やはり先ほど来からの医師の確保が一つの一番大きいテーマである。そのために、いろいろな人事面、それから医師確保もやりやすくなる方法、その辺を十分議論してきたということです。

以上です。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） では、独法になったら医師確保が容易になるということですね。では、そういう中で、ほかの病院で医師確保が独法になったために容易になった病院を何か所かご存じであればお尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 医師確保が容易になったという具体的なことは聞いておりませんが、独法になった35団体、全国のアンケートをやった結果、やはり経営が今までよりよくなったという回答が80%以上ありました。

以上です。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、あとは8番目ですか。事業管理者と院長を分けた件なんです。環境の変化により分けたということですが、前回の市長の答弁では、そういうことを全く言っていないわけですよ。院長職を分けることによって、医師確保が容易になると、こういう答弁をしているんですが、どういうことで容易になるんですかね。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 2人の事業管理者と病院長が責任を持つということによって、役割分担ができるということの中で、きちっと医師確保と病院経営、別々に見れる立場になるのかなと、そんなように聞いておりました。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 分けることによって医師確保と病院経営がきちっとなるということであれば、分けたことによって医師の確保ができるということに理解しました。

そういう中で、9番目の事業管理者の問題でございますが、そうした場合、院長に医師確保は全部任せる、そうすれば経営については事業管理者に任せるということであれば、これはその道のスペシャリストでいいと思うんですが、いかがですか。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 旭中央病院がこの旭市に拠点置いて、東総地区の100万医療圏人口の中で息づいて60年になるわけでありまして。そういった環境、地理、そういった部分があって、誰がスペシャリストなのか、どれがスペシャリストなのか、どういうことがスペシャリストなのかということについても非常に判断の難しい部分があると思います。そういった部分で、それなりの丁寧な人選、慎重な人選、そういったことの中で本当にふさわしい人が誰なのかという部分をきちっと判断しながら、公営企業全適の中の市長の任命権ということの中でやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） その辺、どういう人がスペシャリストか、その辺が難しいという中で、果たしてこれは市長が一人でそういうことであつたらできるんですか、逆に。NHKなんかだつてそういう委員の中で互選で決めているわけですよ。まして中央病院は、市の命運をかけるのが病院なんですね。そういう中で、どういうふうに考えているのか、いろいろな問題があるでしょうけれども、ちょっと市長の見解をいただきたいと思います。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） あくまで公営企業法と、法律の中で市長の任命というようなことでありますので、その法に遵守してやっていきたいと思ひますし、前回、議会のときに高橋議員から質問がありましたように、1人で決めるのは大変な、難しいのではないかというような話がありましたので、そういった部分も十分参考に、高橋議員の思ひを十分参考にしながら人選を進めていきたいとこのように思ひます。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 私は、最終的な任命権はこれは何だかんだ、これは市長で問題ないと思うんですよ。ただ、そこまでの結局決め方ですよ。やはりNHKだつてちゃんと委員の中で決めているわけですよ。そして、この前、市長は各方面にわたっているんな有識者の皆さんと、ですから個々に当たるんじゃなく、そういう有識者の皆さんを集めた検討委員会を作り、そこで決めればよいと思うんですよ。

あと時間ありませんので、それでいいです。

次に、10番目の中央病院の経営形態の問題でございますが、報告を尊重するということが、とりあえずこれについては、簡単に市長の考えをもう1回いただきたいと思ひます。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） きょうの高橋議員との質疑応答の中で、非常に参考になった部分がありますし、独立行政法人にするということは、本当に最後のとりでなのかと、しょっちゅう経営形態を変えるわけにはいかないというような思ひの中で、今回、検討委員会の報告が出ました。それだからこそ、やはり市民にもある程度はこの経営形態を知ってもらふということは必要なのかなということで、地区懇談会で説明会を開きました。

また、これから改選を迎える議会の皆さん方は大変でしょうけれども、終わってからこの

経営形態について、意見交換というような形で本当に、きょうも高橋議員の意見は十分聞きましたけれども、ほかの議員の皆さん方がどうこの独立行政法人に向かって考えているのかということも、ほとんど知りませんので、そういった部分でも意見交換会、全員協議会でなくて意見交換会をしたいと思えますし、また中央病院の職員、身分が公務員から非公務員になるわけでありますので、そういった部分での考え方も聞かなければならないと。

60年の歴史の中で経営を変えるわけでありますので、そんなにも簡単に変えろということが、私にとってはできかねますので、その点をご理解をいただき、これからのスケジュールを皆さん方にもご理解、ご協力をいただきたいと、そのように思っているところであります。以上です。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、大きな3番目ですが、今年の学力テスト、小学校は前回と比べますとだいぶ下がった、中学校は若干上がったということですが、そんな中で、市内の各学校の順位、2番目はこれはいいですから、3番目の市内各学校の順位ですが、小学校は上回ったのは2校、下回ったのは13校ですか。中学校は1校が上回って、あとは4校が下回るということで、県内の順位から見ますと、あまりよくないわけですが、これは今後どういう対策を打っていくのか、簡単にご説明いただきたいと思えます。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（夢田哲雄） あくまでもこのテストは、その結果も本当に大事なことではありませんけれども、その調査の目的というのは、やはり子どもたちが自分自分の弱点が分かるということ。そして目標を持って、その目標に向かって努力をするということ。それから教師側にとりましては、今まで指導してきたことの反省というようなこともあります。そして、その反省を次の指導に生かすというようなこともありますので、そういうことにまた我々も力を付け、そして先生方にもそういうような指導をしていきたいというふうに考えているところでございます。

今までは、事後ということをしてきたところもあるんですけども、事後指導だけではなくて事前の指導、どういうふうにテストに対して取り組んでいくのかというような学校の姿勢、そういうものを指導しながら来年度また当たりたいなというふうに考えておるところでございます。よろしくをお願いします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 時間がありませんので、この学力のテストの原点、それは教育現場のレベルを高めて、学力の向上に役立てるのはこの目的なわけですが、そういう中で、せっかく今日、教育長がいらっしゃいますので、よく百年の計は教育にありと言われますが、教育長、異例の二期目に就任された中で、この旭市の教育をどういうふうにしていくのか、そのポリシーを一言お願いしたいと思います。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。
教育長。

○教育長（茅田哲雄） 大変難しい質問なんですけれども、公共教育といいますか、教育委員会の立場から言わせていただくと、やはり知・徳・体といいますか、そういうもののバランスのとれた子どもたちを育てるといようなものを基盤に置いて、そして今生きる力の子どもたちを育てるといことが言われておりますけれども、ただ生きる力だけではなくて、やはり旭市ではもう一歩進んで、生き抜く力を旭市の子どもたちには育てていきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。
一般質問は途中ですが、2時45分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時45分

○議長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。
引き続き一般質問を行います。

◇ 大塚 祐 司

○議長（日下昭治） 続いて、大塚祐司議員、ご登壇願います。
（1番 大塚祐司 登壇）

○1番（大塚祐司） 1番議員、大塚祐司です。通告順に質問を行います。

旭市を含む千葉県は、窃盗の多発地域ですが、犯罪抑止の一つの方法が防犯カメラの設置です。木内欽市議員の度重なる提案にもかかわらず、旭市では設置がほとんど進んでいませ

ん。予算等の制約があるのであれば、まずは比較的安価な常時録画型ドライブレコーダーの公用車等への設置をすればよいと思います。

ドライブレコーダーは、交通事故のみならず、旭市の沿岸部道路の津波被害、ロシアの隕石落下、京都市の窃盗被害なども記録しています。防犯災害対策等にも有用ではないでしょうか。

次の質問に移ります。

今年の5月に市内の若手飲食店経営者、農業者などが集まって、袋公園で開催したイベント、VILLAGEは、10月に第2回が開かれました。いずれも盛況で、好評のうちに終わりました。参加人数が増えてくると、会場及び駐車場の確保、車両の整理、ごみ処理が課題となってきます。イベントの内容そのものは、若い方々の発想に任せて、市は側面から支援することが望ましいと思いますが、いかがでしょうか。

次の質問に移ります。

地方自治法改正により、基本構想の策定及び議決義務がなくなり、大型事業等が議会のチェックを経ずに計画できるようになっています。自治体によって異なりますが、基本構想のみならず、重要案件について議決を要とする自治体もあります。

匝瑳市では、本年9月に匝瑳市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例を公布し、基本構想または基本計画の策定または廃止に議会の議決を必要とするように制度を変更しました。

旭市は、本件についてどのようにお考えでしょうか。

次の質問に移ります。

市政の透明性確保に最も大切なことは、徹底した情報の公開です。議会及び委員会は、市民が傍聴できますが、傍聴時に入手できる関連資料等の情報が不十分です。執行部が議会に送付した時点で、市のホームページで情報公開することを求めます。

次の質問に移ります。

精神疾患にて休職する教員の数 は年々増え続け、10年前の倍となっています。多くの教員は、休む直前まで受診しないという特徴があり、数が増えている割には対策が遅れている印象があります。旭市教育委員会では、教員の精神疾患を減らし、早期発見、早期治療をするためにどのような工夫をしているのでしょうか。

次の質問に移ります。

地方公営企業法改正に伴う会計基準の変更により、平成26年度より退職給付引当金の計上

が義務付けられます。旭中央病院では、退職給付引当金の同額を幾らと見積もり、何年で全額を計上する予定でしょうか。

次の（２）の質問に移ります。

現在の中央病院の最大の課題は、言うまでもなく医師確保です。地方公営企業と地方独立行政法人とを比較すると、医師確保という視点では、どちらがどのように有利なのか、ご教授願います。

（３）に移ります。

成田富里徳洲会病院開院。平成27年8月に富里市のダイエー跡地に成田富里徳洲会病院が開院します。成田富里徳洲会病院は、院内老健200床を含む485床の規模で、地下1階、地上9階の建物に内科、外科、循環器科、脳神経外科、整形外科、小児科、泌尿器科、心臓血管外科、消化器科、皮膚科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、歯科口腔外科、リハビリテーション科が開設される予定です。成田富里徳洲会病院開院が、旭中央病院に与える影響について、見解をお聞かせ願います。

これで1回目の質問を終わります。2回目以降は自席で行います。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 大塚議員の一般質問にお答えいたします。

私のほうからは、3番目、市政に係る重要な計画等々の議決について、基本構想等の議決の必要性はということでお答えしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、地方自治法の改正により、基本構想の策定及び議決の義務はなくなりました。しかしながら、計画行政の推進の観点から、今後も基本構想の策定は必要なものと考えています。

今後は、現行の旭市総合計画における基本構想の計画期限であります平成28年度を見据えて、近隣や県内の自治体の動向を勘案しながら対応を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（日下昭治） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、財政課から1番の安心・安全なまちづくりのうち、公用車等にドライブレコーダーの設置をというご質問にお答えいたします。

確かにドライブレコーダーにつきましては、現在タクシー、トラックなどの事業用自動車

に加えて個人向けの商品もだいぶ普及してきておりまして、後付けのものから、新車購入時に一部の自動車メーカーではディーラーオプションでの設置が可能となってきました。

このドライブレコーダーなんですけれども、事業用自動車に占める普及率はもう全体で10%を超えているというようなデータもあるようです。

価格につきましても、高性能タイプ取り付け費用を加えて数十万円するものから、3,000円から4,000円前後で安価なタイプも出回っているという状況です。

現在、個人向けとしては7,000円ぐらいのものが主流だというふうに聞いております。

このドライブレコーダーの主な効果なんですけれども、実際には防犯というよりは、交通事故等の状況把握が主なものと考えております。今後は、その防犯対策等に役立ててというご質問でございましたが、その効果について研究していく必要があるのかなと考えております。

以上です。

○議長（日下昭治） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員ご質問の2番目の若手市民が主催しますイベント、VILLAGEの支援をとということで、これにつきましてお答えさせていただきます。

このVILLAGE、日本語に訳しますと小さな村という、そういうようなことかと思えますけれども、主催者側の若い方から聞きますと、若い飲食店経営者、さらには農業者が中心となりまして、一日家族と友達、一日のんびり旭市を楽しんでいただく。それで、旭市のよさを知っていただければ、そんな気持ちで開催をしている、こういうことを伺っております。

市としましては、実はこのイベントに対しまして、公園あるいはテントの貸し出し、既にいろんな面で連携をとらせていただいているところでございます。

ご質問の市からの側面的な支援ということでございます。VILLAGEの関係者にいろいろ聞きますと、行政にとらわれることなく、自分たちで自由にここは実施をしたいな、そういうような思いが実はひしひしと伝わってきております。

といいながら、主催者にイベントに関しての、議員からご指摘の会場あるいは駐車場の確保、ごみの問題、そういうものにつきましてちょっと聞いてみました。会場につきましては、特に問題はなかったという、そういう苦情はありませんでしたというそういう答えがありました。ごみの問題につきましても、実はごみは、ちょっと我々の考えとちょっと違って、おっと思ったんですけれども、ごみを出さないようにしていますと。ごみは会場に来てくれた

方になるべく持ち帰っていただく、そういうことをお願いしてありますと。

あるいは、飲食店から出たごみにつきましては、それぞれの飲食店で自分たちで処理をしていた、そういうような形でイベントを進めていますと、そういうような答えが返ってきております。これにつきましては、VILLAGE、今後も継続して開催していきたい、そういうことでございます。

そういうようなことで、もし市のほうにさらに支援の依頼、そういうものがありましたらば、なるべく積極的に支援していきたい、そういうふうを考えています。

以上です。

○議長（日下昭治） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 4点目の議会に送付した議案等のホームページでの即時公表というご質問にお答えします。

現状といたしましては、議会につきましては議事日程、審議案件一覧、一般質問日程、一般質問表を市のホームページで公表し、傍聴人には配布しております。また、閉会後は議事録を公表しております。

議会へ上程した議案等の資料につきましては、議決を経たものを公開しておりますけれども、今後、県内、市町村の動向等も参考とした上で、公開の方法、時期等も含めまして検討させていただきたいと思っております。

○議長（日下昭治） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、私のほうから5番目の教職員のメンタルヘルスについて回答させていただきます。

最初に、千葉県教育委員会では、教職員のメンタルヘルス対策といたしまして、管理職対象にメンタルヘルス研修会を行ったり、メンタルヘルスの啓発資料を全職員に配付したりするなどして、具体的な取り組みを周知しております。

また、公立学校共済組合では、教職員心の健康相談、教職員悩み相談室、面接によるメンタルヘルス相談を行っております。

また、旭市教育委員会といたしましては、教職員のメンタルヘルス保持のために業務の縮減、効率化に向けて取り組んでおります。具体的には、パソコンによる公務システムを整備いたしまして、事務負担の軽減を図っております。これによりまして、指導要録、あるいは通知表、出席簿、健康保健記録簿等の一括管理を行うことができまして、教職員の事務負担が大きく軽減されております。

また、教諭補助員全校配置や図書館司書、あるいはスクールカウンセラー配置を行いまして、教職員の負担軽減にも効果が見られております。早期発見という面では、管理職が日常的に教職員と積極的にコミュニケーションをとったり、定期的な面談を実施したりしまして、個々の教職員の状況を把握しております。

また、良好な職場環境、雰囲気は保たれるようにボトムアップ型の研修や教員同士のコミュニケーションの機会を持っております。このようなさまざまなコミュニケーションの機会を通しまして、教職員一人ひとりを孤立させないようにしております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうから6番目の旭中央病院について回答を申し上げます。

まず、1番目の退職給付引当金の総額と全額を計上するのに必要な年数についてお答えします。

地方公営企業法の改正に伴う会計基準の変更によりまして、来年度から一部事務組合に加入している場合に、地方公営企業が計上すべき退職給付引当金の額は、当該公営企業の全職員が退職したと仮定して、期末要支給額から組合積立額累計収支差を控除し計上するというふうにされております。

この考え方に基づき、現時点において、当病院の場合を推計いたしますと、24年度末を基準とした中央病院の事務組合への積立金累計収支額が、109億9,600万円となっております、26年3月31日を基準とした期末要支給額、全員が退職と仮定した場合の支給額、91億7,900万円を上回っていることから、26年度の引当金計上は不要と試算されております。

今後、千葉県市町村総合事務組合等に数字等について精査確認し、適切に対応してまいりたいと思っております。

続いて、3番目の成田富里徳洲会病院開院の影響についてでございますが、現時点ではまだ明確に影響を分析しておりませんが、当院への患者さんの来院状況、そして職員の確保の二つの面で影響が出る可能性があると考えております。

まず、患者さんについては、既に成田日赤というある程度拠点病院がありまして、成田市及び成田市周辺の市町からこれまで当旭中央病院への来院状況を踏まえますと、それほど患者さんに関しては大きな影響はないのではないかと見込まれます。

一方、職員の確保という面では、特に医師、看護師の確保に当たりましては、隣接する地

域の病院であり、影響を受ける可能性があり、今後こうした医療職の確保が一層難しくなることが懸念されております。

当院よりも都市部に立地しているという優位な面もありますことから、当院としてもこれまで以上に勤務条件や総合的な勤務環境の向上、病院の魅力向上に努めていく必要があるものと考えております。

以上です。

○議長（日下昭治） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それでは、6番目の旭中央病院についての（2）地方公営企業、地方独立行政法人と医師確保の中で、医師の確保の視点で比較すると、どちらがどのように有利かということにお答え申し上げます。

現行の旭中央病院の経営形態であります地方公営企業法全部適用の場合、医師の身分は地方公務員ですので、医師の採用は地方公務員法に従って行われます。そのため、定員や採用方法、勤務条件など制約があり、短時間勤務正職員などの人事採用が難しい条件にあります。

一方、一般地方独立行政法人につきましては、医師の身分が地方公務員でなくなりますので、地方公務員法の制約がなくなります。そのため、短時間勤務正職員など、柔軟な人事管理が行われるほか、定員や時期にとらわれない柔軟な採用が可能となりますので、結果的に医師確保の面では有利になると思われま。

以上です。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） では、順番に再質問を行います。

確かにドライブレコーダーというのは、あくまでも基本は交通事故のためのもので、偶発的にたまたま津波に遭ったとか、隕石が写ったとか、その程度なんですけれども、私いつも知りたいなと思っているのは、警察とどの程度話し合っているのかなど。警察は旭市に防犯カメラを作ってほしいという考えを持っていると思うんですね。

その一方で、旭市は市民から要望されて信号機を設置してほしいという要望が来ていると思うんですよ。警察と話し合って、分かりました、防犯カメラはじゃここ、ここに設置しますので、ここに信号機を設置してくださいとか、そのように警察と、もちろん警察の方がこちらに職員としていらっしゃっているんで、意思疎通は十分かと思うんですけれども、一緒に安全、安心なまちを作っていくと面白いというか、市民のためになると思うんですけれども、そのあたりのことはどの程度なされているのか、警察と協力して安心なまちを作ってい

くという政策について、現在進んでいるもの、あるいはこれから行われるものを教えていただきたいと思います。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、お話がありましたように、以前にも木内議員からかなり防犯カメラのことについて要望がありました。このことについて、警察幹部とも話し合いをしまして、来年度の当初予算3月議会には防犯カメラを3台分を一応設置するというような方向で今決めましたので、これからどこの場所に置くのか、警察とよく精査をしながらどこの場所へ設置するのかということを決めたいと思います。今、警察ともそういった地域の安全についていろいろ意見交換をしておるところでありますので、市民の安全のために頑張っていきたい、そのように思います。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 大変素晴らしいことだと思います。ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。

VILLAGE、基本にご本人たちの意向が一番大事なんですけれども、若い方というのは結構遠慮するところがあって、行政に言ってもこういうのは言っちゃ悪いかとか、こういうのは要求したら悪いかと思うようなところはあるんですけれども、実際、私参加して大変素晴らしいイベントだと思ったんですけれども、ちょっと駐車場の誘導とか戸惑っていたり、誘導するほうも誘導されるほうも戸惑っていたり、もちろん不満じゃないんです、会そのものはすごく面白いんで。

あとごみもちょっと必ずしもみんな持ち帰るとは限らず、捨てる人も中にはいるので、ごみ箱とかあって、そこを市が協力したほうがいいのかなどは思いましたが、そこはごみ処理については全く要望がなかったということでもよろしいでしょうか。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 主催者を代表する方にも直接話をしまして、そのごみの問題は何か問題ありますかという問いに対して、主催者のほうからは、ごみは持ち帰ってもらうように、このまつりとしては考えていますと、ただし飲食店の前にはごみ箱を置いて、その飲食店から出たごみは、それは飲食店で処理をしようよという、ごみの問題については一切行政に対して何か支援を求めたいということはありませんと。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） このVILLAGEというのは大変すばらしいイベントで、フェイスブックで情報が滑川議員ご指摘のようにたくさん流れてきて、市内の若い人たちもそれで知っているんですけども、非常に志が高くて、旭市をもっと面白いまちにしよう、住んでいて楽しいまちにしようという、高い志から生まれたものでありまして、夏の音楽のイベントもそうですけれども、これからも手伝っていただければいいと思います。

商工観光課関連でいいますと、倒産した会社の方を全員再雇用に向けて市長が指示して、それを実現させたり、あるいは企業誘致やいいおか荘、再生を成功させたり大変すばらしい、よく頑張っていると思いますので、これからもよく若い人たちの意見を聞きながら、このイベントを育てていただきたいなと思います。

次の質問に移りますけれども、これは基本的にはこちらは市政にかかわる重要な計画、議決、これは議員のほうから出る話なんですけれども、執行部でも慎重に、旭市の場合、特に割とめちゃくちゃなことというのはやらない、大きな失敗というのはしない、私も3月議会で言いましたように、明智市長は大きな失敗をしていないということで、そんなに心配していませんが、やはり議会の意見を聞いて、特に大きな事業についてはやはり民主主義の観点から、議会の意見を聞くことが望ましいと考えますので、ちょっと12月でまた議員の場合来年の1月に入れ替わりますけれども、新しい議会になってから周囲の状況を見て考えていただいてもいのかなというふうに思います。

次の質問に移りますけれども、こちらのほう、市政の透明性確保、書類をインターネットで公表するのは、お金も時間もかからない、既に議会に送った時点でデータとしてでき上がっているんですね。それをぱっと出してしまえば、要するに傍聴している方の中には市政に関してかなり詳しい、そのまま役人や政治家が務まるような方とか、実際元役人、元政治家の方もいらっしゃるって、大変貴重なアドバイスを私もいただくんですけども、そういう方が傍聴する、そういう方は書類が分かるわけですね。読めるんです。それを読んでその意味を分析できる、そういう方々が傍聴しているのであれば、資料も出しちゃって問題ないのではないかと思うのですが、それはできないのでしょうか。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 公表を求めるといいますから、既に検討はしております。先ほどもこれから検討させてもらいますと言いましたけれども、具体的に議案を全部出すのか、

あとは議案の概要を出すのか、または要旨を出すのか、その辺を今検討しているところですので、ここでのいつすぐやるのかということだけのご勘弁をお願いしたいと思います。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） では、次の質問に移りますけれども、教育行政については教育委員会がよく頑張っていると私は思うのですが、一般的にこれそちらに提出した文部科学省の資料にも出ているんですけども、千葉県、茨城県問わず、学校の先生というのは一般的に遅いんです、受診するのが。もうちょっと早く周りは気付かなかったのかなとか、そういうふうに思うことがあります。そこが遅いと文部科学省にも指摘されていますけれども、旭市の教育委員会としては、そのあたりは別に特に遅くはない、適正に指導しているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 確かにいろんな調査で、教員が医療機関にかかるのが遅いという、そういったようなデータがあるというのは、私も存じております。

市のほうなんですけれども、先ほど申し上げましたように、校長先生方を通してメンタルヘルスの重要性についてはよく伝えてありますし、また私たち学校教育課でも各学校を結構訪問しております、その中で、職員一人一人の様子を実際に目で見たりとか、あるいは校長を通してその先生方の様子を聞いたり、いろんな取り組みはしております。

また、市のほうのスクールカウンセラー、このスクールカウンセラーに教職員が相談活動をしているというような状況も私たちも捉えております。ということで、特に遅いというふうには私は認識していないんですが、ただやっぱりどうしても頑張り過ぎてしまうのかなという傾向が確かにあるというのは事実でございますので、その辺はよく管理職を通して、校長を通して再度伝えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 不思議なことに、これ茨城県、千葉県、あるいは市町問わず、役人の方は早いんです。そういう割と対応も早くてぱっぱとやる。早いほうが軽くて済むんですね。こういう心の病気って一般的に長い病気なんて思われていますけれども、非常によく治るんです、病気の種類によっては。ちょっと休む、ちょっと環境を変える、これだけで治る人がたくさんいるんですね。そこが随分ひっかかって、役人の方々はすぐ来て、職場もすぐに協

力していただけるのに、学校の先生はちょっと頑張り過ぎているのかなという面があるので、そこのところを再度徹底していただければと思います。

では、次の質問に移りますけれども、退職給付引当金、計上は不要ということですが、これは私が伊藤保議員と千葉県市町村総合事務組合に行ったときには、27年3月をめどにどのようにするか、検討していると聞いていまして、仮に脱退するようになった場合、足りなくなる可能性もあるのかなというふうには思うのですが、その総合事務組合で今退職手当負担金あるいはその収支について、どのような議論をしているのか、仮に地方独立行政法人になったとしたらどのようになるのか、なるとしても事務組合が再度制度を見直すという時期にちょうど合致するんですね、再来年の3月。今、分かる範囲で構いませんので、こちらの議論は非常に大きなお金のことなので、どのようになっているのか教えていただければと思います。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） まさに今月も議論しているところでございます。検討委員会が近々あります。とにかく今の制度を根本から見直さないとこれは改善できませんよということをはっきり言わせてもらおうかなということで、今やっておりますので、もうしばらくその結論は待っていただきたいと思います。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） この問題についても、初めて私が話し出したときはクエスチョンマークが飛んだんですけども、その後は非常にすばらしい対応を市にはしていただいていますので、これからも旭市のために交渉していただきたいと思います。

それでは、次の質問なんですけれども、確かに地方公務員法が支障になっているんです、医師確保。実際にこういうケースが、ある東京で勤めている先生が、こっちに来たいと、ただし土曜日の午前中だけあっちで外来をやりたいと、これは正職員になれないんですよ。結局ならなかったんですね、正職員に。そのことをずっと気にされていて、その後正職員になられたんですけども、間もなくやめられて、残念、こんないい先生がということが実際にあって、やっぱり就職活動をしている、一生懸命やっているんですよ。

私もこれまたま全然違うある会合で、ある大学の教授から聞いて、全然うちとつながりのないところに病院事業管理者が回って行って、医師確保をお願いしますと、こういうふうにもものすごくふだんから見えないところでやっていて、私もここまで来てやっているんだと

いうふうに感心したんですけれども、一生懸命やっている、各科の責任者も学会に出たり、各種会合でいろんなところに声をかけて発表して、うちではこんなことをやっていますよ、若い人たちが来ませんかとやっているんですけれども、そこが一つの勤務状況のネックなんですよ。ここで、この先生について週1回勉強したい、でもできないんですね、それが、今の法律だと、地方公務員をやっていると。そこを変わる。独法だとそれができるんです。あくまでも契約ですから。

そここのところを執行部の方が把握していただけるとありがたいなと思って質問したんですけれども、よく把握していらっしゃると思いますので、地域住民にもこのあたりの説明をすれば納得していただけるとおもいますので、引き続きこれからも説明会があると思いますけれども、とにかくそういうことでリクルート活動に支障が出ていると、一生懸命やってもそこがネックになっていることはご理解していただきたいと思います。

では、最後の質問ですね。私はこれは非常に脅威に思っているんです。徳洲会というのは、ご存じのように言うまでもなく日本最大の医療法人、最近では選挙違反で騒ぎになっていますけれども、何が怖いかというと、あれだけ大騒ぎになっても志は消えていないんですね。医療、国民の命を守る。何が起こったか、選挙違反が起こったときに、圧倒的力を持っている理事長徳田虎雄さんの部下である病院長たちが理事長やめろ、一族出て行けと言ったんですよ。自分たちの首が飛ぶかもしれない、そういうことを恐れずに言ったんですね。徳田さんも立派でした。首を飛ばさずに自分がやめちゃったんですよ。そういうところがすぐ近くに来る。非常に魅力的な病院になります。

それで、市民のためには、地域住民のためには、競争することは非常にいいことです。ただし、対等な条件でです。対等な条件で競争できれば医療の質もますます上がって、みんながよくなりますけれども、やはりこの科を見て、もう既にリクルート活動始まっていて、ホームページを見たんですけれども、怖いなと思ったのが、あちらで開設する全ての科が旭中央病院と重複しているんです。医師も看護師もこっちでやっていることをそのままあっちに持っていける可能性があるんですね。成田まで行くと子どもを東京に通わせられますから、東京の学校に。非常に私は危機感を覚えています。

それから、もう一つ、こちらはまだどこまで成長するか分かりませんが、東金市にできる東千葉メディカルセンター、あそこは高速道路のすぐ近くに、インターチェンジのすぐ近くにできます。不便な場所といいつつも、例えば東陽病院からであればこっちに来るよりも、あちらに患者さんを運んだほうが早いわけですね、高速道路のインターチェンジが近

いところ。そのようなところで、私は非常によきライバルとなればいいんですけども、あちらだけ成長してこちらだけリクルート活動で支障が出たらどうしようという懸念は持っています。

それから、地域医療再編、今銚子市が来年の2月から検討委員会を作ります。そこはどうか。実質的には指定管理者でどこか、今のところで行くなら、例えば徳洲会に行くのか、あるいは独法にしてするのかという議論だと思いますけれども、それとかあるいは独法の病院が一つありますけれども、そこが今の時点では旭中央病院との経営の一体化を模索しているという報道がなされていましたがけれども、それだって東千葉メディカルセンターの今後の発展次第ではあちらに行ってしまう可能性もある、ここは非常に政治家と役人の頑張りどころではないかなというふうに思います。

こちらのほうは事務部長が答弁されたので、本庁の方に伺いたいんですけども、その医師、看護師の確保に影響を受ける可能性があるということについて、どのように受け止める可能性、それからライバル関係に競争も激化すると。激化するのはいいことですがけれども、旭市としては不利になる可能性もないわけではないです。そのあたりのことを本庁については十分打ち合わせた上でしょうけれども、中央病院と同じ認識でいるのか、今のままでいったほうがいいのか、やっぱり変えたほうがいいのか、どのように認識しているのか教えていただければと思います。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 地域医療の影響ということで、成田にあって、東金九十九里地域医療センターですね、それから銚子、その辺のいろんな地域医療を勘案した中で、適正なこれからの判断をしていくということをご理解していただきたいと思います。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 先ほどから、非常に高度な質問を受けていまして、私は大変よくすばらしい答弁をしているなと思います。ある議員とも話していたんですけども、あそこまで厳しい質問が来て、冷静に答えられるとはやっぱり人の上に立つ人というのは違うんだなというふうに感心していたところですけども、実際、9月の打ち合わせでも私申し上げましたけれども、市民の反対運動というのは大きくないですよ、それほど。

地区懇談会出て分かると思いますけども、公設民営とかごみ処理のときと違って、市政の問題を的確に理解して世論を動かせる力のある市民の方々が、今回は賛成または中立なんで

す。だから反対運動が全然起きないし、盛り上がらないんです。だから今回はもう市民の方々も黙って賛成して下さっている方がたくさんいらっしゃいますので、ぜひ職員の意見をまだ聞いていないですけども、アンケートすれば分かりますけれども、医師確保が最大の重要です。医師の圧倒的多数は賛成です、これはもう。する前から私は答えが分かっていますから。

ぜひ職員の意見も聞いていただいて、条件付きの賛成、要するに身分が、雇用が不安だとか、そういう実態のない不安で何となく疑問に思っている方もいらっしゃいますので、きちっと説明すれば理解していただけたらと思いますので、これから予定はきちっと議会等、意見交換、これは一方的に説明するだけじゃなくて、議会から意見を聞くなんていうのは大変すばらしいことだと思いますので、聞いていただいて、職員の意見も聞いていただいて、今の方針でやっていただければと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員の一般質問を終わります。

以上で本日本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（日下昭治） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時21分

平成25年旭市議会第4回定例会会議録

議事日程（第4号）

平成25年11月13日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（21名）

1番	大塚 祐司	2番	飯嶋 正利
3番	宮澤 芳雄	4番	太田 將範
5番	伊藤 保	6番	島田 和雄
7番	平野 忠作	8番	伊藤 房代
9番	林 七巳	10番	向後 悦世
11番	景山 岩三郎	12番	滑川 公英
14番	柴田 徹也	15番	木内 欽市
16番	佐久間 茂樹	17番	日下 昭治
18番	林 俊介	19番	嶋田 茂樹
20番	高橋 利彦	21番	林 正一郎
22番	林 一哉		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智 忠直	副市長	加瀬 寿一
教育長	彗田 哲雄	病院事業 管理 行政 推進 課長	吉田 象二
秘書広報課長	堀江 通洋	改革 課長	林 清明

総務課長	米本 壽一	企画政策課長 兼被災者 支援室長	伊藤 浩
財政課長	加瀬 正彦	税務課長	佐藤 一則
市民生活課長	馬淵 一弘	環境課長	新行内 弘
保険年金課長	加瀬 喜久	健康管理課長	野口 國男
社会福祉課長	加瀬 恭史	子育て 支援課長	山口 訓子
高齢者 福祉課長	石毛 健一	商工観光課長	堀江 隆夫
農水産課長	大久保 孝治	建設課長	高野 晃雄
都市整備課長	林 利夫	下水道課長	石毛 隆
会計管理者	宮應 孝行	消防長	佐藤 清和
水道課長	鈴木 邦博	病院事務部長	菅谷 敏之史
病院経理課長	土師 学	庶務課長	横山 秀喜
学校教育課長	菅谷 充雅	生涯学習課長	佐久間 隆
体育振興課長	石嶋 幸衛	監査委員 長	田杭 平三
農業委員会 事務局長	高木 寛幸		

事務局職員出席者

事務局長	伊藤 恒男	事務局次長	向後 嘉弘
------	-------	-------	-------

開議 午前 10時 0分

○議長（日下昭治） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（日下昭治） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 太田 将 範

○議長（日下昭治） 通告順により、太田将範議員、ご登壇願います。

（4番 太田将範 登壇）

○4番（太田将範） 日本共産党、太田将範でございます。

ただいまより一般質問を行います。

まず第一に、商工業の振興について。

（1）買い物難民対策について一般質問します。

近年、少子高齢化が進み、旭市においても高齢化率が25%を超えております。そして、高齢者だけの世帯も増加しております。同時に、幹線道路以外では次々と商店が廃業し、旭市中心街でもシャッター通り化しております。今や、高齢者や子どもさんが立ち寄れるお店がなくなりつつあります。食堂やガソリンスタンドなども、どんどん廃業しております。自動車免許を返上しました高齢者の方や子どもさんたちは、住みなれた集落に生活できなくなってきている状態が広がっております。まさに買い物難民になっております。また、銚子市に本店のあるスーパーが倒産し、市内の3店舗が閉鎖となり、旧海上町、旧飯岡町では買い物に困っている市民が急増しております。旭市においても循環バスの運行や地域包括支援

などの福祉サービスなどを行っています。また、生協やJAなどがさまざまなサービスを行っております。いつまでも住み続けることができる旭市にするためには、買い物難民対策を真剣に考える時期になっていると思います。このことについて担当課の見解を求めます。

次に、まちなか商店リニューアル助成事業について質問いたします。

東日本大震災後、日本住宅の再建や商工業施設等への助成が強められており、今まで考えられていましたように個人の資産形成に税金を投入するのは問題があるという考え方が急速になくなりつつあります。住宅リフォーム助成では、税金の投入額に対する経済効果が銚子市では16倍になっております。経済効果の大きさに注目が集まり、全国で導入する市町村が増えております。また、地元経済にお金が回り、活性化につながっております。

今、これを商店などのリニューアルに対し助成する商店リフォーム助成事業補助金制度を高崎市が始め、全国から注目を集めております。住宅リフォーム助成と同じく、事業者にとっても大変好評であり、商業の活性化にもつながり、地域住民の利便性にもつながっております。この制度についての説明をお願いいたします。

次に、小さい第3といたしまして、中小企業振興条例の制定を求めるといことです。

1999年に中小企業基本法が改正されました。その第6条には地方自治体の責務が規定され、中小企業の個性に合わせた政策の立案と実行に関しては地方自治体が責務を持つ、こういう項目が入りました。これに応じて各地で条例化が始まっております。千葉県も6年前に条例化されております。この条例の考え方や内容について、担当課よりの説明をお願いいたします。

次に、大きな項目の第2としまして、生活保護行政について一般質問します。

生活保護行政の推移と今後の国の動向について。

生活保護は今、3つの側面から大きく変えられようとしております。昨日の国会で参議院で通過しましたように、今、最大の問題となっております。

まず、第一には保護基準の引き下げ、第2番目は制度の改悪、3番目としまして困窮者支援法の制定の3点でございます。また、今回の改定のもとでは、昨年8月に成立した社会保障制度改革推進法によるところにあります。この法律では財源確保が主目的であり、社会保障の充実は考えられておりません。この中で、特に附則が盛り込まれ、生活保護がターゲットにされております。今、国会では生活保護法の改正が審議中です。この法案の論点について説明を求めます。

また、生活保護費を10%削減するという公約を掲げた自民党が昨年12月に政権に復帰しま

した。このことから3年間で生活保護基準を最大で10%減額されることとなります。今年8月より減額が始まっております。来年の4月には再度の引き下げが予定されておりました、15年には10%削減されるということとなります。

生活保護基準の引き下げについて、その根拠となる内容について説明を求めます。また、この結果、どのような影響があるのか、その回答を求めます。

次に、小さい第2点目といたしまして、生活保護基準の引き下げによる市の行政への影響についてということで質問します。

生活保護基準は市の行政にさまざまな形で影響を与えています。市営住宅などの公共料金、子育て支援、医療費、各種の低所得者対策の制度利用の物差しに使われております。また、住民税の非課税限度額は生活保護基準に基づき決められますので、基準額が下がりますとこちらも下がります。市の子育て支援、低所得者対策、高齢者対策、医療や福祉政策など、住民税の課税が非課税によって制度を利用できるかどうか、また、利用する料金の算定に大きな影響が出てきます。厚生労働省は、今回の保護基準の引き下げの影響は他の制度につながらないことを基本方針として言っておりますけれども、具体的に旭市の場合どのような影響が出るのか、回答をお願いいたします。

また、制度から外されてしまう市民や負担増しになる市民に対して、どのような救済措置を考えているのか質問いたします。

第3点目といたしまして、生活保護行政に対する市長の政治姿勢について質問いたします。

旭市の財政にとって、民生費の増加、とりわけ生活保護費に関する支出が近年増加しており、今議会においても補正の必要が生じております。市の財政を圧迫する一つの要因となっております。しかしながら、日本国憲法第25条では国民が最低限度の生活を営むことを権利として認めており、国はその達成の義務を負っております。生活保護法は全国民のセーフティネットとして、最後の土台として機能しています。この土台がなくなると、全ての社会保障の基礎がなくなります。ですから、財源は全て税金によって賄われております。全国で一律の義務を負う財政負担は国と地方が分担するのではなく、本来全て国が財政措置を負うのが原則であると私は考えます。来年4月の再引き下げに対し、市長の見解を求めたいと思います。

この場での質問は、これで終わります。次からは自席で行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（日下昭治） 太田将範議員の一般質問に対し答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長（明智忠直） 太田議員の一般質問に対しまして、私のほうから2番目の生活保護行政について市長の政治姿勢はということで、お答えをいたしたいと思っております。

生活保護に対する私の認識であります。生活保護は日本国憲法第25条に規定する最低生活を保障するという基本原理に基づきまして、生活に困窮する全ての国民に対し、国がその困窮の程度の応じて必要な支援を行う制度で、全国の自治体が関係しているものであります。

4分の1を市が負担しているわけですが、生活保護制度は地方交付税に算定されているということもあり、このたびの改正は地方には影響が少なく、旭市においてもその影響がごくわずかであると思われることから、今のところ国への全面負担への単独の働きかけは考えておりません。

今、社会保障全般、そしてまた生活保護も国会で現在審議しているところでありますので、動向を注視しながら今後も対応していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（日下昭治） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員ご質問の商工業の振興について、3点ご質問ありました。担当課のほうからお答えをさせていただきます。

最初に、買い物難民対策についてということで、担当課の考えということでご質問いただきました。

ご承知のように、近年、食料品や生活必需品、これらの買い物に困る人を買い物難民と名付けまして、特にこの現象が車等の移動手段を持たない、身体的にも経済的にも対応が難しい高齢者を中心に深刻な問題になりつつある、これは十分担当課で理解をしております。

これらの問題解決として考えられる方法、宅配による商品を届けること、これを実は我々は考えております。実は市内で取り組み例としましては、先の震災におきまして被害を受けまして国のグループ補助金、これで商店街が今、復興を目指しているような活動をしております。

中でも、飯岡商店街のグループにおきましては、今年の10月から高齢者を対象に宅配事業を行っております。チラシ等を配って、高齢者の方はぜひご利用ください、商品をお届けしますと、そういうことを10月から実施しております。まだ始めたばかりで、取り扱いの数、これは数字的な面は把握しておりませんが、民間でそういう芽が出てきておる、そう

いうことをご理解いただきたいと思います。

あるいは、宅食サービスとしての食事の提供、これらの事例もございます。昼食に限らず、夕食を届けるとか、さらには、議員からありますように生活協同組合等の宅配サービス、これを利用する世帯も増えているということで聞いております。

いずれにしましても、買い物に支障を来す高齢者が多いという、そういう状況は変わりません。高齢者の生活を守る、これも実は商店街の重要な役割として考えております。各種国の施策等を利用しながら、商店が生き残れる方法と併せまして、買い物難民の課題について商工会等と連携をしまして、できることから取り組みしたい、そういうことで考えております。

議員のほうから2番目に、まちなか商店リニューアル助成事業、これについての制度の説明をということでございました。

議員のほうから高崎市で実施しておりますまちなか商店リニューアル助成補助金、これは我々も承知しております。

制度の中身でありますけれども、高崎市につきましては本年から実施をしたというふうに聞いております。商店街の活性化を目的に、商売を営んでいる人、これは営業を開始しようとする人が対象でございますけれども、補助金としまして、補助率は2分の1、1店舗当たり補助の上限は100万円、そういうようなことで1回限りというようなことで、いろいろ商店のリニューアル、そういうものにつきましていろいろ活用されている。そんなことで、高崎市の商店としては非常に好評である、そんなことで聞いております。制度の中身につきましては以上のようなものでございます。

あと、議員のほうから3点目に中小企業振興条例の関係が、ご質問ありました。

内容、考え方、これは千葉県の中企業振興条例に関する条例、平成19年3月に制定をされております。この制度の考え方等につきまして、ご紹介させていただきます。

条例の主な内容は県の責務、中小企業者の努力、大企業者の役割等を明らかにするとともに、県の施策の基本となるべき事項を定める。これによりまして、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するための条例、こういうふう理解をしております。

私のほうから、商工業の振興についての3点のご質問の回答は以上でございます。

○議長（日下昭治） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） それでは、私のほうから生活保護行政についての1番と2番についてお答え申し上げます。

初めに、生活保護行政の推移と今後の国の動向についてお答えいたします。

近年の生活保護の推移であります、国の状況については平成20年のリーマンショック以降急増し、本年7月の被保護者の調査によりますと158万世帯、215万人となっております。また、旭市の状況につきましても、平成24年度平均で被保護世帯数が293世帯、被保護人員で351人と、保護率は千分率で5.08パーミルとなりまして、平成20年度の237世帯、282人と比較しますと、この5年間で世帯数、世帯人員ともに1.24倍と増加しております。国の動向につきましては、本年8月より生活保護法による保護の基準の一部改正によりまして、生活保護基準の見直しが行われ、平成24年度の基準額から改定幅は10%が限度となるように調整しまして、平成27年度まで3年ほどかけて段階的に引き下げられることとなりました。

また、先の183回国会で廃案となりました生活困窮者自立支援法案と生活保護法改正案が、改めて本年10月の185回国会に再提出されました。生活保護法の改正案の内容につきましては、支援が必要な人に確実に保護を実施するという考え方は維持しつつ、就労による自立の促進、健康、生活面に着目した支援、不適正受給対策の強化及び医療扶助の適正化を目的とした内容となっております。

続きまして、2番目の生活保護基準の引き下げによります市行政への影響について申し上げます。

今回の生活保護基準の改定では、年齢、世帯人員、地域による影響を調整すること、平成20年以降の物価動向を勘案することとして行われました。先ほどご案内のように改定幅が10%で、3年かけて段階的に実施されますので、平成25年8月の改定では、約3.3%になるわけですがけれども、世帯人員や地域による影響を調整したことで、世帯人員の多い世帯、また、都市部では影響が大きくなりました。旭市では8月の生活保護扶助は、扶助費は改定によりまして、13万6,000円マイナスで1,754万1,000円でありました。改定率はマイナス0.77%でした。

また、生活保護基準の制度で影響が出るかということですが、国では先ほど議員ご案内ありましたように、38制度に影響を受けるとしておりましたが、旭市でも生活保護制度を勘案した制度は49ございました。しかし、このたびの基準改定では保護受給者への影響は小さく、保護の廃止はございませんでした。したがって、他の制度で影響を受けた方もおりませんでした。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 太田将範議員。

○4番（太田將範） では、1番目の買い物難民対策についてということで、この1年間の間にかなりいろいろな動きが出ているということですが、やはり匝瑳市なんかですと、宅配事業者に対していろいろな支援をしているというふう聞いております。例えば、商工会と連携いたしまして、宅配事業をやる方の募集をかけている。その案内図を作るとか、その名簿を作るということで、各市民の皆さんに周知をさせるというような事業をやっているようです。ですから、そういった点で、こういったところでも行政の役割といいますか、多少の支援をしていくということは必要ではなからうかと思えます。

また、銚子市では軽トラ市場をやっているということで、これは究極の店舗ですね。設備は一切いらないと、全て販売する方がトラックで持ち込むということで、銀座通り商店街で月1回行っているようです。それから、香取市では、元山田町の商工会の婦人部の方々が、トラックで移動販売を行っているというようなこともあります。各地でいろいろな形での買い物難民対策、こういったものを行っております。また、例えば、スタンドなんかがなくなってきつつあるということで、スタンドなんかにいろいろな機能を集約して、買い物難民対策を行っているとか、そういったことがあちこちで行われております。

こういったことについては、やはり市のほうでの若干の声かけとか、支援をしていくということが必要ではなからうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（日下昭治） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから近隣市町村のいろんな取り組みにつきましてご紹介いただいたわけでございます。旭市の中でもいろいろ商店街で使える事業、実は空き店舗、少子化あるいは高齢化の社会課題に対して商店が果たす役割、これもあるだろうというようなことで、地域資源を活用したいろんな集客力の向上事業、極端に言うと、待っているんじゃなくて、物を持って行って買っていただく、そういう取り組みだとか、そういうことをやる、そういう事業に対しまして、国は3分の1から3分の2、上限を2億円として、そういう支援措置もございます。ただ、どうしても受け皿が、先ほど答弁で申しましたように商工会とか商店街の組織と、個人じゃないですね、そういうようなことで、絶えず商店街にはこういう情報を流してございます。そんなことで、ぜひ商店街でも取り組みしませんかという、そういう問いかけはしておるとい、そういう状況でございます。

議員からありましたように、市内でも海上の、ご承知のように、日曜日、かあちゃん市とか、あるいは、いいおか荘の前で毎週日曜日、朝市も開催をしております。銚子市の軽ト

ラ市、これにつきましても市内の方が結構多く、実は旭市の方が向こうへ行って販売をしているんですね。そんなことを鑑みまして、昨日の一般質問でもありましたVILLAGEの代表の方とも話をした中で、皆さん方の力をぜひ商店街の中でもうちょっと発揮、実は連携できませんかということで、できれば商店街の中で、ひとついろんなまつり的な要素も含めて、販売も考えていただきたい。来年正月早々にはやろうかという、この間話もありましたけれども、そういうような形で、担当課としましても市内のいろんな方々と連携をとりながら、できるところから進めていきたい、そういうふうに考えています。

○議長（日下昭治） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 分かりました。いろいろとメニューを考えていただいているようですので、次に移ります。

まちなか商店リニューアル助成事業につきましては、商店だとか、そういったところが廃業する一つの大きな転換点になるのは、やはり内外装が劣化してきたとか、設備が壊れてしまった、こういった時に、案外廃業の引き金になるというパターンというのは非常に多いんですね。ですから、こういったことについて半分の助成があるということになりますと、非常に事業の継続ということについては有利になるわけです。また、先ほどありましたように空き店舗の対策にもなると。あるいは、新規開業、例えば新たに事業をやりたいけれども、そういったところにマッチングできるようなものはないかという制度につきましても、これはかなり利用できるということです。また、当然、経済効果というのは、住宅リフォーム制度と同じようになり高い。地元にお金が回りますので、地元の経済の活性化にもなるということから、ぜひ検討していただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（日下昭治） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、議員のほうからおっしゃいましたように、いろいろ商店街の方が事業が成功する、それは本当に市にとっても、例えば極端に言うと税収面にとってもいろんな効果があると思います。そんなことで、やはり元気になってほしい、これは担当課としては一番考えております。

そうした中で、ぜひうちのほうで考えていますのは、リフォームの前に、今議員からありましたように空き店舗、これの対策が一番かなと。隣の店が閉まっていますと、どうしても一生懸命やっている方の店舗にも影響が及ぶんですね。両隣が閉まっていると、その店が一生懸命頑張っているにもかかわらずなかなか元気が出てこない。そんなことで、まずは空き店舗対策、

これが重要なことというふうに考えております。今、商工会とも我々はちょっと話し合いをしまして、何か施策はないかなと。数年前は何か商工会も家賃を補助して1年やってみたけれども、なかなか定着しなかったと。その辺の原因をちょっと探りながら、先ほど言いました国の手厚い支援があるわけですね。ただ、その支援が商店街という、そこにしか行っていませんので、逆に言えば商工会、商店街が何か考えることによって、個人への空き店舗の起業の目覚めができるのかな、そういうふうに考えています。よろしく申し上げます。

○議長（日下昭治） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 個人への支援ということでは、この間、災害復旧等でかなり考え方が変わってきていると思うんですね。ですから、この際、こういう目玉的な商品をやはりやるべきだというのが私の考え方で、やはりこういった事業につきましては、今、本当に買い物難民もありますし、総合的な対策の一つとして、空き店舗対策も含めまして、こういった助成支援ということについては考えていただきたいと思うんですが、市長、いかがでございましょうか。

○議長（日下昭治） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 確かに中央商店街、また、商店街の皆さん方が困っているといいたまいますか、そういった部分は聞いておりますし、空き店舗も現実、いっぱいあるわけでありまして。本当にやる気があってやれない人がどれだけいるのか、商工会と商工会青年部が新しいこれからの商売をやるわけでありまして、そういった方々とも十分話し合いをしながら、調整をしながら、旭市でやれる範囲内で応援は、行政が応援をするということは限られていると思いますので、そういった部分も十分調整をしながら、できるものだったら応援をしていきたい、そんなような制度といたしまししょうか、ものを作っていくと、そんなように思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（日下昭治） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 今回、初めてこういう制度の紹介ということですので、次に移らせていただきます。

今までの買い物難民とか商店のリフォームということにつきましては、個別の対応なんですけれども、次の（3）の中小企業振興条例の制定を求めるということにつきましては、千葉県の詳細な内容はあまり出てこなかったんですけれども、個別の商店だとか商店街を振興するというのではなくて、その地域全体の宝と申しますか、そういったものを発掘しながら

ら、自前の力で商工業を発展させていくという条例です。ですから、外部から企業を呼び込んで産業を発達させるという考え方の形ではないんですね。ですから、このところが一番肝心なところなんです。千葉県の条例につきましては、商工業者の団体、県の行政、こういったものが協力しながら条例を作っております。地方自治体では、旭市も含めまして、市町村の段階でも振興条例を作りなさいという、こういうことが中小企業基本法で決められております。ですから、これはやらなきゃいけないことなんですね。その辺についての認識はいかがでしょうか、ちょっと質問いたします。

○議長（日下昭治） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから旭市での対応ということで質問があったわけでありまして。

県のほうで平成19年に作りましたけれども、現在、市町村の段階では16の市におきまして、今議員からありましたように産業振興条例、名前はちょっと、いろいろ変わりますけれども、いろいろ作られておるといことは我々も理解しております。例えば、産業振興条例ですので、単に中小企業あるいは商工業だけの振興条例でなくて、例えば商店街、あるいは、中には農林水産業も含めたり、そういうようなことで、全ての地域の産業の振興というようなことで作られている市町村が主なものでございます。中身を見て、あるいは先進市のところを聞いてみますと、どうもこの条例が理念に基づいた条例ということで、こういうことをしましょうと。具体的に何かやっていますかと言うと、いや、まだなんですというふうで、そういう条例で、我々は理解しております。今、旭市にとって、この理念が本当に必要なのかどうかということで、我々担当課としましては、まずは今、国、県あるいは市の支援でいろんな被害を受けた方々が復旧・復興に取り組んでおります。この部分の方々の、復興・復旧が優先、やはり中小企業にとって一番大事な、まずはその復興に対して見きわめたい、そんなことで今、考えております。

○議長（日下昭治） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 振興条例を作るといことは法定化されているわけですね。ですから、これにつきまして、やはり理念だけの問題で今進んでいるというふうにおっしゃられますけれども、実際問題として本格的な調査は行われておりませんが、墨田区なんかですと、全ての事業所に係長以上が全て面接に行き調査を行っている。その中から要求を掘り出してきている。制度的なものを作ってきている。こういうやり方になっているわけなんです

けれども、本格的な調査ではなくても、旭市の今までモツカレーを作るとか、イワシを使った料理を振興していくとか、そういったところでは地域の宝物を見つけて、それを産業の振興に結び付けていくという事例は結構あるわけですね。それを総合的に条例としてきちっと位置付けるということが一番大切なことなんです。

ですから、条例が作ってあれば、そのことにつきましてどういう事業を行うかということとは商工団体、こういったところと相談しながら、調査もやり、進めていくということが可能になるわけですけれども、先ほど申し上げましたように、買い物難民対策という個別事例ではなくて、総合的な理念に基づいた計画を作っていく必要があるという、こういうことを私は申し上げたいと思うんです。その点での振興条例を作っていただきたい。これは義務化されておりますので、市長の見解を求めたいと思います。

○議長（日下昭治） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 県内で16の市が作っておるといようなこと、義務化されているということを考えてみますと、やはり条例の制定に向けて担当の課のほうによく研究をさせて、条例制定の方向へ進んでいきたいと、そのように思っておりますので、よろしく願います。

○議長（日下昭治） 太田将範議員。

○4番（太田将範） ありがとうございます。

次に、生活保護行政について再質問させていただきます。

先ほどありましたように生活保護基準が8月から変わったということから、非常に世帯員の多い世帯とか母子家庭、こういったものとか、加算のついているところでの減額が非常に大きいというふうになっております。また、賃金収入が最も高かった十五、六年前、そのころから見ますと、70万円以上の収入が減っているんですね。大体460万円ぐらいから370万円ぐらいに減っちゃっているということで、非常に貧困層が増えてきているということが現在の生活保護の受給者が多くなる原因の一つだと思いますし、高齢化された人たちが低い年金で生活している。こういった人たちが蓄えもないままに、例えば病気になってしまうとかといったパターンの場合には、必ず生活保護の問題が出てきてしまうというようなことがあるかと思えます。また、若い人たちは非正規の職場が半分ぐらいになっちゃっていますので、ちょっと何かありますと、やはり保護の必要が出てくる可能性が出てくるわけです。こういったことから、こういった方々がこういった形で保護基準を下げられてしまいますと非常に大変な時代になるんじゃないかということになるかと思います。

それから、現在審議されております国での制度改正、これにつきましては非常に問題があると私は思っています。特に申請に関して、今は口頭でもいいと、それが優先するという事になっております。今度は文書で出せと、それもきちっとした所得証明だとか申告書だとか、そういった証明するものを付けないと受け付けなくなるという形で、水際作戦といえますか、入り口のところで書類も渡さないと、あるいは受け付けないということが非常に心配されております。

また、特に働ける人たちに対する就労支援ということが非常に求められているんですけども、大体保護を求めてくる方々につきましては、ほとんどもうぼろぼろの状態に来ていますから、こういったことを求めても非常に困難だということが私は言えると思うんですね。ですから、この法律につきましては非常に問題があると思います。それが、現在、問題が非常に大きくなってくるんじゃないかと思うんです。

それから、不正受給の話なんですけれども、全体にしますと大体0.5%ぐらいの形です。ですから、99.5%の方々が適正に行政が執行されているという、こういう状態であろうと思うんですね。これについての保護の厳格化がかなり強まってきます。ですから、非常に問題だと思っています。

現在、8月の保護基準の引き下げにつきましては、苦情や反対が非常に大きいということから、審査請求が現在、全国で1万件以上出ております。こういった状態ですので、生活保護の基準につきましては、きちっとした態度で反対の意見を申し上げるのがいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（日下昭治） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） ただいまいろいろご説明がございまして、制度改正につきましては文書でというようなことがございました。その文書につきましては、改めてこの制度改正で文書化されるということではございませんで、現在も文書では行っておりまして、ただ、文書を書けない人はどうするんだとかいろいろございますが、その場合には代筆といえますか、そういうことも可能だというようなことで緩和すると。あと、水際作戦といえますか、そういったことで受け付けられないような、締め付けを強くするといったようなこともございましたけれども、それにつきましても、そういうことがないようにということで徹底していくということでございます。

また、就労支援につきましては、現在、その他世帯といえますか、就労可能であるけれど

も仕事が見つからないといったような世帯がご案内のように多くなってきているということで、その辺を重点化していくというような国の動きでございます。

不正受給につきましては、あつてはならないことですが、若干見受けられてニュース化されておりますけれども、それは今ご案内のように、そんなに数が多いものではないと思っております。

また、審査請求が8月の改定でたくさん出ているということでしたけれども、先ほど言いましたように、旭市におきましては改定率が少なかったということでございます。

国の動向としましては、物価基準を勘案しましてこのたび改定していくというようなことございまして、国の方向を一応注視していくということで、反対の意向というところまではちょっと市町村では考えておりませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（日下昭治） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 物価の下落といいますか、確かにデフレ基調なんですけれども、現在考えますとアベノミクスというのがアホノミクスといいますか、物価を2%上げるということを行っているわけですね。それからまた、円安にして輸出企業を支援するという事なんです。また、市中金利をほとんどゼロにして、市中にお金をばらまくというのが制度なんです。今やっていることなんですけれども、これをやりますと、物価はとにかく2%上げると、保護基準は10%下げると、それから、来年3月になりますと消費税は上げるということになりますと、15%じゃきかないわけですね。恐らく便乗値上げも出てきますので保護基準の関係から言いますと、往復で2割近くのお金が最低賃金から削られるという、こういう状況になろうかと思えます。ですから、これはもう人権問題だというのが私の考え方なんです。ですから、やはりこれはおかしいという声を市町村は上げないとまずいのではないかと思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（日下昭治） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） ご案内のように、以前生活保護のほうで加算のほうで削減されてきたということがございまして、母子加算のほうも一阶段階的に削減された。しかし、それについては見直しをしまして、また復活をしたというようなこともございまして、大きな流れの中で計算されていることと思えます。国の責任において保障するという制度でございまして、その大きな流れの中で、現在は物価等を勘案して、今回は10%削減をするという方向になったと思われますので、その辺を注視していきたいと思えます。

○議長（日下昭治） 太田將範議員。

○4番（太田將範） 生活保護の保護基準というのは加算のほうと違いまして、もろに生活費の部分なんですね。ですから、この部分を縮小された上に、経済政策で人為的に国の政治として物価上昇していくということなんですね。ですから、確実に保護は減らされて物価は上がっていく。円安でどんどん今、物価は上がっている状態だと思うんですね。これはやはりおかしい状態だということを認識する必要があるんだろうと思います。それにつきまして、やはりおかしいということを地方から声を上げていく必要があるんじゃないかと思うんです。

次に、3番目の問題として市長の政治姿勢ということですがけれども、そのようなことを考えますと、やはりこれはおかしいんだよということは市長会とか、そういったところで声を上げていきませんか、はっきり申し上げまして、来年の4月になりますと福祉の根本的な土台が崩れるというふうになりかねない、そういうふうには私に思っています。ですから、その辺につきまして、市長の政治的な姿勢をどういうふうにとるのかということについて、最後にお答えをいただきたいと思います。

○議長（日下昭治） 太田議員、2番目の最後の項目になってよろしいですか。

○4番（太田將範） はい。

○議長（日下昭治） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 国への要望ということと市長会での発言といいましようか、そういったことに、社会保障、生活保護の問題について国へ10%、そういった部分はおかしいんじゃないかというようなことを発言をしろということでもありますけれども、経済政策は我々地方でどうのこうのと言っても変わるものではないと私も認識しておりますし、これは国の政策の中できちっと国会で議論してもらうことではないかなと、そんなように思います。それと同時に、生活保護の問題についても、ほかの年金、国民年金あたりとの比較がいろいろ比べられているわけでありまして、他の年金との整合性といいましようか、つり合い、そういった部分でも、生活保護の支給額、そういった部分は決められるのではないかなと、そんなように思います。

いずれにしても地方から国へのこの問題について、反対とかそういった部分については、まだ今、国会で審議中でありまして、いろんな各分野、各階層、そういった方々が本当にそのことについて要望とか請願とか陳情とか、そういうものが出ていませんし、これから国の動向を見ながら対応していきたいと、そのように思っているところであります。

○議長（日下昭治） 太田将範議員。

○4番（太田将範） まだ、そのような議論をする状態ではないというお答えですけれども、来年の3月になりますともう完全に消費税を上げるという方向ですから、それから基準額につきましては、来年の4月1日から下げると。もう1年かけて完全に10%下げるという形になっております。年金との整合性なんです、年金で、今健康でいられる方はいいんです。ところが、年金をもらっていて病気になってしまう、こういった時になりますと、やはり生活保護が最後の土台になるわけですよ。ですから、この部分について、やはりしっかりとした土台を作っていかなければならないと私は思っています。

ですから、これから任期がもうすぐ切れますので、次、出てこられるかどうか分かりませんが、引き続き一市民としてこの問題については発言をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（日下昭治） 太田将範議員の一般質問を終わります。

◇ 木 内 欽 市

○議長（日下昭治） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（15番 木内欽市 登壇）

○15番（木内欽市） 15番、木内欽市です。

平成25年旭市議会第4回定例会において一般質問を行います。

質問に入ります前に、昨日の大塚議員の質問に答える中で、市長は防犯カメラの設置をするというお答えをいただきました。日本一住みよいまちを目指す旭市にとって、近隣市にどこにもないことでありまして、安心・安全なまちづくり、犯罪の抑止力に大きな力を発揮するはずであります。市長は議会閉会日にいつも一般質問でいただいた議員の提言を受け止め、今後の市政運営に生かしていくというようなことをおっしゃってください。このようにしていただけることは本当にうれしく、議員として、やる気が出ます。この件に関しましては、警察の方々からいろいろなご提言をいただいております。よい補助金制度があるとか、さまざまなアドバイスをいただいておりますので、早速ご報告に伺いました。担当課長は異動して、おりませんでした、所長は剣道の稽古中でしたが稽古をやめてお話を聞いていただきました。設置場所等については専門の知識を持つ我々警察に任せていただきたいとのことでしたので、よろしくお願いいたします。

今回、私は災害対策、農業問題、財政問題、旭中央病院についての4項目10点について伺います。いずれの質問も、前回、第3回定例会以後、市民からの声を基に質問させていただくものであります。市長はじめ担当課長の前向きな答弁を期待して、順次通告に従い質問を行います。

まず最初に、災害対策について伺います。

3.11の大震災では県下最大の人的被害をこうむった本市であります。また、先月は10年に1度という季節外れの大型の非常に強い台風が襲来しましたが、幸い当地域直撃は免れましたが、さまざまな被害をもたらしました。地震、津波対策、台風対策、ゲリラ豪雨等による排水対策について伺います。

次に、農業問題について伺います。

本市の基幹産業であります農業であります。これから大変な時代を迎えようとしております。私たちが就農したころはやはり農業は大変でしたが、今振り返りますと、よかったような気がします。米価は年々上がりましたし、農地はじめ土地の価格も年々上がりました。現状を維持しているだけで資産価値が増えたのです。7桁農業、1万ドル農業という言葉も生まれたころでした。現在は全く逆です。米価は年々下がり、それに伴い農地価格も下落しております。そこに追い打ちをかけるのが、黒船の襲来と言われるTPPであります。民主党から自民党に政権が替わった今、どのような状況なのか、補助金についてはどのようなになっているのか、併せて伺います。

質問の大きな3番目は財政問題についてであります。

お隣の銚子市の財政については、10月22日の新聞報道によりますと、財政改革審議会は赤字回避は難しいとの見通しを明らかにしました。来年度予算から足りない分は補填するわけであって、累積する赤字は雪だるま式に膨らみます。本市の財政状況について、今後の財政運営について伺います。

質問の最後は旭中央病院についてであります。

旭中央病院は千葉県における重要な拠点病院です。東総地域及びその周辺地域において他病院の診療機能の低下が著しい中で、拠点病院としての重要性がますます高まっております。中央病院のマンモスぶりはその外観からも語られますが、その予算規模、職員数は、旭市298億5,000万円、職員719名、旭中央病院352億2,700万円、そのほかに資本的支出43億7,000万円、職員数1,901人、市の状況をはるかに上回っています。旭市の前途は旭中央病院の経営いかんにかかっていると云っても過言ではありません。旭中央病院が今後とも健全経営を

堅持し発展していくためには、激変する病院経営、環境に対し、迅速かつ柔軟に対応する体制作りが必要であります。

そこで伺います。

旭中央病院の現在の状況について、再整備の今後の予定について。

以上で私の第1回目の質問を終わります。再質問は自席で行います。

(発言する人あり)

○15番(木内欽市)　そうです。失礼しました。

最後に、院外薬局について伺います。

以上で私の第1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(日下昭治)　一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩　午前10時56分

再開　午前11時10分

○議長(日下昭治)　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(米本壽一)　それでは、1点目の災害対策に係るご質問にお答えいたします。

(1)の地震、津波対策については市の職員の体制、マニュアルに沿ったこの体制についてお答えをしたいと思います。

地震、津波災害に対する市の対策は、災害対応マニュアルというものに基づきまして対応しております。職員の配備体制は3種類ありまして、注意配備、警戒配備、非常配備となります。それぞれの配備状況により参集する部署を決めております。一部職員から全職員の参集までの対応となり、災害情報収集伝達を行い、被害状況により対応しておるところでございます。

続きまして、(2)の台風対策につきましても、住民に対する対応についてお答えします。日ごろ気を使っている対応について、お答えしたいと思います。

台風対策につきましても、事前に気象情報等を得ることができるわけでありまして、時間に余裕を持って災害に備えていただくことが重要であります。テレビ、ラジオ等の正しい情報

を得ながら行動できるよう、防災訓練や広報誌等を通じまして啓蒙を図っておる、こんな状況でございます。

○議長（日下昭治） 建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 災害対策の3番、ゲリラ豪雨等による排水対策についてお答えいたします。

今般の台風26号の雨量は一般的な道路側溝の排水機能では受け切れない降雨量であり、また、流末となっている排水路の水位も上がっていたため、市内の数か所で道路冠水がありました。

台風やゲリラ豪雨などの排水対策としては、排水路の拡張などの根本的な対策も必要ですが、側溝の清掃や排水管詰まりの解消など、住民の皆様による日常のご協力も大切なことですので、今後ともご協力をお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（日下昭治） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 2番目の農業問題についての1番目でございます、T P Pの現在の状況についてご回答申し上げます。

T P Pにおける農産物につきましては、生産者団体などが聖域と位置付ける重要5項目の関税維持に向けて交渉が始まっており、インドネシア・バリ島で10月初旬に開かれましたT P P首脳会合につきましては、平成25年10月21日に内閣官房T P P政府対策本部が協定交渉に関する関係団体に対する説明会を行っております。この説明会資料につきましては、結果概要、首脳声明などについて言及されておりました、各分野別の詳しい説明は記載されておりません。一方、新聞等の報道では首脳会合において、年内妥結を目指すことで各国首脳が合意したところでございます。しかしながら、政府は年内の妥結に向け交渉が難航しているため、重要5項目につきましても関税分類上の586品目について関税を撤廃できる品目がなにか、自民党のT P P対策委員会にその検証作業を委ね、過日、その作業が終了したところとのことでございます。

続きまして、2番目の補助金についてということでございますが、この補助金に関しましては、農業機械整備、それと経営所得安定対策についてお答えをさせていただきたいと思っております。

初めに、農業機械整備等に対する補助事業につきましては、経営体育成事業をはじめとしまして、整備内容により多くのメニューがありますので、農業者の要望に応じて対応してま

いりたいと考えます。補助事業ということで、事業採択に当たっては必要な要件を求められます。人・農地プランへの位置付け、導入する機種に応じた経営面積、雇用の確保、農地集積による規模拡大、6次産業化、女性の参画など、さまざまな要件設定がありますので、農業者の方々には設備、機械の導入を計画する早い段階で相談をいただくように、市広報誌などにより周知を行っているところです。今後も県農業事務所等関係機関と連携して、農業者の生産設備、機械の整備を支援してまいります。

2番目の経営所得安定対策事業でございます。

国は26年度以降の対策は25年度中に検討するとしておりますが、26年度の農林水産関係予算概算要求の中でも経営所得安定対策の見直し及び多面的機能の維持に着目した日本型直接支払いについては、引き続き平成26年度予算編成過程において検討を進めるとして、現時点では、国からはまだ具体的な内容は示されておられません。

なお、新聞報道等によりますが、米の生産調整につきましては5年後をめどに廃止し、毎年の主食用米の生産目標を決めるのをやめ、詳しい需要予測を提示するだけにとどめる。また、米の直接支払い交付金、これは10アール当たり1万5,000円でございますが、これは26年産米から段階的に削減をし、5年後の30年産米は廃止、また、飼料用米は助成単価の基準が面積から、旭市が行っているように出荷数量による交付へ変更、さらに農地や水路などを維持する農家などへの支援を26年度から新たに創設するなどが報じられております。今後は国からの情報収集に努め、市内農業者へ正確な情報提供を行い、その経営に反映できるようにしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、木内議員のご質問にお答えいたします。

財政問題につきまして2点ご質問がございました。

まず、1点目の財政状況についてということでございます。

本市の財政状況につきましては、ご存じのこととは思いますが、決算状況でちょっと申し上げます。

平成24年度が歳入315億9,000万円余り、歳出が290億7,000万円余りということで、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きまして、その実質収支としては18億1,000万円、このうち9億1,000万円余りを財政調整基金へ積み立てたと。23年度も同様に実質収支21億5,000万円余りとなって、このうち11億円を財政調整基金へ積み立てております。これらの結果、財政調

整基金としては、11月の補正予算の段階ですけれども、約47億円余りございます。基金全体としても約100億円という状況で、あと、財政の健全化の判断をする根拠なんですけれども、これは指標として健全化判断比率というのがあります。実質公債比率、それから将来負担比率、この2比率とも年々良好に推移してきていると。そういう状況から見ましても、今のところ健全な運営が図られているのではないのかなという、そういう状況であると思います。

ただ、今後の財政運営ということでご質問がございましたこと、これにつきましては、ご存じのように平成27年度までは合併の特例による交付税の算定替えがなされています。28年度以降は段階的に縮小されまして、平成33年度には本来の算定に戻ります。ただ、この交付税につきましても11月10日付の新聞報道でございましたとおり、合併団体に対して若干の考慮するような措置が行われるような検討がなされています。この議論の推移も見守っていく必要があると思います。ただ、いずれにしましても削減される額というのは非常に大きな額が予定されています。

これらを見据えまして、将来的な財政運営に当たりましては、当然効率的な予算配分、それから、既定予算の見直しも必要になってまいりますし、さらなる行政改革、これはアクションプランに基づいて進めていく必要がある、そのように考えています。

財政問題につきましては、簡単ですけれども以上でございます。

○議長（日下昭治） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、旭中央病院の3点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目ですが、旭中央病院の現在の状況についてですが、現在、病院として優先して取り組んでいる課題が2つございます。

まず、最大の課題は、何といたっても医師の確保であり、病院としましても各種の招聘活動を積極的に行っております。こうした取り組みの成果もございまして、本年4月1日現在の当院の常勤医師数は240名と、ほぼ前年と同水準を確保でき、10月1日現在では242名と微増となっております。また、このたび来年度の初期研修医のマッチングが締め切られまして、当院の募集枠30名に対しまして68名の応募があり、完全に募集枠が埋まるなど、医師確保に明るい兆しも見えてきたところでございます。しかしながら、まだ、特定の科の医師等については不足している状況にあることから、今後とも医師の確保、充足に努めてまいりたいと思います。

2点目は当院への患者の集中を抑制し、病院の機能分担を進めるということです。軽症の患者さんはできるだけ地元の診療所等で診ていただき、重症、緊急の場合は当院に来ていた

だくという病院の機能分担については国でも推進を図っておりまして、限られた医療資源を有効に活用するとともに、当院医師の負担を軽減する面からも進めていく必要があると考えております。

2点目の病院の再整備の今後の予定についてでございますが、再整備事業として計画した事業につきましては、議員の皆様等のご協力もございまして、本年度で全て終了する予定となっております。今後の整備につきましては、病院としては医師の確保がもちろん最重要課題ですが、今後厳しさを増すことが見込まれる看護師の確保、定着も重要な課題であることから、これら医師、看護師確保に資する整備を優先していきたいと考えております。また、解体した旧病棟跡地の整備につきましては、当面は暫定駐車場として活用することを予定しておりますが、患者さんから散歩やリハビリ等に利用できる小公園が欲しい等の要望もございますので、こうした利用者のニーズも踏まえながら、駐車場、公園、緑地帯等の整備を検討していきたいと考えております。

最後に、3点目の院外薬局についてでございますが、院外処方については、患者さんの利便性、経済的な負担面、院外薬局の対応能力、病院としての経営面など、総合的な観点から慎重に判断する必要があると考えており、消費税8%時においては院外処方を行わないこととしております。また、それ以降の対応については、さらに慎重に検討して、対応を決定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それでは再質問を行います。

まず、最初の地震、津波対策でございますが、市の職員のほうの配置ということは今伺いました。私が聞きたいのは、もっと具体的に、例えば防潮堤だとか避難道路のほうは進んでおりますが、もっと市民の方々に自分たちの安全は自分たちで守るという意識をもう少し広めたらいいのかなと、こんなふうに感じているわけでありまして。行政のやれることは何でも行政じゃなく、自分たちでやれることは自分たちでやると、こういうようなことをやる必要があるんじゃないかなと、このように思っているんです。

例えば、ですから前回もお聞きしました。台風などは予想できますが、地震は予想できませんが、仮にあしたでは早過ぎますけれども、12月1日に大地震が起きるんだとした場合にはどうしますか。個人だったら飲料水を確保したりとか食料を確保したり、そういうことをしますね。ですから、そのような対策を市民にも周知させる必要があるのではないかなと、

そんな気持ちで質問したわけですので、そちらのほうのご答弁いかがでしょう。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 木内議員おっしゃるとおりでありまして、よく自助・共助・公助と言われます。木内議員おっしゃるように自助、自分の命は自分で守る、自分のまちは自分で守る、この自助・公助だと思います。日ごろの災害に備えようということで、これは最も啓発の根本だと考えています。こういうようなものをしっかり肝に銘じて啓発に努めたいと思っています。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それがこの2番目の台風対策についても言えると思います。フィリピンではあのように大きな台風が発生して、1万人以上が亡くなりました。それで、今現在、温暖化で海水温が上がっていますので、台風が年々大型化しております。はるか昔ですか、伊勢湾台風が、あの時も895ヘクトパスカルぐらいの台風が直撃したわけで、多大な被害を受けましたが、それよりも、今発生した場合にはもっと大きな台風になる可能性が大なんです。ですから、よく台風の状況、大型で並の勢力とか、大型で強い台風、非常に強い台風とか、何かいろいろあるんですが、津波の場合もそうですね、津波注意報、警報、何とかいろいろありますが、よく混乱しちゃう場合があると思うんです。ですから、その弱い順に、どれが一番怖いのか、原子力みたいに1とか7でなら分かりいいんですが、その言葉のあれがちよっと分からないんで、それを消防長、分かりますでしょうかね。台風の強さの順というか、その言葉のランク付けですか。津波なんかのと併せて、ちょっと教えてください。

○議長（日下昭治） 木内議員、災害対策の2の台風対策。

○15番（木内欽市） そう、台風対策。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） それでは、台風と津波の関係の警報、これのランクということでお答えします。

まず、台風でございますが、台風の場合は大きさと強さを分けております。大きさは強風域、風速15メートル以上の強い風が吹いている半径で表します。

強さにつきましては最大風速、これでランク分けしてございまして、最大風速33メートル以上、これが強いというふうに表現されます。これが44メートルを超えますと非常に強い、

また、54メートルを超えたものにつきましては猛烈なという表現を使います。

大きさにつきましては、風速15メートル以上の半径で500キロから800キロ未満、これにつきましては大型、あるいは大きい、これが800キロを超えますと超大型、あるいは非常に大きいというような表現をいたします。

ですから、大型で強い、あるいは、超大型で猛烈なというような表現になります。一番強いのは超大型で猛烈な台風ということで、今般フィリピンを襲った台風につきましては、これが当てはまります。

あと、津波の関係、警報、これはランクが3つに分かれてございます。予想される津波の高さ、これで分けてございまして、津波注意報については20センチから1メートルの高さが予想される場合に津波注意報、津波警報ですと1メートルを超えて3メートルまで、これが津波警報です。これが3メートルから5メートル、あるいは10メートル、10メートルを超えるもの、これにつきましては大津波警報という形で表現されます。

ですから、このランク付けをよく周知をして、市民の方が理解できるような方法が非常に重要になってくると思います。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） よく分かりました。これが一般市民の方は、また理解できていないと思います。実は、3.11の大震災の時にも、私どもは警備に当たっていました。その時、余震の時に火災が発生したんです。消防で言っていたんですが、住民がみんなワーっとパニックのように逃げてくるんです。これは津波の注意報を、また津波が来る大津波警報と勘違いしているんですね。ですから、津波の注意報は注意しろというぐらい、警報はその上、大津波警報はもう完全に逃げろという、こういうような段階ですから、注意報だから逃げなくていいということではありませんが、そういったことを周知していただきたいと思います。

先般の台風でも同じようなことがありました。毎回、大型で強い台風というと、もう一般の市民の方は、注意するには問題ないんですが、強い台風、猛烈な台風とあるんで、一番上が猛烈な台風ですね。ですから、猛烈の時には十分注意をしないと駄目ということですね。

今、お話がありました大型といたしますと、半径800キロというと、中心になったところは1,600キロ、来る前800キロ、出ていく時800キロで、1,600キロを時速40キロで台風が進んでいた場合には40時間風雨にさらされるわけですよ。ですから、そういったのも周知をさせていただきたいと、このように思います。

この上に今度はスーパー台風というのが新たにできたと、これはアメリカ軍が作った言葉

だそうですが、どういうことかといいますと、1分間の風速が平均67メートルだそうです。そうすると、瞬間風速はフィリピンを襲ったように90メートルぐらいになりますね。そういう台風が来た場合に、もう来ると予測しているところもあるんです、スーパー台風が日本を直撃すると。そうした場合の被害はどのぐらいが予想されると思いますか。概算で結構ですが、大ざっぱで結構ですが、分かりませんか、どうでしょう。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） スーパー台風が来て、その被害を予想しているかというご質問だと思います。

残念ながら個々に被害は予想しておりません。でも、その現場で被害の状況に応じてすぐ動くということが最も大切だと思っていますので、それは臨機応変にやるということは常に心がけておきたいことでもあります。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 新聞記事があるんですよ。フィリピンの場合には木造家屋の8割か9割が全部壊れてしまったということなんです。ですから、例えば台風がよく来る沖縄なんかでは、建物を低くしてありますよね。ですから、この辺にその台風が来た場合にはものすごい被害が生じるわけです。看板とかみんな吹っ飛ばしちゃうでありますし、ですから、そういう来た場合にはまた啓蒙で結構ですけれども、そういう備えも必要かなと、このように感じておりましたもので質問させていただいたわけでもあります。

こういう場合には職員の対応というのは、台風の場合にはどのぐらいで、よく地震の場合には、職員が震度5以上だったらみんな市役所へ来るとかありますが、台風の場合には職員はどのような形で詰めるんでしょう。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） これは、まさに全職員が配備すると、こんな態勢になります。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） よろしくお願ひします。

それから、ゲリラ豪雨による排水対策について伺います。

これは、先日、高橋議員の議案質疑の時にお答えをいただきましたが、崖崩れが、これは全部、旧干潟地区なんです、5か所ぐらいありましたが、この原因は何だと思ひますか。

雨だけじゃないと思うんですよ。

○議長（日下昭治） 建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 今回、被害が干潟地区のほうにほぼ集中しておりますが、これは降った総降雨量、台風26号は、旭市のほうは約221ミリということで数字が出ておりますが、香取市のほうは351ミリ、100ミリ以上、香取市のほうが多く降っております。そのため、干潟地区は旧香取郡、あちらですので、あちらのほう雨量が多かったのかというふうに推測しております。

以上です。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） そうですか。私はそのほかにもあると思うんです。というのは、よく道路が川のようになっちゃって、道路がものすごい水量になるんですね。それで、うちのほうも1回やってもらいましたが、道路の水があふれてのり面に行くと、土のうを積んでいただきましたがあの辺と同じです。そうすると、それが削られて大きな崖崩れになっちゃっているんです。倉橋のほうにもちょっと道路の決壊があったんで見に行きましたが、やはりそうになっていますね。道路の水があふれて、その下が水でえぐれて崩れちゃっているんですよ。ですから、旧海上だって、滝山の龍福寺のところが崩れたとか、恐らくみんなそういう感じなんです。雨だけじゃないんですよ。その道路が川のようになって、それがあふれて崩れちゃっているんですから、そういったことも恐らくあろうかと思いますので、ぜひ道路のふだんの管理をよろしくお願ひしたいと思います。

それで、その前に、先日の台風の時には本当に建設課の皆さんには大変お世話になりました。やはり、ふだんのあれが大事だと思うんです。側溝が、例えばごみが詰まっている、その水があふれて道路が冠水する。そうすると、手ではとてもあかないんで、その時にやはり来て、担当課の人に来てもらったんですが、私どもは手で全然あかないです。でも、若い職員は力があるから、あけて直しちゃったんですね。かっぱを着て、本当に大変でした。それと、幾世地区でも2か所ほどありました。川の水があふれちゃって、どんどん道路が水かさが増えてくる。住民は、これは、いても立ってもいられなくて、当然皆さんも呼ばれましたが、消防車を呼んだり大変な騒ぎになりましたが、この原因は現場を見ていただいておりますが、幾世地区の場合どういうことだと思いますか。他地区にもあると思いますが。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 先般の台風、それから、その後の大雨の時には、先ほど言いましたように累積雨量、それが200ミリを超えていたということで、雨やみを見て現場のほうを回ったんですけども、主要の排水路、大間手だと大間手川とか新七間川ですか、あちらのほうも上まで水位が上がっておりまして、結局、新川のほう、そちらのほうもだいぶ水位が高くなっておりまして。

主要の幹線の水路のほうが水位が高くなってしまうと、側溝のほうの流れも悪くなりまして、そうしますと、どうしてもふだんあふれないところ、そちらのほうもあふれた現状、そういうのが多く見受けられましたので、その辺が今回の台風では冠水が多かった理由かと思っております。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） これは全部、今、困っているところは県道絡みなんですね、広原の排水にしても。ですから、これは県のほうに、よく皆さん現場を見ているわけですから、その状況を話していただきたいと思います。大雨が降るたびに毎回、呼ばれるんですね。これは大変です。それで、県道の水路なんかも、幾世地区の水路なんかも、あの水路も土砂が堆積しちゃって、本来の深さの半分以下になっているんですよ。ですから、ここも台風だけじゃなくて、ふだんの田植え時期の水も機場まで行かないというんです。ですから、これも併せて県のほうに、市民は県道も市道も関係ありません、苦情があれば建設課へ来るわけですので、そこのところをよろしくお願いをしたいと思います。

では、次の財政状況についてお伺いをいたします。

○議長（日下昭治） いいですか、木内議員、そこまで進めちゃって。

○15番（木内欽市） ごめんなさい、時間が今12時まで終わらそうと思っているので、すみません。

ごめんなさい、TPPについて伺います。

このTPPの問題も今、民主党の時には結構、陳情を出したりやっていたんですよ。ところが自民党になってから全くやっていないんですよ。こういう予定とか、やるべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 民主党の時には要望書を1回出したと思いますけれども、自民党になってから出さないということでありまして、7月に銚子へ林農林水産大臣が来まして、

その時に地域の農業振興に関する要望ということで大臣に直接に要望書を書面に出しまして、林大臣にお受け取りをいただきました。しかしながら、自民党のTPP対策委員会というようなことで、今現在、586品目ある関税分類上の品目でありますけれども、その中で何品目か関税撤廃をできないかというような状況があるというのは聞いております。我々は、この地域基幹産業は農業でありまして、農業のTPPにかかわる問題、特に米の問題について非常に厳しい状況が続いているわけでありまして、そのことにつきまして、せんだって香取神宮の遷座祭がありまして、香取市長、東庄町長、銚子市長も一緒になりまして、そういったことで要望書を出したいと、旭市から要望書を作りますので賛同していただけますかということで、要望書を近々上げたいと、そんなような、今状況になっております。いずれにしましても、最初、自民党が約束をしてくれました重要5品目、その関税を死守してもらいたいというような意味で要望したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） やはり基幹産業、農業でありますから、そしてJAのほうも、私はJAのほうにもこれは申し上げました。県下第一の生産量を誇っている、ちばみどりでありまして。そうしたところ、やはり中央会のほうのやっぱりそちらと連絡をとってと、こういうことを言っているんで、そんな悠長なことじゃなくて、ちばみどり単独、そして旭市と力を合わせてリーダーをとって市と一緒にということをお願いしてあります。ですから今、市長もおっしゃってくださいました。ぜひこの旭市が千葉県リーダーをとっていただいて、ぜひやるだけのことはやっていたきたいと、このように思っております。いかがですか。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） まだ農協、JAとのほうは話し合いはしてありませんが、今、議会がうちのほうはありますので、議会が終わり次第、香取市、東庄町の首長さんに、今から出して、要望書として間に合うのかなと、どんなものかなという話もしましたけれども、出すことは十分国のほうもそれは考えてくれるのではないかなと、そんなような、3者とも意見が一致しましたので、近々要望書を作って、早急に出したいと思っております。JAのほうとも組合長と相談しながら一緒に出せるものであれば一緒に出す。別々に出すということも考えられますので、その辺も話し合っていきたいと思っております。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ぜひよろしくお願ひいたします。

それと、やはり J A のほうとのそういう交流ももう少し密に図ったらと、このように思います。前回は申し上げましたが、機械の補助金制度にしても、ぜひ産業課の皆さんと定期的にとにかく、そういう交流を持っていただいてやっていただきたいと、このように思っています。先ほどの防犯カメラ等に対しても警察と連携をとっていただいているということなので、非常にいいことだと思いますので、農業分野においてもぜひその人事交流等々を図ったらと、これは提案ですがいかがでしょうか。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 連携をとということでございますが、これは常々言っておりますが関係機関ということで、J A ちばみどりさんにつきましては、営農センターごとに農業事務所、それと農水産課、それと J A の職員、これを定期的に会合を開いておりますので、またその辺でも調整を図っていきたいと思います。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） お互いのエリアがあるでしょうから、それを侵してもいけないと思いますが、お互い配慮しつつお願いしたいと思います。

それでは、次に補助金についてですが、やはりこれも T P P はもう半分諦めかけちゃっているような面もあるんですね。そうすると、最後は補助金で、補助金を幾らかもらって決着をつけられちゃうのかな、そんな気もするんですが、その5項目について、そんな話はないんですか。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 現在の情報では、まだそのような補助金という部分はございません。私もほぼ毎日のように内閣府であり、自民党のホームページ等をのぞかせていただいておりますが、やはり表に出てきているものはありません。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 先ほど、あと農機具の補助金についてもございました。これは、やはり今まで以上に大きな農家を育成するという目的ですね。それと、あと、減反の補助金も廃止になります。5年後にはなくなります。ということは、この干潟耕地の今やっている農家の数を半分とか3分の1に最終的には減らそうということなんです、極端に言えばね。そうすると、その分のほかの人たちの今度、雇用の場がなくなっちゃうんですが、大規模もいい

ですが、大規模じゃなくて小規模農家も育成していく必要も逆にあると思うんですが、その辺はいかがでしょう。国の方策を見ると全部大規模化へ進んでいますが、これはどのようにお考えですか。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） これは、まず国が来年度から始めようとしております農地中間管理機構というものがございます。この中と、それと今政府のほうで進めております政策の中で、いわゆる木内議員がおっしゃいます零細農家なるものの基準がいまだはっきり見えておりません。これは支庁も含めてでございます、関係機関等の集まりがありましたら、その零細農家という範囲、あるいは零細農家に対しては、国は正直、もう農業をやめなさいというような方向です。ですから、そういうことではなくて、その方たちの生活の糧となるべきものはほかにあるのかどうか、これはその場があった時に、その都度、県あるいは国の人間のほうに問いかけをしております。しかしながら、まだ年内での作業、それと新年度、来年の通常国会ですか、そちらに改正の法案を上げるということでございますが、今現在、その内容につきましては本当に皆目、内容不明でございます。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） やはり大規模農家は、北海道とかあちらのほうならいいでしょうが、やはりこの辺はこの辺の特色がありますので、兼業農家が大半を占めているわけでありますので、旭市独自の考えも打ち出していきたいと、このように思っております。よろしくをお願いします。

それでは、次に財政問題について……

○議長（日下昭治） 答弁は。

○15番（木内欽市） 答弁、結構。

○議長（日下昭治） いや、あるでしょう。

木内欽市議員の4回目の質問に対して答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 農業問題でありますので、私も敏感にお答えをさせてもらいたいという思いで今、答弁を、手を挙げさせていただきました。

要望書を作成するに当たりまして、小規模経営、そしてまた零細経営、そういった部分の中で、やはり農業の役目があります。ご承知のとおり、災害に強い部分でやっぱり水田が活

用されます。そういった部分の中で、農業、農村の多面的機能を発揮していくということがこれからの災害に対する問題でもありますし、そういったこともきちっと要望書に、そういった零細経営、そしてまた小規模経営、そのことにも十分配慮してもらいたいというようなことも付け加えて要望を出したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） どうもありがとうございます。本当にいいお答えをいただき感謝しております。実際そうなんです。

（発言する人あり）

○15番（木内欽市） まだ持ち時間17分ありますから。すみませんね。

じゃ、次、行きます。しかし、持ち時間はしゃべらせていただきたいと思います。感謝したいんですよ。そういうことによって、ゲリラ豪雨も防げるんですよ、田んぼとかを維持することによって。ダム機能がありますのでね。そういうことで、よろしくお願いします。

次は、じゃ、財政状況について伺います。

今、基金のほうについては毎度お聞きしております。よく理解いたしました。問題は次の今後の財政運営についてでございます。やはり合併の特例が切れたころからは、大幅に交付税が削減されるということでございますが、ちょっと金額を教えてください。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 金額ということでございますので、25年度の普通交付税の合併算定替えによる増加額、これから勘案いたしますと19億9,300万円、これが普通交付税の減額の幅になります。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それでは、次に行けというので、次に行きます。

しかし、議員は自分の持ち時間があるわけですから、しゃべらせてください。

（発言する人あり）

○15番（木内欽市） 次に、じゃ、病院のことについて伺います。

現在のこの状況はよく分かりました。これで、先ほど大病院からやっぱり少しぐらいの患者さんは診療所にと、こういうご意見でございました。この場合に今、特別に料金を取することを許されていますよね。中央病院は今どようになっているのか、ちょっとお聞きいたし

ます。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 紹介状のない患者さんからの上乘せという形と、あと、病院である程度病状が安定した方で、もう診療所で診ていただいても大丈夫ですよという方を逆紹介ということでした場合、それでもやはり来ていただいている方については、やはり一定の上乗せをいただくというような措置をとっております。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） じゃ、その金額をちょっと教えてください。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 紹介状のないほうが2,150円で、逆紹介を受けたにもかかわらず来ていただく場合は530円という形になります。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） この新聞に大病院初診1万円と大きく出ているんですが、これは紹介状を求めずに来た場合に、1万円を軸に検討して2016年をめどに始めると、こういうことになっていますが、やはり中央病院もこういう方向になるのでしょうか。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 国の大きな方針で、やはり病院の機能の分担を進めていこうということで、新聞報道によりますと、今のところ選定医療費等については病院の自主的な判断で取れるという流れが今現在では強いんですけども、その新聞報道によりますと、それを今度法律あるいは規則で国が強制的に、病院は必ずその紹介状がない場合はその額を取るんだということを全国一律で進めていくことによって、ある程度強制力を持って病院の機能分担を進めていこうということは、かなり国では強く打ち出されているように私どもは思っております。ただ、そこまでいくためには当然法律改正等も必要になってきますので、予定されている国会等に法案を出して、ある程度強制力を伴う形で分担を進めていこうということのように聞いております。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 分かりました。

それでは、次に、再整備の今後の予定についてお伺いをいたします。

当初は解体後の跡地に医師マンションは作る予定はございませんでした。残りのスペースは公園とか、そのようになってという、今お聞きしましたが、駐車場のスペースは大体どのぐらいとれるんでしょうか。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 当初、本当の最初の基本計画では解体跡地は全て駐車場という事で予定をさせていただいておりましたが、病院の医師宿舎の建築によりまして、現在その変更を余儀なくされております。今現在、暫定駐車場として当面利用させていただきますが、患者さんからの要望のあった公園、あるいは遊歩道的なものの整備の位置、規模等がまだ決まっておられませんので、現時点では駐車場とそういった公園等の整備をするという方針は病院として持っているんですが、何台程度の最終的な駐車場整備かという点については、公園等の整備の中で決めていきたいと思っております。まだ未定の状況でございます。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） きのうち伊藤保議員から質問がありました道路を少し広げていると、こういう質問だったと思いますが、私もそのことをお聞きしたいと思えます。

全部解体をして、あのブロック塀も全部撤去を当然するわけでしょうけれども、あそこをセットバックして広い道路にしてというようなお考えはないのでしょうか。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 後ろの道路との関係でございますが、現在、既に医師宿舎の建設が始まっております。市のほうからも道路の今後拡幅等も計画予定があるというふうに聞いておりますので、建ててしまってから物理的に動かすということはできませんので、ある程度余裕を持って、かなり道路からは後ろに下げた形で建設位置を決定しておりますので、もし今後、歩道等が計画された場合には、そのセットバックしている中に作っていただけるように配慮した上で建設計画を進めておりますので、対応できるというふうに考えております。

それと、申し訳ありませんが先ほどの私の答弁の中で2,150円というふうにお答えしましたが、2,100円が正しい数字です。申し訳ありません、訂正させていただきます。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市）　そうですね。今のご答弁のように、建ててしまってからでは、拡張ってなかなか大変だと思います。それで、道の駅の建設も決まっているわけですから、例えば大型車が来る場合にもあの道路はやはり広くしたほうが良いと、私はこのように思っているんですが、市長いかがでしょうか。

○議長（日下昭治）　木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直）　確かに道路は広いほうが良いと、私も毎日あそこを通っている1人の人間として広くしてもらったほうが良いということは重々お願いをしたいなど、そんなように思うわけでありましてけれども、病院という自体を考えてみますと、あそこのところが大型や道路がもっと激しい通りになるということが果たしてどうなのかという部分もありますし、切りもなく、そんなことは到底住宅があるわけでありまして、できませんので、ある程度適正規模、適正な幅で広げるということは今、計画をしていかなければならないと思っておりますので、順次交渉に当たっていきたくと、そのように思います。旭農の部分のほかに北側はもう3件ぐらい、それと東側のほうへ行けばもっといっぱいありますし、住宅がいっぱい建っているところでもありますので、なかなか思ったように進むかどうか分かりませんが、交渉には当たっていきたくと、そんなように思っております。

○議長（日下昭治）　木内欽市議員。

○15番（木内欽市）　続いて、最後の院外薬局についてお尋ねをいたします。

今のところ予定がないということでございますが、医療の総収入に占める医薬品の金額はどのぐらいになりますか。

○議長（日下昭治）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史）　医薬品の割合ですが、約2割程度でございます。

○議長（日下昭治）　木内欽市議員。

○15番（木内欽市）　だって、大体2割というと六十五、六億円、七十億円ぐらいかと思いますが、例えば、それが3%上がってしまいますと、60億円にしても、1億8,000万円でしょう。1億8,000万円収入が減っちゃうわけですね。そのところはどうかお考えですか。

○議長（日下昭治）　木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史）　来年の消費税の増税に伴う病院の経営に関するご質問だと思

いますが、病院、私どもではなくて、来年の消費税の取り扱いがどうなるかというのは非常に大きな関心事になっております。国の方針として、ご承知のように診療報酬自体は非課税ということになっておりますが、仕入れるものについては、私どもも税金を払わなくてははいけません。その払うべき増える分がきちんと補填されないと病院の持ち出しになってしまうということが懸念されているわけなんです。国の方針として8%の増税時に対しては、病院に対しては診療報酬に上乘せさせる形で補填するということが既に国の方針として決まっておりますので、病院の負担増になる分は当然来年度の予算の中で、診療報酬の改定とは別枠で対応していただけるというふうに考えております。ただ、その分が適正に補填していただけないと、結果的には病院が持ち出すということになってしまいますので、病院の経営に大きな影響を及ぼしますので、議員の皆さん方も適正な上乘せがされるよう、ぜひともご支援をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） そうです。別に院外薬局をやれとかやるなとか、こういう話じゃないんです。誤解されると困りますが、恐れずに言うなら、やはりやるべき時はやると、それにはやはり、いきなりじゃなく、徐々に少しずつでも説明していきませんか、必ずその反対とか出ますので、そういうのを状況をよく、もし分かりましたら、やはり議会のほうにもご報告をいただいて、そういう具合で進めていただきたいと、このように思っております。いかがですか。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 8%の時につきましては行わないということで方針として決定しておりますが、今後につきましては患者さんの皆様、今のアンケート等によりますと、やはり72%くらいの方がやはり診療と一緒に薬ももらえたほうが良いというようなアンケート結果も出ていますので、そういった患者さんの皆さんの声や経営上の問題もありますので、その辺も含めまして総合的に検討してまいりたいと思っております。また、決まった時には速やかに議会のほうにもお知らせしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため1時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後 零時 3分

再開 午後 1時10分

○議長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（日下昭治） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（8番 伊藤房代 登壇）

○8番（伊藤房代） 議席番号8番、伊藤房代です。平成25年第4回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回、私は大きく分けて3点の質問をさせていただきます。

まず1点目、児童福祉について。2点目、高齢者福祉について。3点目、期日前投票について質問いたします。

まず1点目、児童福祉について、（1）今回の台風26号の災害を教訓として、日ごろの避難訓練はどのようにしているか質問いたします。

今回の台風26号、27号、28号と連続の接近に対して、大雨に対しての避難がいかに大事になるかということが分かりました。地震、津波に対しては緊張して避難場所はどこかと決めていましたが、大雨に対して、山崩れなどに対してはどうなのかと旭市として決めて、児童に対して訓練をしているのでしょうか、質問いたします。伊豆大島では急に避難場所になったところもあったようです。死者31人、行方不明者は12人となっていて大変悲しいことです。安心して暮らせる旭市を目指したいと思います。

（2）児童の個性を伸ばすための特別訓練の補助はできないか（オリンピック、パラリンピックを目指すため）。

オリンピック、パラリンピックが7年後に決定いたしました。現在の小学生、中学生、高校生がちょうどの年齢になります。児童たちの個性を伸ばすためには日常の訓練とともに、特別により先輩についてアドバイスをもらわなければ、自分の持っているものを伸ばすことはできないのではないのでしょうか。例えば、バレーボール、柔道、水泳、マラソン、弓道など、特別訓練のための先輩を呼ぶための費用とか、児童の希望するものへのアドバイスなど、

先生方が見て伸ばせるように積極的に取り組んでいるのでしょうか、質問いたします。

2点目、高齢者福祉について。(1) 台風や地震、津波に対しての避難訓練はどうなっているか、質問いたします。

児童に対しての避難訓練は、学校側の責任として取り組んでいけると思います。高齢者の避難訓練は年齢や持病、ひとり暮らし、また、寝たきりなどと個別に違い、また、強制的に行えないと考えます。地域で細かく連絡をとり、誰が誰を避難所に連れて行くかなど、細かく配慮する必要があるのではないのでしょうか。旭市としては各地域のリーダーの方たちに対して、どのように指示をしているのでしょうか、質問いたします。また、避難指示も早目に出さなければ間に合わない場合もあるのではないのでしょうか、質問いたします。

(2) 高齢者と園児との交流の場を持ってないかどうか、質問いたします。

高齢者と園児との交流の場を持つことができないかということですが、高齢者の方の昔の知恵を思い出してもらって、折り紙や手作りの竹とんぼや、また俳句や短歌や川柳や囲碁、将棋など、児童たちの歌やダンスなどを高齢者と一緒に踊るとかの交流の場を持つことができないか、質問いたします。

3点目、期日前投票について。(1) 期日前投票宣誓書(兼請求書)の送付について質問いたします。

前回質問し、投票率の向上についてという質問に対して、総務課長より、市として現在実施する方向で検討しておるところですとの答えをいただきましたが、12月の選挙に間に合わせるのは約束は差し控えたいと思いますとの答えでした。しかし、現在、東京の三鷹市、東庄町、匝瑳市、埼玉の久喜市、群馬の前橋市などはもう実施されております。我が旭市としても12月に実施することはできないか、質問いたします。

以上で質問を終わります。

○議長(日下昭治) 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長(菅谷充雅) それでは、私のほうから1番の(1)と(2)について回答させていただきます。

最初に、今回の台風26号の災害を教訓としての日ごろの避難訓練はということですが、まず最初に、避難訓練についてなんですけれども、全ての学校で年間3回以上実施しております、多くの学校では大体4月、9月、1月というところで実施しております。その内容ですけれども、地震や津波、火災、あるいは不審者対応に関するものがほとんどでござ

ございます。また、大きな災害や緊急時に備えて、保護者への引き渡し訓練を組み合わせで実施しております。また、想定外の大雨が長く降り続いたということで考えますと、市内の中で土砂崩れ、山崩れ等が想定される中和小学校と萬歳小学校につきましては、学校防災計画に避難計画が決められております。

なお、今現在ですけれども、各学校では台風等風水害における警報が発令された場合は自宅待機という形になっております。また、在校中の場合は学校待機及び保護者への引き渡しを含めて、安全に帰宅させることを実施しております。ちなみに、先日来ました台風26号の際でございますけれども、大雨警報等の警報が発令されることを想定いたしまして、あらかじめ前日に市内全校が休校の措置をとっております。

続きまして、(2)番の児童の個性を伸ばすためのいわゆる特別訓練、オリンピック、パラリンピックを目指すというために、そういったような特別訓練はということでございますけれども、現在、学校教育の中でオリンピック等を目指すための特別訓練の補助はしておりません。ただ、子どもたちの個性の伸長を図ることは学校教育においてもとても大切なことだと考えております。そこで、現在、中学校の課外活動、これは部活動でございますけれども、中学校の課外活動については、課外活動支援事業によりまして優れた人材を活用して指導に当たっていただいております。今後も学校教育の中で文化、伝統、芸術、スポーツなどさまざまな分野を通して、市内全ての児童生徒の個性、あるいは能力と可能性の伸長を図りまして、大切にしていこうと努めていこうと考えております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、2点目の高齢者福祉について、(1)です、台風や地震、津波に対して避難訓練はどうなっているのかとのご質問にお答えいたします。

市では、総合防災訓練や津波避難訓練の中で住民避難訓練を実施しています。高齢者の避難も区長を中心に関係者の協力で一緒に行っております。さらに、高齢者の安否確認や避難指示、避難支援に活用するため、消防団や民生委員に情報の共有を図っているところであります。各地域において、みんながお互いに助け合うということでもあります。

それと、早目の避難指示というご質問がありました。住民への避難の呼びかけには避難勧告、避難指示のほか、勧告・指示に先立ちまして高齢者等の早目の避難を促すため、避難準備情報を伝達します。この呼びかけには強制権はありませんけれども、避難の情報が出たら、周りの状況に注意しながら、早目の避難を日ごろから心がけていただくようお願いしていま

す。もちろん避難指示が出る状況になりましたら早目にとということで、常に心がけるようにしております。

それと、3点目、期日前投票の宣誓書を入場券の裏に印刷したらどうかというご質問がございました。この件につきましては、入场券の様式の変更、選挙を管理するシステムの修正が必要となるわけでありまして、変更後に不具合等がないことを十分検証した上で実施する必要があります。特にこの12月の選挙、市議会議員選挙は市民にとって非常に関心の高い選挙でありますので、この選挙で入场券の様式を変更することにより、市民に混乱を招くおそれがあると、こう私たちは判断しているんです。その理由の一つとして、市民へは入场券の様式を変更する旨の周知を十分図る必要があるんだと、それから2つ目として、投票事務においては期日前投票所の受付方法の変更を従事者に徹底させ、市民がスムーズに投票できる体制を整えた上で実施する必要があるということになるわけでありまして、12月の選挙につきましては、従来どおりの様式により対応させていただきたいと思っておりますので、どうかこの辺はご理解をお願いしたいと思います。

なお、ホームページに宣誓書の様式を載せることを予定しております。期日前投票を行う方にご利用いただけたらなと思うわけでありまして。

以上です。

○議長（日下昭治） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 社会福祉課からは2点目の（2）の高齢者と園児との交流の場を持ってないかということについて、社会福祉課に関連します事業についてお答えいたします。

社会福祉協議会の各地区社協におきまして、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるように、地域ふれあい交流事業に取り組んでおります。その一環で、地域の子どもたちとスポーツ、例えばグランドゴルフ、スカットボールなどですけれども、スポーツやゲーム大会、またはフォークダンス、歌などにより、世代間の交流を行っております。さらに、市内70歳以上の独居の高齢者の方を対象に、年1回でありますけれども、おたっしや会を開催しまして、その中で保育所園児による遊戯などを披露して交流を図っているところであります。

今後も地元民生委員や社会福祉協議会、老人クラブ連合会と連携を図りながら、地域の方々の高齢者の交流活動がさらに活発化するように支援してまいりたいと思っております。

○議長（日下昭治） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、今、（2）の高齢者と園児との交流の場を持ってな

いかどうかについて、子育て支援課のほうから保育所の状況について回答させていただきます。

保育所では夏祭り、運動会、ミニ発表会を中心に、花苗植えや芋掘りなどの行事で高齢者を含めて地域の方々とふれあう交流活動を実施しているところでございます。今後も高齢者の方と児童と一緒に楽しめるよう、充実をさせていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） それでは、1点だけ再質問させていただきます。

大きな3点目の期日前投票について、（1）期日前投票宣誓書（兼請求書）の送付についての質問でございます。

この12月の選挙に間に合わないとする、次は3年後になってしまうのではないかと思うんですけれども、その辺、総務課長いかがでしょうか。

○議長（日下昭治） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 議員おっしゃいますように3年後になるわけですけれども、その時には実施するということできたいと思います。

よろしく申し上げます。

先ほど私、3年後と言いましたけれども、次の選挙ということで訂正させていただきたいと思えます。次の選挙にはぜひこれはやっていきたい、このように考えておりますということで、よろしく願いいたします。

○議長（日下昭治） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 次の選挙といっても、当分この間、選挙がないのではないかと思うんですけれども、市長、その辺いかがでしょうか。12月に十分間に合うのじゃないかなと私は思うんですけれども。

○議長（日下昭治） 伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 担当の総務課長が間に合わないというような話で、選管のほうとも相談をしているようでありますので、その点についてはご理解をいただきたいと。今、11月で、あと1か月しかありませんので、今回は間に合わないということでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

次の選挙にはやるというようなことでありますけれども、次の選挙は3年後ではありませんよね。県会議員が2年後にありますので、だから、その2年後には最低でも間に合わせるように。その間に衆議院も解散するかも分かりませんし、そういうことで、次の選挙には間に合わせるようにしますので、よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） ぜひ今回12月、できれば、一番やはり皆さん関心の高い時なので、やっていただければと本当に思うんですけども、何しろよろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（日下昭治） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

◇ 柴田 徹也

○議長（日下昭治） 続いて、柴田徹也議員、ご登壇願います。

（14番 柴田徹也 登壇）

○14番（柴田徹也） 14番、柴田徹也です。お許しをいただきましたので、1項目4点の一般質問を行います。

さて、本日は11月13日ではありますが、今からちょうど37年前の昭和51年11月13日に、我が郷土、旭市の偉人、大原幽学を主人公とした映画、天保水滸伝が公開されました。この映画は旧干潟町の長部地区を中心に撮影が行われましたことから、覚えておられる方も多と思います。私も久しぶりにこの映画を見てまいりました。主役の大原幽学に平幹二郎、ヒロインのたか役に浅岡ルリ子、そして当時大型新人と言われた大竹しのぶという豪華キャストでした。

さて、この映画では飯岡の助五郎、笹川の繁蔵という2人の博徒、いわゆる地元の顔役が自分の思いどおりに地域を操り、代官の弱みを握り一緒になって地域を荒らしていく、そういった腐った時代背景の中で、大原幽学が地域立て直しに向けて努力していく姿が描かれています。映画ですので多少の脚色はあるかとは思いますが、何かどこかの市と180年前の大原幽学の時代を重ね合わせてしまっていました。きっとビデオを見ていただきましたら、そう思われるのは私ばかりではないと思います。県立の東部図書館で、無料で見られます。時間があれば、皆さんもぜひご覧いただきたいと思っております。

ご承知のとおり大原幽学は二宮尊徳と並ぶ幕末の農民指導者、社会教育実践者として、我が旭市の偉人であります。道徳と経済の調和を基本とした性学を説き、独自の手法で改革を

進めていきました。荒廃した農村を救うために世界初の農業協同組合となる先祖株組合を立ち上げるとともに、農業技術の指導、耕地整理、質素節約の奨励、子どもの教育、躰のために子どもをお互いに交換し合う換子制度の奨励など、多くの実践的な活動を展開いたしました。その尽力のおかげで、村は見事に立ち直りました。しかし、その当時こうした清貧の思想を貫こうとした幽学は、快く思われませんでした。また、農村改革運動の急激な進展のため幕府の嫌疑を受け、江戸で謹慎を言い渡されてしまいました。その間に村は再びもとの状況に戻ってしまい、失望した幽学は失意のうちに自刃してしまいます。

声の大きな、お金を持った、強い者だけが幅をきかせているこのご時勢の中、私は旭市の生んだ偉大な大原幽学をもう一度見直し、市民がその偉業を共有していくべきだと思います。そして、大原幽学の業績を教え、誇りに思っていくように、子どもたちに知らせていくべきだと思います。

そこで伺います。大原幽学について、小学校や中学校でどのように教えているのか。また、今後どのようにしていこうとしているのか。

次に、大原幽学は世界初の農業協同組合を作った人として知られています。7年後、東京オリンピックが開催され、日本国内のみならず、世界中から成田空港を経由してたくさんのお客様が来られます。また、旭市では道の駅も近いうちに開業される予定です。そのような時、世界初の農業協同組合を作った大原幽学は、観光面で大きな起爆剤となるのではないかと思います。

そこで伺います。大原幽学の偉業を国内外にもっとPRし、道の駅や観光面にも活用すべきだと思いますがいかがでしょうか。

次です。TPP問題等で農業のあり方に関心が高まっております。単に生産、販売するだけにとどまらず、いろいろな工夫が求められております。そんな中、この旭市では大原幽学の史跡になっている田んぼも含めて、環境のよい圃場がたくさんそろっています。そこからさまざまな作物が大量に生産されております。海からは新鮮な魚介類も、たくさんとれます。海水浴を楽しめる海もあります。農業体験、生き物体験、田舎体験、海水浴、地引き網体験等々、やり方次第ではかなりの可能性を秘めた地域だと思っております。現在、大原幽学遺跡史跡公園周辺にて、田植え、稲刈り体験など企画、実行されているようですが、開業される道の駅と絡めて、さらに発展できるように大原幽学公園周辺の整備をしていかなければならないと思います。また、古文書等の文化財の収蔵庫も不足していると聞いています。大原幽学記念館周辺を今後どのように整備していくのか、伺います。

大原幽学関連の最後の質問となります。

大原幽学は地域を改善するために声高の人にとらわれず、そして上から目線ではなく村民の声をよく聞き、そして話し合いながら、自分たちでこの地域をどうしていったらよいのかと考えるように誘導していったと聞いています。市長も、そうあるべきだと思います。市長は市民から選ばれた首長であり、一部の人々の言うことだけをうのみにするようなことがあってはならないと思います。大原幽学のように、あらゆる迫害、困難にくじけず、毅然と市政を展開していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。市長は幽学の教えを市長の市政運営にどのように生かしていくのか、お答えください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 柴田議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから、最後に、幽学の教えを市長は市政運営にどのように生かしていくのかということでお答えをさせていただきます。

まず、柴田議員から力強い激励の言葉だと受け止めさせていただきたいと思っております。その上で、かつて大原幽学先生は指導に当たって、まず仲間を大切にする和の心、相手と交流することによって信頼関係を作り、その上で本格的な指導を行っていたとのことであります。いわゆる性学の教えであります。和と孝の両輪の中で教えを広げていった、そんなように聞いております。そのことは私もいつも信念として思っております、相手の立場に立って物事を考えること、そして人と人との心のつながり、また、お世話になった人や義理ある人への思いを大切に考えているところでありまして、私の政治信条であります、ふれあい・まごころ・おもいやりのある市政の実現、そのようなことにも通じるものがあるのかなと、そんなふうに自分自身思っているところであります。そのようなことを十分参考にしながら、大原幽学先生の教えを十分参考にしながら、これからも市民協働でのまちづくりをモットーに話し合いや交流の場、積極的に参加しながら信頼関係の構築に努めて、市政を推進していきたいと思っているところであります。

市内で唯一、国から重要文化財と指定されている大原幽学先生の功績を大切に、教育や観光振興に生かしたいと考えております。

以上です。

○議長（日下昭治） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、私のほうから1番の（1）郷土の偉人、大原幽学について小中学校ではどのように教えているのか、また、今後どのようにしていこうとしているのか、この点について回答させていただきます。

現在、市のほうでございますけれども、大原幽学などの偉人についての学習につきましては、現在、市内の全ての小学校4年生、社会科の授業の中で行っております。その際に、「わたしたちの旭市」という副読本を使用いたしまして、年間で6時間の学習を行っております。これは旭市教育委員会より委嘱した市内の小中学校教員20名なんですけれども、それと、あと役員が入りまして23名で編集して、発行しているものでございます。なお、ほとんどの小学校なんですけれども、幽学記念館を校外学習先に取り入れております。

今後についてでございますけれども、先ほど申し上げましたように、小学校については社会科、年間6時間という形で実施しているわけでございますけれども、小学校につきましては学習内容とのバランスを考えて指導計画を立てておりますので、小学校については授業時数を増やすということは難しいところでございます。

ただ、中学校のほうなんですけれども、中学校につきましては、特に大原幽学については現在取り上げてはおりません。ただ、子どもたちが地域に愛着を持てるように、今後とも授業を工夫していこうと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それでは、（2）の大原幽学先生の偉業を国内外にもっとPRする、道の駅や観光面にも活用すべきだと思ふということについてお答え申し上げます。

現在、道の駅につきましては、建設準備委員会におきまして、施設の詳細について検討を行っているところであります。道の駅には道路利用者や地域住民のための交流や情報発信機能を整備することになりますので、その機能を活用し、大原幽学先生をはじめとする郷土の偉人の紹介、また、観光スポットや市内で開催されるイベント等のさまざまな情報を発信し、道の駅を訪れる方々に旭市の魅力をPRしていきたいと考えてはおります。

以上です。

○議長（日下昭治） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間隆） それでは生涯学習課から、1番の郷土の偉人、大原幽学につい

での質問2点について、所管課であります生涯学習課での取り組み及び商工観光課、農水産課等が幽学遺跡史跡公園のPRや施設を活用していただいておりますので、併せてお答えさせていただきますので、ご了承ください。

ご質問にありましたように、大原幽学の業績は高く評価すべきものが多く、代表的な引用の一つに、長部村を拠点に後の農業協同組合の原形となる先祖株組合を結成し、農村指導者として村の復興を実践した人物ですので、農業関連団体並びに生活協同組合等の機関紙に掲載しPRに努めてきたところです。また、8月に日本自動車連盟JAFとの間で、JAF会員優待に関する協定書を締結し、大原幽学記念館の入館料の割引サービスを開始しております。このJAFの会員数は全国に1,735万人おり、月間発行部数1,100万部を誇る会員向け機関誌「JAF Mate」に掲載されることで、幽学記念館に足を運んでいただくことにより、大原幽学の偉業が広く周知されると期待しております。

農水産課におきましては、既にご承知のとおり、公園内の旧林家を活用し、かまど炊き体験や宿泊体験、幽学が耕地整理を手がけ、日本で唯一、文化財登録されている水田を活用しての稲作体験等も実施しております。

商工観光課では、現在、商工労働部で実施中の、ぐるっと房総お得キャンペーン、県観光協会によるスタンプラリーに参加し、周知に努めております。また、現在誘致中の、はとバスツアーの一つに幽学記念館も組み込ませていただく交渉も行っております。

今後もPR手段を模索しながら、広く大原幽学の偉業を発信し、多くの方々にお越しいただけるよう努めていきたいと考えております。

続きまして、(3)についてですけれども、大原幽学記念館周辺の整備についてですが、現在、災害復旧事業として旧宅南側斜面の復旧工事を行っているところです。今後、園内の整備については、公園全体の敷地面積約6万平方メートルのうち、およそ2万平方メートルが国指定史跡となっているため、整備を行っていくに当たり、国、文化庁から、市において史跡保存計画書を作成し、その計画に基づき整備を行うようにとの指導がありますことから、遺跡史跡公園としてほかの公園とは異なる数々の遺跡と豊かな自然、椿と桜を満喫できるやすらぎの里となるよう検討委員会を立ち上げ、指定地域全体の施設整備のあり方について検討してまいりたいと考えております。

収蔵庫については、旧市町で所蔵している発掘した土器等の埋蔵文化財をはじめ、民具等も1か所に集めた施設の必要性を十分感じておりますが、所蔵品の地域性や建設場所、規模等、多くの課題がありますので、史跡保存計画書を作成する中で、調査、検討してまいりた

いと考えております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員。

○14番（柴田徹也） ありがとうございます。

市内の全児童、今4年生ですか、4年生がほとんど現地を見学しながらこの勉強をされているということですね。6時間というのはいろんなものを含めて6時間、大原幽学だけじゃないですよ。いろんなものですよ。

（発言する人あり）

○14番（柴田徹也） はい、分かりました。

やっぱりすばらしいと思います。旧干潟以外の子どもたちがきっと長部の公園を見に行く機会というのは、こういったことがないとあまりないのかもしれないかもしれません。ほとんどこれがないかったら、一生見ないで終わっちゃうかもしれないということを考えますと、非常に意義があるなと思います。

NHKの番組に、ようこそ先輩という番組がありますね。小学校や中学校のそこを出身した有名な人、スポーツ選手であったり、いろんな学者であったり、いろんな方、有名な方がその母校に戻って授業をするという番組ですけども、やっぱり自分たちのふるさとにそういった人がいるというだけで、やっぱり子どもたちは自信を持つだろうし、そういった業績を知れば、余計この地域に愛着が湧くんじゃないかと思いますので、どうぞその辺、引き続きまたよろしくお願ひしたいと思います。

1点お尋ねしたいのは、大原幽学の業績というか、やったこと、これは意外と子どもに難しいのかなと。逆を言えば、世の中の指導者クラスの方がこれを見ると、なかなか先進性があったなと、こう理解するのかなと私は思うんですね。ですから、小学校4年生で一旦下地を作っておいて、中学校になってからもうちょっとその辺に触れ直すということはできるのかどうか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 最初に、先ほどの6時間というお話ですけども、これは大原幽学の学習で6時間使っております。ということで、いわゆる年間計画で、郷土に伝わる願ひということで、これは17時間扱いでとっております、干潟八万石の歴史を5時間、大利根用水について3時間、そして、郷土の発展に尽くした人ということで、大原幽学について

6時間ということで、いわゆる実際にそこへ行くことも含めて、その準備の段階とか調べる内容とか、あるいは戻ってきて、さまざまなことをまとめるとか、そういった時間を全部含めて、一応6時間扱いということで学習をしているところでございます。

それから、あと、この内容は先ほど申し上げましたように、いわゆる小学校の学習指導要領の中に、これは国のほうで出ているんですけども、地域の発展に尽くした先人の働きについて理解できるようにし、地域社会に対する誇りと愛情を育てるようにするというような大きな目標がございまして、これに基づきまして小学校については年間指導計画を作りまして、それに合わせてそういう副読本を作って授業を進めているということでございます。

ただ、中学校につきましては、結局社会科でいいますと、これは社会科のほうはいわゆる歴史の勉強になりますので、年間計画がしっかり作られておりますので、なかなかその中に大原幽学先生、大原幽学先人のそういう偉大な方について取り入れていくということは非常に難しいのかなという気はいたします。ただ、教科は、社会科とは別に中学校でも総合的な学習というものがございまして、その中でいろいろと自分たちの地域のことを勉強したりとか、そういったことを取り組む時間がございまして、その中に入れることはできるのかなと思います。ただ、現状ではそういうふうに中学校でやっているところはないんですが、今後、せっかくそういったすばらしい方もおられますので、そういったことも一つのテーマとして、ましてや市内の小学校で全員が勉強しているわけでございまして、確かに議員がおっしゃいましたように、小学校の段階では実際に現地へ行っているようなことを勉強するわけですけども、それがまだまだ理解できないところもありますので、それをさらに発展させるということで、それをうまく中学校に引き継ぐことはうまくやればできるのかなと思います。いずれにいたしましても、中学校でその辺は検討してもらえればいいのかと思います。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員。

○14番（柴田徹也） 6時間も時間をかけていただいて、本当にありがとうございます。

今、お話の中で出てきた「わたしたちの旭市」という副読本、これのことですよね。私もちょっとお借りして、見せていただきました。その中の一番最後のほうに、大原幽学が3ページ載っております。本当に分かりやすく編集されておまして、難しい大原幽学の内容なんですけれども、非常に分かりやすく書かれているなど感心をしていたところでございます。その中ですばらしいと思ったのは、大原幽学だけじゃなくて、この郷土の例えばサツマイモ

の苗作りを広めた穴澤松五郎さん、落花生を広めた金谷総蔵さんもいますよと、そういったものにも触れています。話がちょっとずれるんですけども、この副読本、旭市の地理から始まって、水はどのように作られるとか、下水はどうなっている、産業はどうなっている、ありとあらゆるものがよく網羅されて、非常によくできていると思っていました。私は一番最後の編集のところを見たんですけども、編集顧問に埴田哲雄旭市教育委員会教育長、そして、ちょっとその脇を見たら副委員長に菅谷充雅、今、学校教育課長が載っておりまして、いや、びっくりしました。さすがよくできていると感心した次第でございます。

これだけのものを作られるというのは、本当、大変だったと思うんですね。ですから、その辺の苦労話、どういった点を留意してこういった冊子を編集されたのか、ちょっとその辺触れていただければと思います。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） いろいろとお褒めのお言葉をいただきまして、どうもありがとうございます。

この社会科副読本でございますが、最初は実は昭和57年に最初に発刊しまして、今使っているものが平成23年4月1日で第8訂版になっております。こちらにつきましては、実は5年後の28年にまた新しいものを作るということで、これはいろんなデータとか資料とか、それを集める関係がありますので、実は28年版については今年からもう動いております。ということで、3年以上前からいろいろと準備をして進めているということでありまして、苦労といえますと、今申し上げましたように、さまざまな市内の風景、写真を集めたりとか、新しい最新の数値、データを取りそろえたりとか、あともう一つ、実はこの副読本を作るだけではなくて、各学校には指導の手引というのがございまして、つまりこれをどうやって使っていくか、使い方、こういったものも全部作っておりますし、また、これに合わせまして準拠テスト、これに合わせたテストも作っておりますので、教科書作りだけではなくて、いろんなさまざまな指導書とかテスト作りとか、そういったものでかなり時間を割いておりますので、大体年間、今年はそれほど多くないんですけども、前年になりますと大体年間で十数回、いわゆる編集委員会を開きますし、それ以外でもやっぱり時間をかけてやっているということでございまして、市のほうからいろいろと全面協力いただきまして、学校の先生方をお願いして作っているということでございます。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員。

○14番（柴田徹也） ありがとうございます。

普通、教科書で勉強しますと全国一律のものが載っています。そういった学習する時に全部この旭市の風景が載っている、工場も全部旭市の工場だし、お店もそうだし、こういう身近、あらあら、ここ知っているよという、非常にいい作りになっていて、びっくりしました。もしよかったら、この余りがあれば、ぜひ議員に1冊ずつこれを見せていただければと思っています。どうぞ引き続き子どもたちの教育のためにご活躍をいただければと思います。よろしくをお願いします。

それでは、続いて2番目のほうに移りたいと思います。

このPRでございますけれども、今、道の駅が開業される、それから、もちろんオリンピックもあるということでございます。そうしますと、いろんな形で、もちろん外人の方も来られると思うんですね。日本人の団体にまじって外人が来ると、やっぱり英語のパンフレット等、これは必要になってくるんじゃないかと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間隆） 今、ご質問ですけれども、英語のパンフレットということですが、2階の展示室がございまして。2階の展示室に結構書物が多いということで、その説明も英語でどう翻訳するかというところがかなり難しいところがありますけれども、取りあえず、最初にパンフレット等の作成には検討していきたいと思っております。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員。

○14番（柴田徹也） どうぞよろしくをお願いします。

今回、これを質問させていただくと、この私の質問に対していろんな課がまたがっております。生涯学習課、商工観光課、農水産課もそうだし、企画政策課もかかるのでしょうか。何だか野球の守備を思い出しまして、フライが上がって、センターがとるのか、レフトがとるのか、ショートがとるか、そんな感覚で、これからいろんなことが起こってくると思うんですね。いろんな要望が来ると思います。例えば工場見学、例えば屠場の見学をしたいとか、稲刈り体験と海の体験をしたいとか、いろんな要望があると思うんですね。松戸に、昔、すぐやる課というのができました。マツモトキヨシの創業者がやられたと聞いておりますけれども、何かそういう、新しい課を作れというんじゃないですけれども、とにかくそこにぼんち行ったらどんな要望でも課を乗り越えて応えていく、これはすみません、うちじゃ

ありません、あっちですというんじゃないくて、ばんと受けて何でも課を超えてやれるような、そんな体制を私は作るべきじゃないかなと思うんですね。

兵庫県に朝来市という市がありまして、今有名でございます。そこに竹田城址、何にもない石垣の城跡なんですけれども、そこが異常に人気になっていまして、その朝来市では竹田城課というのを作ったそうでございます。新しい課を作れというわけじゃございませんけれども、そういった受け入れ体制というものは作らないと、きっとお客さんは逃げてしまうと思うんですね。これは意気込みの問題です。市長、こういったのはどんな感じで捉えていますでしょうか。これは非常に、今4つの課ですよ。これはきっとお客さんから問い合わせが来た時には、必ずこのぶれがあると思うんですね。ひとつこれは、何かトップから考えなくちゃいけないと思うんですね。市長、よろしくお願ひします。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 松戸市に、すぐやる課、今ほかにもご紹介ありましたけれども、ワンストップといいましょうか、行ったら全ての要望がその場所で応えられるというようなことは本当に必要なことだと、そんなように理解しておりますけれども、今、所管で、総務課で一生懸命いろんな対応をしているところでありまして、そういったワンストップでできる部署ができるのかどうか、そういった方向で向かって頑張っていたきたいというようなことを指示しているところでありますので、これから十分対応していきたいなど、そんなように思っております。よろしくお願ひします。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員。

○14番（柴田徹也） どうぞよろしくお願ひします。

近くの場所で見ると、房総市の富浦の道の駅、枇杷倶楽部といひますね。ここをすごいと思うのは、例えば、じゃ、ビワ狩りを頼みたいよという、はいはいと言ってちゃんと手配するんですね。もちろんビワを作っている農家はいっぱいあるわけでございます。それをいいところをちゃんと割り振るんですね。それを全部そこがやるんです。そして、じゃ、すみません、その後何か飯食べる場所ありますか、おいしいこんなものが食べたいと言うと、それもぱっとそこで手配するんです。1か所で全部やってくれるんです。こういう体制って、私はすごく大事だと思うんですね。新しい課を作れというんじゃないくて、これから道の駅ができるわけでございますから、きっといろんな要望がかかってくると思います。それも含めて、今農業体験をやっているのは農水産課がやっています。農業体験はそうなんですけれど

も、じゃ、こういうものかというと、これはうちじゃないとなると、非常にこれはお客さんが逃げちゃう。ですから、農水産課が受けたら受けたでいいんですよ。それで始まったら、それがとことん最後までやる。じゃ、食事する場所はいい場所はどこかということも全部手配する、そういった体制をぜひ今後作っていったらいいと思うんですが、じゃ、もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 今、枇杷倶楽部での先進地のすばらしい市長さんも1度来ていただいてお話を聞いたんですが、そのような先進地のよいところを、ぜひこれから私ども、これから運営委員会を作ったりしますので、参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（日下昭治） 一般質問は途中ですが、2時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時 0分

再開 午後 2時15分

○議長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き柴田徹也議員の一般質問を行います。

柴田徹也議員。

○14番（柴田徹也） 3番目に入ります。

この文化財の保護というのは、大変お金がかかります。障子1枚張りかえるのに、我々一般の家庭ですとすぐにぱっと張っちゃうんですけども、その中のものを1枚ずつ剥がして、その中に貴重な文書があったりするんだそうで、ですから、一般の家庭と比べたら何倍というか、何十倍もかかるわけでごさいます、できればこんな文化財、さわりたくないなど我々は議員の立場からだと思うんですけども、やっぱり文化財というのは守っていかなければならないということで、お金がかかるのは分かっているながら、ですから、国や県がちゃんと金を用意するのだと思います。

ぜひこれは、守るものは守っていかななくてはならないと思うんですが、今までは、例えば今、災害の復旧工事をやっている、壊れたから直す、あそこの雨漏りがしたから直す、

何かあってから事が起きているわけでございます。それは当然のこととは思うんですけれども、どうぞ、でも場当たりのでなくて、ここはこうあったほうがいいなという理想系に近づけるといいますか、先ほどのお話にもありましたけれども、史跡保存計画書ですか、こんなふうに持っていきたいという理想系に向けての努力について、もう一度ご答弁をいただければと思います。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間隆） それでは、史跡保存計画書についてのご回答のほうをいたします。

今、場当たりのということになりましたけれども、この文化財、守っていくのに現状を維持して後世に伝えていくということなので、新しく建てるとか、そういうことにはちょっとこの保存計画書には当たらずで、なお今の現状を保つ、その修繕、そういう今後予想される修繕を計画的にしていけというような指導ですので、新たに作るということとはできないんですけれども、現状の維持をしていくと、その計画書を作れということでございます。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員。

○14番（柴田徹也） 分かりました。

現場で、古文書の置き場所がないというような声を聞いたものですから、その辺は難しいのは分かっていますけれども、そういった綿密な計画があればある程度認められるのかなと思って今質問したわけですが、なかなか難しいそうでございます。

ただ、広い公園の敷地でございますので、手を加えられる場所もあると思います。ありますよね。その辺、じゃ、ちょっとご答弁を。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間隆） 先ほど公園全体の敷地面積6万平方メートルと、そのうち国指定の史跡が約2万、この国指定の史跡については一切手を加えられないということですので、あと残りのほうには建物、そういうものも可能だということになります。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員。

○14番（柴田徹也） 分かりました。

今、道の駅が建設されております。せっかくお金をかけて造るわけですから、ぜひそれも有効に使っていただきたいと思います。有効に使うために、道の駅だけで考えないで、この

大原幽学のところには遺跡の田んぼがあるわけですね。そこで今、体験をしているわけです。何か物語があるじゃないですか。普通の、この干潟八万石には1町歩の広さの田んぼがあるわけです。そこでコンバインで作業するのも、また1つ。こんな近代的な圃場で作るんだなというのも1つだし、昔、きっとあれを造ったのは165年ぐらい前に造った田んぼだと思うんですけども、その区画が残っているので、そこで手植えで昔ながらの田植えをする。こういう体験も、また都会の子どもたちには非常に新鮮な体験になるんじゃないかと思います。そういった意味で、ぜひこれをリンクさせるために、道の駅だけじゃなくて、この大原幽学の田んぼ、いろんなものをミックスすることによって、さらに旭市の魅力が高まるんじゃないかなと思います。市長、いかがでございましょうか。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 道の駅等の史跡遺跡公園、あるいはまた、ほかの旭市の名所といいたいでしょうか、そういった部分でのリンクをしたらというような意見でありますけれども、当然、道の駅の、今、検討委員会、準備委員会、その中で、これからそういったこともやっていかなければならないことだと私は思っていますし、委員もそういったような方向で検討を加えてくれるのかな。

柴田議員が言われますように、郷土の偉人の大原幽学、やはり、あまり対外的にはまだ知られていないような、専門家には知られていると思いますけれども、一般の国民、旭市が合併しても、干潟地区以外の方はそんなにも詳しくは大原幽学先生のことは知っていないというようなことの中で、いつも館長とも話し合っておりますし、もっともこの大原幽学先生をPRしていかなければというような思いは私も持っておりますし、どんどんそういったできる範囲のことはPRしていきたいと、そんなように今考えているところであります、誕生150周年が一昨年ぐらいであったんでしょうか。ちょうど震災があつてできなかったということで、来年早々150周年の記念事業をやるということでもありますので、そういった部分でも大勢の皆さんに来ていただける、そんなようなPRをしていきたい、そのように思っておりますので、よろしく願います。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員。

○14番（柴田徹也） ありがとうございます。

今の市長は真面目でございまして、大原幽学を売ろうとしているわけですね。非常に大原幽学はかたいものですから、これ自体を売ろうとしないで、ぜひ農業体験から絡めていって、

実はこの田んぼは昔180年近く前に大原幽学という偉人が整理した田んぼだよと、そういう感じで売っていけばいいのかなと。スタンスは、あまりかたく考えないで、ぜひ市の発展のために広げて行っていただきたいと思います。

それでは、4番目の質問に移りましょう。

今、市長から信頼を大切に和の心を踏まえてというお話でございました。ただ、この世の中、声の大きな人に合わせてしまうというのは、そういう傾向はあるわけでございます。そういったことは承知しております。例えば、観光バスで旅行に行つたとしましょう。そうすると、男性陣で特にお酒の好きな方は、朝から一杯始まるわけです。これはうまいな。2杯、3杯、中のエンジンがかかってまいりまして、あつたかくなります。4杯、5杯、6杯となりますと、もうエンジン最高潮。バスの中が暑いぞと始まるわけですね。暑いぞ、皆さん経験があると思います。暑いよ、もう少し涼しくしてくれよ。飲まない人にとっては、全く暑くないんです。平常なんです。ところがそういった声高の声で叫ばれると、その人に合わせて車内の温度は変えなくちゃいけないわけです。これは世の中の常でございます。それが続きますと、バスの帰りのころには何人かの上機嫌の人と、あとは大勢の風邪引きが残っちゃう、こんな悲劇があるかもしれません。どうぞ、その辺をぜひご留意をいただきたいと思います。

市長は7月の選挙で、圧倒的な大差で再選を果たされたわけでございます。7万市民の全てに気を使わなくちゃいけないわけでございますが、ただし、あまり特殊な意見にこだわる大勢の人が不利益をこうむるわけでございます。市の均衡ある発展と一人でも多くの方の幸せのためにご尽力をいただきたいと思います。決意のほどをお聞かせください。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 柴田議員のおっしゃっていることは十分分かっているつもりでありまして、70年の人生の中でそういった積み重ねの中で私自身も生きてきた、そんなような思い、いろんな人との付き合い、そういったものは私も一番多くつき合ってきたのかなと自分自身も思っておりますし、自分で一番今大事にしていることは、やはり消防を三十数年やったということの中で、消防精神、これが一番私の基本にあるところであります。献身奉仕と郷土愛護、この言葉を自分自身の人生のよりどころとしてこれからも生きていきたいと、そんなように思っておりますので、ご高配をいただきましたことを十分肝に銘じながら頑張っていきたいと、そんなように思います。よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員。

○14番（柴田徹也） 先日、プロ野球で楽天イーグルスが日本一になりました。チーム創設9年目の快挙でございました。これはもちろん三木谷オーナーの財政面等の、これも強力なバックアップがあつてなし遂げられたものと思いますけれども、やっぱり監督の指導や方針のもとで選手が持てる力をみんな出し切って、その総力で勝ったんじゃないかと思います。

目を市に移せば、この市には優秀な副市長をはじめ、今日おいでの課長の皆さんがこれだけ控えていらっしゃると思います。そのもとには大勢の優秀な職員の方がいらっしゃるわけでございます。市長、あなたはこの監督でございまして、どうぞこの優秀な人をどう使うかということに、ぜひお力を注いでいただきたいと思います。これだけ優秀な人の力を発揮させられれば、私はすばらしい、ますますすばらしい市になると思います。市長、よろしくお聞かせください。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員の再々質問に答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 十分配慮していきたいと思えます。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員。

○14番（柴田徹也） ありがとうございます。

いろいろご無礼な発言もあつたかもしれませんが、これはやっぱり市が発展していかなくちゃならない、市民の皆さんが一人でも多く幸せ感を味わってほしい、そういう願いから発言をさせていただいたわけでございます。どうぞご容赦ください。

市長もどうぞ、あと3年半の任期がございまして。健康には十分ご留意をいただきまして、そして市の幹部職員、市の職員の皆さんの力を借りながら、すばらしい市政を展開していただくことを心から念じまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（日下昭治） 柴田徹也議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○議長（日下昭治） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は11月22日、定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時29分

平成25年旭市議会第4回定例会会議録

議事日程（第5号）

平成25年11月22日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
 - 第 2 質疑、討論、採決
 - 第 3 常任委員長陳情報告
 - 第 4 質疑、討論、採決
 - 第 5 事務報告
 - 第 6 閉 会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
 - 日程第 2 質疑、討論、採決
 - 日程第 3 常任委員長陳情報告
 - 日程第 4 質疑、討論、採決
 - 日程第 5 事務報告
 - 日程第 6 閉 会
-

出席議員（21名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 大 塚 祐 司 | 2 番 | 飯 嶋 正 利 |
| 3 番 | 宮 澤 芳 雄 | 4 番 | 太 田 將 範 |
| 5 番 | 伊 藤 保 | 6 番 | 島 田 和 雄 |
| 7 番 | 平 野 忠 作 | 8 番 | 伊 藤 房 代 |
| 9 番 | 林 七 巳 | 10 番 | 向 後 悦 世 |
| 11 番 | 景 山 岩三郎 | 12 番 | 滑 川 公 英 |
| 14 番 | 柴 田 徹 也 | 15 番 | 木 内 欽 市 |
| 16 番 | 佐久間 茂 樹 | 17 番 | 日 下 昭 治 |
| 18 番 | 林 俊 介 | 19 番 | 嶋 田 茂 樹 |

20番 高橋利彦

21番 林 正一郎

22番 林 一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明智忠直	副 市 長	加瀬寿一
教 育 長	笏田哲雄	秘書広報課長	堀江通洋
行 政 改 革 推 進 課 長	林 清 明	総 務 課 長	米本壽一
企 画 政 策 課 長 兼 被 災 者 支 援 室 長	伊 藤 浩	財 政 課 長	加瀬正彦
税 務 課 長	佐藤一則	市民生活課長	馬淵一弘
環 境 課 長	新行内 弘	保険年金課長	加瀬喜久
健康管理課長	野口國男	社会福祉課長	加瀬恭史
子 育 て 支 援 課 長	山口訓子	高 齡 者 福 祉 課 長	石毛健一
商工観光課長	堀江隆夫	農水産課長	大久保孝治
建 設 課 長	高野晃雄	都市整備課長	林 利 夫
下 水 道 課 長	石毛 隆	会 計 管 理 者	宮應孝行
消 防 長	佐藤清和	水 道 課 長	鈴木邦博
病院事務部長	菅谷敏之史	病院経理課長	土師 学
庶 務 課 長	横山秀喜	学校教育課長	菅谷充雅
生涯学習課長	佐久間 隆	体育振興課長	石嶋幸衛
監 査 委 員 会 長 事 務 局 長	田 杭 平 三	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高木寛幸

事務局職員出席者

事 務 局 長	伊藤恒男	事 務 局 次 長	向後嘉弘
---------	------	-----------	------

開議 午前10時 0分

○議長（日下昭治） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（日下昭治） 議案第1号から議案第10号までと議案第17号の16議案及び陳情第2号の陳情1件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（日下昭治） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、平野忠作議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 平野忠作 登壇）

○建設経済常任委員長（平野忠作） おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月8日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第7号、旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市土地開発公社

の解散について、議案第17号、専決処分の承認についての5議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る11月15日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

さわやか畜産総合展開事業の具体的な内容についての質疑では、浄化槽の汚泥脱水機を設置する市内畜産業者に対し、補助金を交付するものであるとの答弁がありました。

続いて、議案第17号の審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

被害の大きかった干潟地区5か所の災害復旧費の総額と工事完了時期についての質疑では、5か所の復旧工事費の総額は3,250万円で、工事の完了は来年の3月を予定しているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、5議案とも全員賛成でそれぞれ原案のとおり可決承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成25年11月22日、建設経済常任委員長、平野忠作。

○議長（日下昭治） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、島田和雄議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 島田和雄 登壇）

○文教福祉常任委員長（島田和雄） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月8日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第5号、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての3議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る11月18日午前10時より、議会委員会室において、議案等説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑2点とその答弁の内容を申し上げます。

1点目として、私立保育所運営委託料について、具体的な内容はどの質疑では、5か所の

私立保育所で、当初見込みの児童数より163人が増加したため、措置委託料を増額する。なお、当初見込みより児童数、委託料が増加する保育所は3保育所で、児童数、委託料が減少する保育所は2保育所であるとの答弁がありました。

2点目として、私立保育所すこやか保育支援事業の具体的な内容はとの質疑では、私立保育所の保育士人材確保対策として、保育士の処遇改善に取り組む私立保育所に対し、ベースアップ、手当、賞与、一時金などの費用を助成しているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、3議案とも全員賛成でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成25年11月22日、文教福祉常任委員長、島田和雄。

○議長（日下昭治） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、木内欽市議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 木内欽市 登壇）

○総務常任委員長（木内欽市） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月8日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、旭市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について、議案第12号、財産の取得について、議案第13号、財産の取得について、議案第14号、財産の取得についての10議案について、審査経過並び結果を申し上げます。

去る11月19日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、議案第1号の審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

旭駅バリアフリー施設整備事業補助金について、乗降客数が1日3,000人以上の駅が該当するとのことだが、市内にある4つの駅の乗降客数はとの質疑では、平成24年度は1日平均旭駅が3,740人、干潟駅が1,774人、飯岡駅が1,502人、倉橋駅については無人駅のため不明

であるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり10議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成25年11月22日、総務常任委員長、木内欽市。

○議長（日下昭治） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（日下昭治） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

議案第1号の各委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

これより議案第1号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 討論なしと認めます。

これより議案第1号について採決いたします。

議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

これより議案第2号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決いたします。

議案第2号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(日下昭治) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

これより議案第3号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決いたします。

議案第3号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(日下昭治) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

これより議案第4号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 討論なしと認めます。

これより議案第4号について採決いたします。

議案第4号、旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(日下昭治) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

これより議案第5号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決いたします。

議案第5号、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(日下昭治) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

これより議案第6号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決いたします。

議案第6号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(日下昭治) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

これより議案第7号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 討論なしと認めます。

これより議案第7号について採決いたします。

議案第7号、旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(日下昭治) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

これより議案第8号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決いたします。

議案第8号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(日下昭治) 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

これより議案第9号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決いたします。

議案第9号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(日下昭治) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

これより議案第10号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決いたします。

議案第10号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(日下昭治) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

これより議案第11号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決いたします。

議案第11号、旭市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(日下昭治) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

これより議案第12号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決いたします。

議案第12号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(日下昭治) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

これより議案第13号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 討論なしと認めます。

これより議案第13号について採決いたします。

議案第13号、財産の取得について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(日下昭治) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

これより議案第14号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決いたします。

議案第14号、財産の取得について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(日下昭治) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

これより議案第15号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 討論なしと認めます。

これより議案第15号について採決いたします。

議案第15号、旭市土地開発公社の解散について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(日下昭治) 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

これより議案第17号について討論に入ります。討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 討論なしと認めます。

これより議案第17号について採決いたします。

議案第17号、専決処分の承認について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(日下昭治) 全員賛成。

よって、議案第17号は承認することと決しました。

◎日程第3 常任委員長陳情報告

○議長(日下昭治) 日程第3、常任委員長陳情報告。

これより文教福祉常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長、島田和雄議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 島田和雄 登壇)

○文教福祉常任委員長(島田和雄) 文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る11月8日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第2号、全国学力テスト学校別結果公表に反対し、現行制度の維持を求める意見書の提出を求める陳情について、その審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、11月18日、付託議案の審査終了後、担当課より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、今後国では新たな方針を示すとのことですので、方針が示されてから再度検討したほうがよいのではないかとの意見が出され、審査の結果、別紙報告書のとおり賛成者はなく、不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成25年11月22日、文教福祉常任委員長、島田和雄。

○議長(日下昭治) 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託陳情に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（日下昭治） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

陳情第2号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

太田將範議員。

○4番（太田將範） この陳情につきましては、一般質問でも行われましたように、おおむね教育委員会のほうの方針というのは、この陳情の線に沿ったようなご回答であったと思いますし、学校ごとの序列は出さないという、そういう形での答弁であったと思います。ですから、なぜ不採択になったのか、この辺につきまして説明をお願いいたします。

○議長（日下昭治） 文教福祉常任委員長、島田和雄議員、ご答弁願います。

○文教福祉常任委員長（島田和雄） 全員一致で委員の皆様は不採択と決定したわけでありませうけれども、なぜこういう結果になったかということではありますが、国の方針がこれから新たな方針が示されるということがいろいろ報道されておりますので、その国の方針がはっきりしてから、自分たちの態度を決めたほうがよいのではないかと、そういったような意見ということで、今回の陳情に対しましては不採択と、そういったようなことになりました。

○議長（日下昭治） 太田將範議員。

○4番（太田將範） 学校教育におきましては、地方自治体の自治権と言いますか、特に教育委員会の自治権というのは非常に重要な問題だと思うんです。ですから、教育委員会の見解と言いますか、そういった教育行政につきましては、相当程度の自治権があるというふうに考えますので、国の方針を待つてということではなくて、やはり旭市の教育委員会、教育行政をどうするかということにつきまして、きちっと議論すべきだということで、国の方針を待つべきではないと、私はそう思うんですがいかがでしょうか。

○議長（日下昭治） 島田委員長、答弁をお願いします。

○文教福祉常任委員長（島田和雄） 国の方針を待つべきではなくて、独自の方針を旭市として、教育委員会として示したほうがよいのではないかとといったような太田議員の質問でありましたけれども、説明の中ではそういったことにつきましては、教育委員会の方針、この問題につきましての方針といったようなことについては、特にどういうふうに考えているかということについては、委員会の中では示されていなかったということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（日下昭治） 太田將範議員。

○4番（太田将範） その辺の問題をきっちりやはり議論してからの上で採択してほしかった
というように私は思うんです。

以上で終わります。

○議長（日下昭治） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） これをもって質疑を終了したいと思います。

これより陳情について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 討論なしと認めます。

これより陳情第2号について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

陳情第2号、全国学力テスト学校別結果公表に反対し、現行制度の維持を求める意見書の
提出を求める陳情について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（日下昭治） 賛成少数。

よって、陳情第2号は不採択と決しました。

◎日程第5 事務報告

○議長（日下昭治） 日程第5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 米本壽一 登壇）

○総務課長（米本壽一） それでは、受納しました篤志寄附についてご報告を申し上げます。

1つ、金70万円を財団法人八石性理学会様より、9月29日受納いたしました。

1つ、金300万円を有限会社ブライトピック千葉様より、9月30日受納いたしました。

1つ、LPガス発電機一式を、一般社団法人千葉県LPガス協会様より、10月3日受納い
たしました。

1つ、金21万9,000円を旭中央病院リハビリテーション科、A C - j u n c t i o n様より、10月4日受納いたしました。

1つ、金20万円を茂原市、ヴォーチ・ダンジェリ様より、10月7日受納いたしました。

1つ、保育用品一式を干潟ライオンズクラブ様より、10月18日受納いたしました。

1つ、デジタルピアノ2台を伊藤實様より、11月6日受納いたしました。

1つ、金50万円を銚子商工信用組合様より、11月8日受納いたしました。

1つ、金15万円を生活協同組合パルシステム千葉様より、11月11日受納いたしました。

1つ、金10万円を鈴木薫様より、11月12日受納いたしました。

1つ、豚肉342キログラムを農事組合法人千葉スワイン様より、11月15日受納いたしました。

1つ、金50万円を日本基幹産業労働組合連合会千葉県本部様より、11月19日受納いたしました。

以上で、事務報告を終わります。

○議長（日下昭治） 事務報告は終わりました。

◎日程第6 閉 会

○議長（日下昭治） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成25年旭市議会第4回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時32分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 日下 昭治

議員 高橋 利彦

議員 林 正一郎